\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

				新規/	当初の 協定型	(当		丁又は公		日	(新	規)認可	可年月日	(新規	1) 公告	·年月日	(新規)有	効期限の末	白動車新	期限終了後の対				工文题目任七周		区分	
地方在	公共団体名	地区名	所在地		(再認可	認/公		可の場合	合) 月	日	年		月日	年		月日	年	月日	(延長年	応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)	区画	i数 協定のねらい	1: 配 -	既成 新市	市街地 街地	協定型
札幌市	北区	あいの里コーポラティブ	北区あいの里3条8丁目9-1	新規	一人協定以外	認	Н	8	3	28	Н		3 28	Н		3 28					3, 270. 90	14	住宅地としての良好な環境を係	呆全 信		7街地	一人協定 以外
札幌市	東区	北の住まいコミュニティ丘珠地区	東区北37条東28丁目	再認可		認	S	62	2	13	Н	19	12 6	Н	19	12 6	Н 29	12	有 (10)	更新の予定	4, 166. 00	18	3 住宅地としての良好な環境を係	呆全 信	E 既成i	市街地	一人協定以外
札幌市	豊平区	にしおか望陽台タウンハウス	豊平区西岡3条8丁目277-130ほか	再認可	一人協定	認	S	60	5	11	Н	7	8 16	Н	7	8 16	H 27	8 1	5 無		11, 008. 42	52	全性宅地としての良好な環境を係る。	R全 (	E 新市	7街地	一人協定
札幌市	西区	琴似タウンハウス建築協定	西区八軒5条西1丁目76番48	再認可	一人協定		S	56	5	29	Н	13	12 21	Н	13	12 21	Н 33	12 2			6, 939. 25	71				市街地	一人協定 以外
札幌市	厚別区	ロイヤルシティー大谷地	厚別区大谷地東5丁目990番437	新規	一人協定	認	Н	13	5	1	Н	13	5 1	Н	13	5 1	H 23	4 3	) 無		22, 598. 56	83	住宅地としての良好な環境を信	呆全 [	E 新市	7街地	一人協定
仙台市	若林区	若林	仙台市若林区古城一丁目72-1他	新規							Н	12	8 7	Н	12	8 7	Н 22	8	有 (10) 以後更新	未定	22, 726. 49	82	住宅地としての良好な環境を信	<b>呆全</b>	臣 既成	市街地	一人協定
仙台市	太白区	松ヶ丘29地区	松ヶ丘	再認可	一人協定	認	S	57	10	1	S	62	6 8	S	62	6 8	Н 29	6 '	無	未定	3, 839. 72	6	住宅地としての良好な環境を使	呆全 在	E 新市	7街地	
仙台市	太白区	榎平地区	茂庭字人来田西	再認可	一人協定 以外	認	S	57	4	20	Н	12	3 24	Н	12	3 24	Н 22	3 2	有(5) 以後更新	未定	48, 564. 42	158	8 住宅地としての良好な環境を係	<b>呆全</b>	臣 既成	市街地	一人協定 以外
仙台市	泉区	泉区館三丁目乙地区	館三丁目1番1外	新規							Н	1	9 22	Н	1	9 25	Н 21	9 2	4 有(10)	地区計画へ移行の 予定	20, 933. 39	74	住宅地としての良好な環境を付	<b>呆全</b> (	E 新市	7街地	一人協定
仙台市	泉区	泉区館五・六丁目甲区	館5丁目12番1外	新規							Н	3	1 18	Н	3	1 18	Н 23	1 1	有(10) 以後更新	地区計画へ移行の 予定	52, 902. 69	158	8 住宅地としての良好な環境を信	呆全 信	生 新市	7街地	一人協定
仙台市	泉区	泉区館四丁目甲区	館4丁目9番1外	新規							Н	3	9 7	Н	3	9 7	Н 23	9 (	有(10) 以後更新	地区計画へ移行の 予定	18, 126. 47	57	住宅地としての良好な環境を	呆全 信	E 新市	街地	一人協定
仙台市	泉区	泉区館四丁目乙区	館4丁目1番1外	新規							Н	4	3 31	Н	4	3 31	Н 24	3 3	有 (10) 以後更新	地区計画へ移行の 予定	46, 624. 64	48	住宅地としての良好な環境を使	呆全 信	<b>新</b> 市	7街地	一人協定
仙台市	泉区	泉区館五・六丁目乙区	館5丁目1番1外,館6丁目3番1外	新規							Н	4	6 25	Н	4	6 25	Н 24	6 2	有 (10) 以後更新	地区計画へ移行の 予定	94, 507. 90	235	5 住宅地としての良好な環境を値	<b></b> 保全	E 新市	万街地	一人協定
仙台市	泉区	泉区館三丁目丙区	館3丁目11番1外	新規							Н	6	4 25	Н	6	4 25	Н 26	4 2	有(10) 以後更新	未定	54, 120. 07	157	7 住宅地としての良好な環境を信	呆全 信	E 新市	7街地	一人協定
仙台市	泉区	泉区館六丁目丙区	館6丁目1番101外	新規							Н	7	3 27	Н	7	3 27	Н 27	3 2	有 (10) 以後更新	地区計画へ移行の予定	19, 319. 00	62	2 住宅地としての良好な環境を信	呆全 信	上 新市	万街地	一人協定
仙台市	泉区	泉区館三丁目丁区	館三丁目101番1の一部外	新規							Н	7	10 5	Н	7	10 5	Н 28	10	有 (10) 以後更新	未定	17, 489. 00	50	住宅地としての良好な環境を信	呆全 信	上 新市	7街地	一人協定
仙台市	泉区	仙台市泉区館三丁目A地区	館三丁目30番1号外	新規							Н	11	11 1	Н	11	11 1	H 21	10 3	有 (10) 以後更新	未定	50, 335. 00	149	9 住宅地としての良好な環境を係	<b>聚全</b> (	手 新市	7街地	一人協定 以外
仙台市	泉区	泉区館三丁目B区	仙台市泉区館三丁目45-1他	新規							Н	12	10 12	Н	12	10 12	Н 22	10 1	有 (10) 1 以後更新	未定	42, 641. 00	127	7 住宅地としての良好な環境を信	呆全 任	b 新市	7街地	一人協定
仙台市	泉区	仙台市泉区館四丁目A区	仙台市泉区館四丁目14番1号外	新規							Н	13	5 21	Н	13	5 21	Н 23	5 2	有 (10) 以後更新	未定	73, 973. 00	222	2 住宅地としての良好な環境を住	呆全 信	E 新市	7街地	一人協定
仙台市	泉区	泉区館四丁目B区	泉区館四丁目33番1号外	新規							Н	15	8 25	Н	15	8 25	Н 24	8 2	有 (10) 以後更新	未定	27, 975. 00	82	住宅地としての良好な環境を付ける。	<b>保全</b> 任	<b>新</b> 市	7街地	一人協定
仙台市	泉区	仙台市泉区館四丁目C区	仙台市泉区館四丁目41番1号 外	新規							Н	17	2 22	Н	17	2 22	Н 27	2 2	有(10) 以後更新	未定	5, 137. 00	15	5 住宅地としての良好な環境を値	<b>呆全</b> (	主 新市	万街地	一人協定
さいたま 市	西区	大宮けやき台建築協定	西区大字指扇字入合1958-3他	再認可	一人協定	認	S	58	10	17	Н	15	12 1	Н	15	12 1	H 25	11 3	無 無	更新の予定	58, 351. 83	342	2 住宅地としての良好な環境を信	<b>呆全</b>	臣 既成	市街地	一人協定 以外
さいたま 市	西区	二ツ宮団地建築協定	西区大字二ツ宮字岸ノ町67-4外	再認可	一人協定	認	S	49	6	25	Н	16	12 9	Н	16	12 9	Н 26	12	無	更新の予定	74, 239. 79	470	0 住宅地としての良好な環境を係	呆全 信	臣 既成	市街地	一人協定 以外
さいたま 市	北区	コンフォートヒルス、本郷町建築協定	北区本郷町972番1	新規	一人協定		1				Н	16	6 7	Н	16	6 7	Н 26	6	有 (10)	更新の予定	7, 003. 54	50	住宅地としての良好な環境を使	R全 信	E 新市	7街地	一人協定
さいたま 市	北区	SPLESE大宮建築協定	北区本郷町973-1	新規	一人協定						Н	17	12 26	Н	17	12 26	Н 27	12 2	有 (10)	更新の予定	13, 288. 55	93	住宅地としての良好な環境を係	<b></b> 保全	E 新市	7街地	一人協定
さいたま 市	北区	さいたま市北区盆栽町地区建築協定	北区盆栽町164-3他	再認可	一人協定以外	認	S	52	8	10	Н	19	12 18	Н	19	12 18	Н 29	12 1	7 無	更新の予定	5, 172. 37	25	5 住宅地としての良好な環境を信	呆全 信	臣 既成	市街地	一人協定 以外
さいたま 市	見沼区	日生大宮大谷団地建築協定	見沼区大字大谷字向大谷東804-5外	再認可	一人協定	認	S	47	6	28	Н	17	2 18	Н	17	2 18	Н 27	2 1	7 有 (10)	更新の予定	28, 677. 42	156	6 住宅地としての良好な環境を係	呆全 信	臣 既成	市街地	一人協定 以外
さいたま 市	中央区	中央区本町東5丁目737番地住宅建築協定	中央区本町東5丁目737番地1外	再認可	一人協定 以外	認	S	61	11	25	Н	19	2 21	Н	19	2 21	Н 29	2 2	有 (10)	更新の予定	10, 764. 27	81	住宅地としての良好な環境を信	R全 (	臣 既成	市街地	一人協定 以外

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

国土交通省住宅局市街地建築課 H20.3.31時点

150   15						都市計画	概要					建第	陸協定に定められた建築物	に関する基準			四工人应目正七向市岗地建未标 1120.3.3 1时点
March   Marc	地力	7公共団体名	地区名	用途地域		1			用途			最低敷地面積	高さ(m)	壁面位置	塀	設備	その他
Column	札幌市	北区	あいの里コーポラティブ	2 中高					専用住宅					1.5			屋根の制限
Proc.   Proc	札幌市	東区	北の住まいコミュニティ丘珠地区	1 低専	40		80		専用住宅	80	40	200	10, 2F				平面形態は凸凹のない矩形
## P	1-02	豊平区	にしおか望陽台タウンハウス				80			60	40		10	2			風除室、別棟物置の増築制限
1						80			専用住宅	100	60		10m 25kV 5	(米·	0.607		意匠は現状のまま枠組壁工法
100   10									域に認められる規模で、用途は診療所,学習塾・ 華道教室・囲碁教室その他これらに類する施設 (建築基準法施行令第130条の3第1項第6号に定め	_		•			垣・柵など開放	•	•
Angle   March   Marc	仙台市	太白区	松ヶ丘29地区	1住専	50		80		•	•	•	•	2階以下	•		•	2 次造成の禁止
### Manual Capital (178) ### 15	仙台市	太白区	榎平地区	準工	60		200			•	•	150	10m, 地階を除き2階以下	1m		•	屋外広告物は自己用1㎡以内
1년   1년   1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년	仙台市	泉区	泉区館三丁目乙地区	1 住専	40		60		員会で認めたもの), 附属建築物 B地区: 一戸建専用住宅, 一戸建兼用住宅 (建築基 準法施行令第130条の3に定めるもの), 附属建築	60	40	200	10m, 軒高7m	1 m	生垣	•	区画を200㎡以下禁止
1.   1.   1.   1.   1.   1.   1.   1.	仙台市	泉区	泉区館五・六丁目甲区	1 住專, 住居	40	60	60	200	員会で認めたもの),附属建築物 B及びB*地区:一戸建専用住宅、一戸建兼用住宅 (建築基準法施行令第30条の3に定めるもの),附 属建築物,その他建築基準法施行令第130条の4で			200	10m, 軒高7m	1m	•	•	区画の分割の禁止
10	仙台市	泉区	泉区館四丁目甲区	1 住專, 住居	40	60	60	200	専用住宅	60	40	660	10m,軒高7m	2m		•	区画の分割の禁止
日本中   10   10   10   10   10   10   10   1	仙台市	泉区	泉区館四丁目乙区	1 住専	40		60		専用住宅	60	40	660	10m, 軒高7m	2m		•	区画の分割の禁止
2	仙台市	泉区	泉区館五・六丁目乙区	1 住専	40		60			60	40	200	10m, 軒高7m	1 m	生垣フェンス	•	区画を200㎡以下禁止
10	仙台市	泉区	泉区館三丁目丙区	1 住專, 住居	40	60	60	200	員会で認めたもの), 附属建築物 B~D地区: 一戸建専用住宅, 一戸建兼用住宅(建 築基準法施行令第130条の3に定めるもの), 診療	60	40	200	10m, 軒高7m			•	区画を200㎡以下禁止
日本日   日	仙台市	泉区	泉区館六丁目丙区	1 住専 2 住専	40	60	60	200		60	40	200	10m, 軒高7m	1 m		•	区画を200㎡以下禁止
20日   新区   13年   13日	仙台市	泉区	泉区館三丁目丁区	1住專,住居	40		60			60	40	200	10m, 軒高7m	1m		•	区画を200㎡以下禁止
日から	仙台市	泉区	仙台市泉区館三丁目A地区	1 低専	40		60			60	40	200	上がり南へ0.6勾配の	1m	生け垣、木柵	•	道路境界から0. 6mの範囲を緑化
日会子学 を区 場所を収録すければ	仙台市	泉区	泉区館三丁目B区	1 低專	40		60		員会が認めたもの),附属建築物 b地区: 一戸建専用住宅、一戸建兼用住宅(建築基 準法施行令第130条の3に定めるもの) 診療所,附 属建築物、その他建築基準法施行令第130条の4で	60	40	200	10m, 軒高7m	1 m		•	道路境界から0.6mは緑地帯として確保,建築物の母屋の屋根は傾斜屋根,外壁等の色彩は原色を避け落ち着きのあるもの,広告物の設置・掲示の禁止
銀区   現区   現区   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	仙台市	泉区	仙台市泉区館四丁目A区		40		60		員会が認めたもの),附属建築物 b地区:一戸建専用住宅、戸建兼用住宅(建築基 推法施行今第130条の3に定めるもの),診療所,附 属建築物,その他建築基準法施行令第130条の4で	60	40	200	10m, 軒高7m	1m		•	母屋の屋根は傾斜屋根,外壁等の色彩は原色を避
協合市 泉区 協合市泉区館岡丁目C区	仙台市	泉区	泉区館四丁目B区	1 低專	40		60		員会で認めたもの),附属建築物 b地区:一戸建専用住宅、戸建兼用住宅(建築基 推法施行今第130条の3に定めるもの),診療所,附 属建築物,その他建築基準法施行令第130条の4で	60	40	200	10m, 軒高7m	1 m		•	道路境界から0.6mは緑地帯として確保,建築物の 母屋の屋根は傾斜屋根,外壁等の色彩は原色を避 け落ち着きのあるもの,広告物の設置・掲示の禁 止
1中高、1住、20、20、20、20、20、20   200、200、200   200   200、200、200   200   200、200、200   200   200、200、200   200   200、200、200   200   200、200、200   200   200、200、200   200   200、200、200   200   200、200、200   200   200、200、200   200   200、200   200   200、200   2	仙台市	泉区	仙台市泉区館四丁目C区	一低專	40		60		令第130条の3に定めるもの), 診療所, 附属建築 物, その他建築基準法施行令第130条の4で定める	60	40	200	10m, 軒高7m	1 m		•	母屋の屋根は傾斜屋根,外壁等の色彩は原色を避
西区	さいたま 市	西区	大宮けやき台建築協定		60	60, 60, 60	200	200, 200, 200	B地区:専用住宅・住居専用長屋(2戸以下)・店舗	A地区:150			高7、階数3 B地区:最高高さ11、軒	北側境界(2F1.8、3F	視可能なフェン		緑化努力、敷地細分化禁止、確認申請10日以内に 届出書提出、工事協定書の締結要す
さいたま 市     北区     コフィートレルズ 本郷町建築協定     1中高     60     200     専用住宅     120     10, 2F     1     生垣・透視可能な アメノ1、2     北側斜線制限       さいたま 市     北区     SPLESE大宮建築協定     1中高     60     200     一戸建て住宅、併用住宅     120     10, 3F, 真北距離*1. 25+5     1     生垣・透過可能な ソス1、2     敷地内緑化努力       さいたま 市     北区     さいたま市北区盆栽町地区建築協定     1 低専、1住     40     40, 60     80     80, 200     一戸建て住宅・診療所・併用住宅(事務所・物販 店舗・理髪店・学習塾等)     40     9     道路側2.1		西区	二ツ宮団地建築協定		60		200				60			2F部分(北側隣地境界)	で通風性のある		屋根・外壁不燃化、敷地内緑化努力、運営委員会 の工事立会い(地縄又は遣り方)あり
**		北区	コンフォートヒルス*本郷町建築協定	1 中高	60		200		専用住宅			120	10, 2F	1	生垣・透視可能な		北側斜線制限
***		北区	SPLESE大宮建築協定	1 中高	60		200		一戸建て住宅,併用住宅			120	10, 3F, 真北距離*1. 25+5	1	生垣・透過可能フェ		敷地内緑化努力
市     見名区     日生人呂人谷団地建築勝定     無指定     50     200     専用住宅       さいたまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	さいたま	北区	さいたま市北区盆栽町地区建築協定	1 低專, 1 住	40	40,60	80	80, 200			40		9		生垣,フェンス(1 mまでプロック)		緑化の義務 (敷面一建面=残面積10㎡あたり高木1 本又は低木3本),確認申請前に事前届出要
さいたま 中央区 中央区本町東5丁目737番地住宅建築協定 1 中高, 調整区 中央区本町東5丁目737番地住宅建築協定 1, 2F:0. 7、3F:1 (3戸以上の共同住宅の場合は 1, 2F:0. 7 (3F:0. 7		見沼区	日生大宮大谷団地建築協定		60		200		専用住宅		60		9, 軒の高さ6.5、2F	1 (道路境界除く)			屋根・外壁不燃化、敷地の細分化禁止、地盤面変 更禁止、敷地内緑化努力
## [PE 4] 7 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	.,,,	中央区	中央区本町東5丁目737番地住宅建築協定	1中高,調整区	60	60, 60	200	200, 200					10、3F		(		屋上の固定的構造物の制限、5戸以上の共同住宅

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

国土交通省住宅局市街地建築課 H20.3.31時点

				<b>転担</b> /	当初の 協定型		図可又は		日	(新規)	)認可年月日	(新	現) 公告:	年月日	(新規)有效	期限の末日	自動更新	期限終了後の対				区分	
地方包	公共団体名	地区名	所在地	新規/再認可	協定型 (再認可 の場合 認		認可の場	拾)     月	B	年	月月			月日	年	月日	規定の有無 - (延長年 数)	応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)	区画数 協定のねらい	自商	だ 既成市街地 新 新市街地	協定型
さいたま	桜区	白鍬電建地区建築協定	桜区大字白鍬687番地1外	新規	一人協定	/ W #		Я		H 17		<del> </del>		3 31	H 27	3 30	無	更新の予定	68, 100. 74	402 住宅地としての良好な環境を保全	自	<b>利巾田地</b> 既成市街地	一人協定
市 さいたま ま	浦和区	浦和市常盤5丁目地区建築協定	浦和区常盤5丁目81-18他	新規	以外           一人協定           以外					Н 11		Н	11	8 2	Н 21	8 1	有 (10)	更新の予定	3, 298. 39	25 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	<u>以外</u> 一人協定 以外
さいたま	浦和区	日生浦和団地建築協定	浦和区大原2丁目24外	再認可	1	認 S	49	11	28	Н 15	5 11 28	3 Н	15 1	11 28	Н 25	11 27	無	更新の予定	30, 295. 56	171 住宅地としての良好な環境を保全	住	E 既成市街地	一人协定
さいたま	浦和区	岸町2·3丁目神明社北側地区建築協定	浦和区岸町2丁目38-2外	再認可	一人協定 以外	認 S	60	10	31	Н 18	3 3 2	3 Н	18	3 28	Н 28	3 27	無	更新の予定	10, 028. 71	61 住宅地としての良好な環境を保全	住	E 既成市街地	1460
さいたま 市	緑区	梅の郷建築協定	緑区東浦和7-1319-7他	再認可		認 S	53	5	26	H 1	11 8	Н	1 1	11 8	Н 21	11 7	有 (10) 更新済	更新の予定	40, 369. 65	222 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
さいたま 市	緑区	さいたま市三室大古里住宅建築協定	緑区大字三室636番地142他	再認可	一人協定 以外	認 S	56	4	13	Н 13	3 10 1	Н	13 1	10 1	Н 23	9 30	無	更新の予定	25, 606. 44	138 住宅地としての良好な環境を保全	住	E 既成市街地	一人協定以外
さいたま 市	緑区	北浦和コモンズ建築協定	緑区三室字中原前66番5外	新規	一人協定					Н 19	1 23	2 H	19	1 22	Н 29	1 21	無	更新の予定	807. 35	7 住宅地としての良好な環境を保全	住	医 既成市街地	一人協定
さいたま 市	岩槻区	東急ニュータウン岩槻建築協定	岩槻区大字岩槻字府内1157-9他	再認可	一人協定	認 S	54	7	20	Н 1	8 1	5 Н	1	8 15	Н 21	8 15	有 (10) 更新済	更新の予定	49, 381. 03	298 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
さいたま 市	岩槻区	群峰岩槻グレースタウン建築協定	岩槻区本丸2丁目7027-3外	再認可	一人協定	認 S	53	9	5	H 1	9 1	Н	1	9 1	H 21	9 1	有(10)永久	更新の予定	14, 435. 18	96 住宅地としての良好な環境を保全	住	E 既成市街地	一人協定 以外
さいたま 市	岩槻区	大栄岩槻グリーンタウン(第三期)建築協定	岩槻区本丸2-271-181他	新規	一人協定					Н 7	4 1	3 Н	7	4 18	Н 27	4 12	有 (10)	更新の予定	4, 049. 44	26 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
さいたま 市	岩槻区	小林住宅豊春ハイタウン建築協定	岩槻区大字小溝2-12他	再認可	一人協定	認 S	60	10	18	Н 17	7 10 5	Н	17 1	10 5	Н 27	10 4	有(10)	更新の予定	3, 675. 80	28 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
千葉市	中央区	小田急千葉市浜野団地地区	村田町141-2他	再認可	一人協定 以外	認 S	54	11	9	Н 11	1 11 9	Н	11 1	11 9	H 21	11 8	無	未定	21, 523. 73	146 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
千葉市	中央区	フォレステージ蘇我	蘇我町2丁目629-17他	再認可	一人協定 以外	認 H	6	11	1	Н 16	5 12 2	1 Н	16 1	11 8	Н 26	12 20	無	未定	34, 585. 10	165 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
千葉市	中央区	春日2丁目5番~11番地区	春日2丁目5番3他	新規	一人協定 以外					Н 17	7 8 9	Н	17	8 9	Н 27	8 8	無	未定	7, 233. 17	25 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
千葉市	中央区	春日2丁目4番地区	春日2丁目4番3他	新規	一人協定 以外					Н 18	3 4 1	2 H	18	4 12	Н 28	4 11	無	未定	1, 769. 59	12 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
千葉市	中央区	仁戸名月の木住宅地	中央区仁戸名町324番地7他	再認可	一人協定	認 S	60	4	22	Н 19	9 1 4	Н	19	1 4	Н 29	1 3	無	未定	10, 918. 25	67 住宅地としての良好な環境を保全	住	E 既成市街地	一人協定 以外
千葉市	中央区	千葉中央港土地区画整理事業区域内2街区3画地他地区	千葉中央港土地区画整理事業施行地 域内2街区3画地他	新規	一人協定 以外					Н 19	9 2 1	5 H	19	2 15	Н 29	2 14	無	未定	67, 552. 91	その他	商	新市街地	一人協定以外
千葉市	中央区	東千葉住宅地睦自治会地区	東千葉2丁目285番225他	再認可	一人協定以外	認 H	9	6	10	Н 19	6 8	Н	19	6 8	Н 29	6 7	無	未定	26, 367. 92	174 住宅地としての良好な環境を保全	住	E 既成市街地	一人協定以外
千葉市	中央区	中央区宫崎町住宅地区	宮崎町770番41他	新規	一人協定					Н 19	10 10	Э Н	19 1	10 10	Н 29	10 9	有 (10)	未定	23, 859. 58	137 住宅地としての良好な環境を保全	住	医 既成市街地	
千葉市	中央区	東千葉住宅自治会地区	東千葉1丁目441番20他	新規	一人協定 以外					Н 19	12 2	1 H	19 1	12 21	H 24	12 20	無	未定	25, 367. 30	150 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	レスクト
千葉市	花見川区	こてはしマイタウン	千種町345番地26他	再認可		認 S	57	4	6	H 19	9 4 2	Н	19	4 2	Н 29	4 1	無	未定	32, 396. 03	187 住宅地としての良好な環境を保全	住	E 既成市街地	レスクト
千葉市	稲毛区	宮野木あさま台住宅地区	宮野木町823番地3他	再認可	一人協定 以外	認 H	1	11	9	H 11	11 9	Н	11 1	11 9	H 21	11 8	無	未定	18, 911. 58	75 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	レスクト
千葉市	稲毛区	東建稲毛住宅地区	長沼町251番地2他	新規						H 14		Н	14	4 1	H 24	3 31	無	未定	15, 960. 60	102 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	レスクト
千葉市	稲毛区	野村宮野木住宅地	宮野木町1286番地3他	再認可		認 S	57	8	17		9 19				<del>                                     </del>	9 18	+	未定	18, 404. 47	88 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	シスクト
千葉市	稲毛区	千葉市稲毛区緑町1丁目1,2	緑町1丁目1番地2他	新規	一人協定 以外					H 14			14 1			10 21		未定	2, 978. 97	11 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	シスクト
千葉市	稲毛区	千葉市長沼原台	長沼原町942番5他	再認可	一人協定	認 S	49	6	24	H 17	7 7 7	Н	17	7 7	Н 27	7 6	無	未定	52, 424. 19	302 住宅地としての良好な環境を保全	住	E 既成市街地	一人協定以外
千葉市	稲毛区	小仲台新向会第一地区	小仲台3丁目1752-2他	新規	一人協定 以外					Н 19	5 10	Н	19	5 10	Н 29	5 9	無	未定	14, 731. 10	68 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
千葉市	稲毛区	ライフタウン稲毛建築協定	長沼町150番2他	再認可	一人協定 以外	認 S	62	10	23	Н 20	3 1	3 Н	20	3 13	Н 30	3 12	無	未定	14, 875. 53	103 住宅地としての良好な環境を保全	住	E 既成市街地	一人協定
千葉市	緑区	あすみが丘ワンハンドレッドヒルズ	あすみが丘6丁目6番地1他	新規	一人協定以外					Н 10	) 4 1	Н	10	4 1	Н 20	3 31	無	未定	110, 477. 88	60 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
千葉市	緑区	誉田住宅地区	誉田町2丁目21番地883他	再認可	一人協定					Н 11	1 4 2	7 Н	11	4 27	Н 21	4 26	無	未定	12, 459. 86	75 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
千葉市	緑区	あすみが丘9丁目第1区	あすみが丘9丁目1-3の一部	新規	一人協定					Н 13	6 1	2 H	13	6 12	Н 23	6 11	無	未定	10, 252. 65	60 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
千葉市	緑区	誉田興和台住宅地区	誉田町2丁目23番地169他	再認可	一人協定	認 S	57	6	1	Н 15	5 11 7	Н	15 1	11 7	Н 25	11 6	無	未定	9, 901. 97	48 住宅地としての良好な環境を保全	住	医成市街地	一人協定 以外
川崎市	川崎区	川崎駅前日進町地区	日進町1番6他	再認可	シグト	認 S	60	10	31	Н 13	3 3 2	Э Н	13	3 29	取消まで		無	未定	27, 183. 27	8 都心拠点としての街並み形成	南	所 既成市街地	DJ/F
川崎市	高津区	末長台住宅地	末長654番1他	再認可	レスクト	認 S	54	9	17	Н 11	9 1	7 Н	11	9 17	Н 31	9 16	無	未定	16, 963. 44	92 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	レスクト
川崎市	高津区	蟹ヶ谷清水地区	蟹ヶ谷258-2他	再認可	一人協定 以外	認 S	55	12	6	Н 15	5 10 10	6 H	15 1	10 16	Н 25	10 15	無	未定	12, 702. 63	67 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

					都市計画	画概要		所に ためられたとり音については名前を目成月にて持	7X PERO C 177 - C		建築	協定に定められた建築物	に関する基準			四工义应目任七岁印度地经未标 1120.5.51时点
地力	7公共団体名	地区名	用途地域	建ぺい率 (%)	建ペい率(%) (複数時に入力)	容積率 (%)	容積率(%) (複数時に入力)	用途	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	最低敷地面積 (㎡)	高さ(m) 階数	壁面位置	塀	設備	その他
さいたま 市	桜区	白鍬電建地区建築協定	2 低専 2 中高	60	60, 60	200	200, 200	法別表第二 (い) に掲げる建築物のうち共同住宅 (長屋含む)、寄宿舎、下宿を除く	100	50	, , , , ,	10, 2F	1			敷地の細分化禁止、北側斜線制限
さいたま	浦和区	浦和市常盤5丁目地区建築協定	1住	60		200		専用住宅、法別表第二(ほ)項で建築することが	200	60		10	0.5			敷地内緑化努力
さいたま	浦和区	日生浦和団地建築協定	調整区域	60		200		できる。(物置、車庫等不属建築物を除く) 住宅、店舗・診療所(獣医除く)併用住宅	120	60		9	1 (道路境界除く)			屋根・外壁の不燃化 区画の共用施設の維持管理
さいたま 市	浦和区	岸町2·3丁目神明社北側地区建築協定	無指定 2 中高, 1 住	60	60, 60	200	200, 200					10				
さいたま 市	緑区	梅の郷建築協定	1 中高	60		200		専用住宅、医院(獣医除く)併用住宅、附属建築	120	60		10, 2F	0.9			1区画1戸,敷地の細分化禁止、鉄筋構造は不可、 敷地内緑化努力、確認申請前事前承認要
さいたま	緑区	さいたま市三室大古里住宅建築協定	1 低専, 1 住	50	50, 60	100	100, 200	共同住宅(長屋含む), 寄宿舎, 下宿を除く建築物	100	50		10, 2F	1	生垣,四ツ目垣, フェンス		放地内球化労力、確認申請的事的多談安   北側斜線制限、1区画1戸(2世帯住宅含む)、確   認申請前事前調査申請書提出要
さいたま 市	緑区	北浦和コモンズ建築協定	1中高	60		200		ー戸建て住宅, 法別表第2(い)項第2号に定める兼 用住宅,附属建築物				10, 軒高7, 2F		ブロック0.4,位置指 定道路に面する 部分には塀等不		敷地内緑化努力、共用空間の確保
さいたま 市	岩槻区	東急ニュータウン岩槻建築協定	1 低専	50		80		一戸建て住宅、附属建築物				9軒高6.5地上2以下	北側1.2その他1	可 生垣,フェンス, ブロック塀1.2		敷地内緑化努力
さいたま 市	岩槻区	群峰岩槻グレースタウン建築協定	1 低専, 1住	60	60, 60	200	100, 200	一戸建て住宅、附属建築物,一部の区画は店舗併用 住宅	80, 一部の区i 100	画 50, 一部の 区画60		9軒高6.5地上2以下	敷地1	生垣, フェンス 1.8		
さいたま 市	岩槻区	大栄岩槻グリーンタウン(第三期)建築協定	1 低専, 1 住, 2 住	60	50, 60. 60	200	80, 200, 200	1 戸建て住宅,診療所,附属建築物,一部の区画兼用 住宅	80	50		9, 軒高6. 5, 2F	1, 北側1. 9	1.8,ブロック塀 1.2		更地の場合は年3回草取り,敷地内緑化努力
さいたま 市	岩槻区	小林住宅豊春ハイタウン建築協定	1中高, 調整区域 無指定	60	60, 60	200	200, 200	住宅(2戸長屋含む), 1 低専に建築可能な併用住宅, 附属物置・車庫				10, 3F	0. 5	道路の突出する 構造にしない		敷地内緑化努力, 区画 1 戸, 敷地の細分化禁止
千葉市	中央区	小田急千葉市浜野団地地区	1 住	60		200		一戸建て専用住宅、公共公益施設、医院併用住 宅、施行令130条の3に掲げる兼用住宅を許容			100	9 (軒高6.5)	隣地0.5			
千葉市	中央区	フォレステージ蘇我	1 住	60		200		一戸建専用住宅 (二世帯同居住宅を含む) を許容 (ただし書きあり)			分割禁止	10 (軒高7)	1.0	緑地帯の設置、 生垣等		看板、広告板、ネオンサインの禁止、地盤面の変 更禁止
千葉市	中央区	春日2丁目5番~11番地区	1 住	60		200		風営法第2条第6項第2号及び第4号から第6号までに 掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを 禁止				12				地盤面の変更禁止
千葉市	中央区	春日2丁目4番地区	1住	60		200		風営法第2条第6項第2号及び第4号から第6号までに 掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを 禁止				12				地盤面の変更禁止
千葉市	中央区	仁戸名月の木住宅地	1 低専	60		150		専用住宅を許容			分割禁止	8.5 (軒高6.5)	隣地0.5			地盤面の変更禁止
千葉市	中央区	千葉中央港土地区画整理事業区域內2街区3画地他地区	商業	80		400		老人ホーム、介護老人保健施設、葬祭場、墓地、 納骨堂の禁止								
千葉市	中央区	東千葉住宅地睦自治会地区	1中高、2住	60		200		専用住宅を許容			分割禁止	10 (前面道路の中心線上 における最も低いところ から)、3階	0.7 (1F) 、2 (2F) 、 4.3 (3F)			地盤面の高さは前面道路の中心線上における最も 低いところから1m以内
千葉市	中央区	中央区宮崎町住宅地区	2 中高、1 住	60		200		専用住宅、2戸の長屋を許容			分割禁止	10 (協定の認可の日の地 盤面) 、2階	0.6	緑化に勤める		屋根の配色は黒系、茶系、グレー系、グリーン 系、外壁及び塀等は白系、黒系、茶系、グレー系 を基調とする
千葉市	中央区	東千葉住宅自治会地区	1 中高、2 住	60		200		一戸建ての専用住宅を許容			分割禁止	9 (軒高7)	1、真北距離2			地盤面の変更禁止
千葉市	花見川区	こてはしマイタウン	1 中高	60		200		専用住宅(住宅専用区域)、一中高で立地可能な建築物(商業用区域)を許容			分割禁止	9.5 (認可公告時の地盤 面から)	0. 5			
千葉市	稲毛区	宮野木あさま台住宅地区	1 低専、2住	60	60	150	200	一戸建て専用住宅、医院併用住宅、施行令130 条の3に掲げる兼用住宅を許容			分割禁止	9、2階	隣地0.5			
千葉市	稲毛区	東建稲毛住宅地区	1 住	60		200		専用住宅、集会所を許容	-	-	分割禁止	10、2階	0. 5	-	1	
千葉市	稲毛区	野村宮野木住宅地	1 低専	60		150		専用住宅、一定の兼用住宅を許容	-	-	分割禁止	10	0. 5	CB、組積造の塀 は原則禁止	ı	盛土の原則禁止
千葉市	稲毛区	千葉市稲毛区緑町1丁目1,2	1 住	60		200			-	-	-	12		-	ı	-
千葉市	稲毛区	千葉市長沼原台	調整区域	60		200		一戸建住宅、診療所併用住宅、令130条の3各号に 掲げる用途を兼ねる住宅を許容	100	50	分割統合禁止	9(軒高6.5)、2階	1、2階真北距離1.5	生垣2,その他1.5		
千葉市	稲毛区	小仲台新向会第一地区	1 住	60		200		ワンルームマンション等、ホテル又は旅館、集会 場、風営法関連施設の禁止				10 (協定締結時の地盤面から)、3階	0.5	通気性を考慮し たものとし、高 さは地盤面から 1.8m以下	飲食店等は気を軽減でる設備を設める	<i>i</i>
千葉市	稲毛区	ライフタウン稲毛建築協定	1 住	60		200		一戸建て専用住宅を許容			分割禁止	9、2階	0.8			地盤面の変更禁止
千葉市	緑区	あすみが丘ワンハンドレッドヒルズ	1 低専 1 中高	50	60	100	200	個人専用住宅、居住用設備機器の機械室、車庫、 車寄せ、物置、運営委員会の認めたものを許容	35	35	分割禁止	建築基準法第55条準用	隣地3.0、道路等6.0又 は3.0	道路境界線から 6m、3m又は 2m以上後退し た位置に設ける こと。塀及过 扉の高さは 面から2m以 下。		
千葉市	緑区	誉田住宅地区	1 低専	50		100		一戸建て専用住宅、公共公益施設、医院併用住 宅、施行令130条の3に掲げる兼用住宅を許容			分割禁止	9(軒高6.5)、2階	隣地0.5			盛土の原則禁止、建築物の形状や彩色は周囲との 調和を図る、緑化に努める
千葉市	緑区	あすみが丘9丁目第1区	近商	80		200		専用住宅、長屋(2戸以下)、共同住宅(2戸以 下)、診療所、一定の兼用住宅を許容	100, 200	50, 60	160	10 (その他規定あり)	1	生垣,透視可能 なフェンス		
千葉市	緑区	誉田興和台住宅地区	1 低専	50		100		戸建住宅を許容			分割禁止	9.5、2階	0. 5			盛土禁止
川崎市	川崎区	川崎駅前日進町地区	商業	80		600	800		A-1画地 1599. 99, A-2ī 地846. 90, A-3 地1881. 06, Bī 地673. 00, C-1 地35. 59, C-2ī 地0, C-3画址 278. 67, D画地	画 画 画 地として) 地			敷地0.5~7.0隣棟1.0~ 34			耐火構造, D画地は道路, 空地率:A-1画地13.0/A-2 画地14.3/A-3画地13.0/B画地38.0/C-1画地 97.0/C-2画地100/C-3画地30.0/D画地100.0, A画地 に建築する建築物の1階及び2階部分における自由 通路的空地の面積は3500㎡, 緑化
川崎市	高津区	末長台住宅地	1 低專, 準住	50	60	80	200	一戸建住宅,長屋(2戸),診療所併用住宅,兼用住宅				9, 軒高6. 5, 地上2F以下		生け垣、ネットフェンス等		地盤面の変更及び敷地分割の禁止, 広告塔等の設 置不可
川崎市	高津区	蟹ヶ谷清水地区	1 中高	60		200		- 一戸建住宅 (二世帯住宅は可),兼用住宅,長屋,共 同住宅		60		10, 軒高7. 5, 地上3F以下	隣地0.7	/_//7		地盤面の変更禁止

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

国土交通省住宅局市街地建築課 H20.3.31時点

146	+ ^ # <del>-</del> # + 6	ille II /2	2 to 10.	新規/	当初の 協定型	(当初)認	可又は公司の場合		B	(新	規)認可	年月日	()	新規) 4	公告年月	日(新	規)有効	期限の	+	自動更新規定の有無	が延長されている	<b>王林</b> (3)	区画数	四上又 原目にて		区分 既成市街地	
坦	方公共団体名	地区名	所在地	再認可		認/公年	, ii] ∪7.4gg	月	日	年		月日	9 年		月	日 年		月	B	(延長年 数)	「 応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)		数 協定のねらい	商工	新市街地	励疋空
川崎市	高津区	久保台	末長223番8他	新規	一人協定 以外					Н	19	6 27	7 Н	19	6	27 H	29	6	26	無	未定	11, 841. 73	70	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
川崎市	多摩区	上布田地区	布田749番27他	新規	一人協定 以外	認 H	17	2	9	Н	17	9 13	3 H	17	9	13 H	27	9	12	有(10)	未定	3, 270. 41	17	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
川崎市	宮前区	宮崎・土橋・神木地区	宮崎6丁目2番他	再認可	一人協定 以外	認 S	49	5	4	Н	6	4 25	5 Н	6	4	25 H	16	5	3	有 (10)	未定	80, 837. 15	401	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
川崎市	宮前区	有馬五丁目地区	有馬5丁目6番1他	再認可	一人協定 以外	認 S	54	2	9	Н	11	3 30	0 Н	11	3	30 H	11	3	29	有 (10)	未定	18, 480. 90	66	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
川崎市	宮前区	有馬四丁目地区	有馬4丁目10番4他	再認可	一人協定	認 S	53	12	27	Н	12	3 16	6 Н	12	3	16 H	17	3	15	有 (5)	未定	8, 586. 77	35	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
川崎市	宮前区	白幡台地区	白幡台1丁目1番3他	再認可	一人協定 以外	認 S	48	1	10	Н	17	3 31	1 H	17	3	31 H	22	3	30	有 (5)	未定	13, 203. 27	59	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
川崎市	宮前区	グランフォーラム宮崎台 桜の邱地区	宮崎4丁目1番1他	新規	一人協定 以外					Н	18	2 15	5 H	18	2	15 H	28	2	14	有 (10)	未定	33, 315. 03	238	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
川崎市	麻生区	虹ヶ丘第三地区	虹ヶ丘1丁目3番他	新規	一人協定					Н	7	6 29	9 Н	7	6	29 H	17	7	31	有(10)	未定	15, 764. 86	89	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
川崎市	麻生区	虹ヶ丘第四地区	王禅寺字志村谷353番3他	新規	一人協定					Н	9	7 14	4 H	9	7	15 H	19	12	1	有(10)	未定	3, 887. 24	20	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
川崎市	麻生区	虹ヶ丘第1・2地区	虹ヶ丘1丁目2番5他	再認可	一人協定	認 S	54	4	13	Н	12	3 16	6 H	12	3	16 H	22	3	15	無	未定	25, 454. 90	97	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
川崎市	麻生区	虹ヶ丘第5地区	虹ヶ丘1丁目10番6他	新規	一人協定 一人協定					Н	15	6 19	_	12	6	19 H ng 廃止	22	12	8	有 (10)	未定	3, 181. 03	2	住宅地としての良好な環境を保全 準工業地域としての環境を高度に維持増	住	新市街地	一人協定
横浜市	鶴見区	大黒町インダストリアルパーク	大黒町9-8他 鶴見区小野町72ほか 末広町1丁	新規	以外					Н	2		-	2	9	<sup>20</sup> まで	3			無		32, 755. 00	11	進するため	工	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	鶴見区	末広ファクトリーパーク	目42番ほか	新規						Н		8 23	-	14	10	23 H				廃止まで	未定	11, 735. 72	7	その他	エ	新市街地	一人協定
横浜市	鶴見区神奈川区	生麦ファクトリーパーク グリーンタウン新横浜	生麦二丁目2036他	新規						H S		3 8		15 58	10	。 廃止	:			永久 無	1	9, 214. 95 9, 772. 00	52	その他 良好な住環境の形成・保全	上 (注:	新市街地	一人協定 以外 一人協定 以外
横浜市	神奈川区	方角橋1丁目31、32	神奈川区六角橋1丁目450-25	新規						Н		7 5		16		5 H	26	7	4	無	未定	2, 494. 32	16		住	既成市街地	<u>以外</u> 一人協定 以外
横浜市	神奈川区	神大寺一丁目住宅地区	神奈川区神大寺一丁目24番	再認可	一人協定	公 S	61			Н		2 23	3 H	19		23 H	29	2	22	有 (10)	更新の予定	9, 557. 40		住宅地としての良好な環境を保全		既成市街地	一人協定以外
					以外	25 3	01						э п		-			2	22		文材の 7 足		-		住		I I
横浜市	西区	日商岩井・東芝・三ツ沢住宅	北軽井沢19-7他	新規						S	56	6 1	. S	56	6	15 廃止まて	3			無		10, 160. 00	44	良好な住環境の形成・保全	住って	新市街地	一人協定 以外
横浜市	中区	新本牧	本牧町2-368他	新規						S	57	7 26	6 S	57	8	5 廃止まで				有 (5)		882, 060. 00		住宅地と商業地の高度利用	での 他	新市街地	一人協定 以外
横浜市	中区	ハイタウン豆口台	豆口台85-5ほか	再認可	一人協定 以外	公 S	60	12	14	Н	9	1 10	0 Н	9	1	24 H	19	1	23	有(10)		5, 884. 16	33	住宅地としての良好な環境を維持増進す る	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	南区	ダイヤ別所台住宅地	別所町781他	新規						S	53	5 23	3 S	53	6	5 廃止まで				有(10)		38, 699. 00	138	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	南区	清水ヶ丘団地	南太田3丁目303-16他	新規						S	53 1	10 6	5 S	53	10	14 廃止 まで				無		8, 844. 00	37	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定以外
横浜市	南区	横浜永田町宅地分譲地	永田町1385-1他	新規						S	54	3 5	5 S	54	3	15 廃止 まで				無		38, 893. 00	122	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	南区	弘明寺「ひかりが丘」	六ツ川町1丁目693他	新規						S	54	9 10	0 S	54	9	25 廃止まで	3			無		46, 103. 00	149	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	南区	藤和フレッシュタウン上大岡	南区別所7丁目1078番4ほか	再認可	一人協定 以外	公 S	58	5	25	Н	16 1	10 5	Б Н	16	10	5 H	26	10	4	無	未定	10, 902. 25	61	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	保土ヶ谷区	横浜西谷住宅地	上管田町868	新規						S	56 1	12 3	S S	56	12	15 廃止まで				有(10)		16, 361. 00	84	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	保土ヶ谷区	上星川分譲住宅		新規						S	58	7 5	s s	58	7	5 廃止 まで	3					9, 758. 00	43	良好な住環境の形成・保全	住		
横浜市	保土ヶ谷区	エステ・アベニュー保土ヶ谷	保土ヶ谷区上菅田町134番6	再認可	一人協定 以外	公 S	63	8	15	Н	11	3 5	Н	11	3	5 廃止 まで	-			有 (5)		24, 197. 56	133	住宅地としての環境を高度に維持増進する	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	保土ヶ谷区	常盤台166番地	保土ヶ谷区常盤台166番15ほか	新規						Н	13	3 23	3 Н	13	3	23 H	23	3	22	無	不明	12503.5	52	ワンルームマンションの禁止, 良好な住環 境の回復・維持, 住民相互の理解と信頼の 増進を図る	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	保土ヶ谷区	三ツ沢地区	鎌谷町299番3ほか	新規	, 14					Н	13	8 3	Н	13	8	3 H	23	8	2	有 (5)	更新の予定	13, 829. 34	80	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	保土ヶ谷区	東戸塚グリーンタウン	保土ヶ谷区境木本町278-198ほか	再認可	一人協定 以外	公 S	58	9	24	Н		10 5	-	16		5 H	26	10	4	無	未定	39, 640. 11	222	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	保土ヶ谷区	常盤台みどりが丘	常盤台1丁目10番他	再認可	一人協定 以外	公 H	10	3	25			3 25	_	19	-	25 H		3	24	無		23, 850. 37	+	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外 一人協定
横浜市	磯子区	洋光台「ひかりが丘」	洋光台3丁目419他	新規	一人也定							11 7		55	-	15 廃止まで	ō			無		22, 206. 00		良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外 一人協定
横浜市	磯子区	三井杉田台	栗木1-56-6	新規	一人協定 以外					Н	4 1	10 23	3 H	4	10	23 廃止まで	3			有 (10)		57, 673. 00	306	住宅地としての環境を維持増進するため	住	新市街地	一人協定 以外

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

国土交通省住宅局市街地建築課 H20.3.31時点

					都市計画	i概要		本に たのうれのとP3音に 20・C18音 特定 [1成7] に C音が			建築	協定に定められた建築物	に関する基準			四工义应自住七岁印度也是未休 1120.5.51时点
地	方公共団体名	地区名	用途地域	建ぺい率(%)	建ペい率(%) (複数時に入力)	容積率 (%)	容積率(%) (複数時に入力)	用途	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	最低敷地面積 (㎡)	高さ(m) 階数	壁面位置 (m)	塀	設備	その他
川崎市	高津区	久保台	1住,1中高	60		200		住宅, 共同住宅, 診療所併用住宅, 兼用住宅, その他 付属施設			100	10, 地上3F以下	隣地0.5			敷地分割の禁止
川崎市	多摩区	上布田地区	1 中高	60		200		地区1:住宅,長屋(2戸),共同住宅(2戸),兼 用住宅,地区2:住宅,共同住宅,兼用住宅,老人 ホーム,保育所,身体障害者福祉ホーム,老人福祉セ ンター,児童厚生施設,寄宿舎,診療所(入院施設を 有するものを除く)、公民館、集会所		60	125	地区1:10,軒高7,地上 2F以下,地区2:10,地上 3F以下(住宅及び兼用住 宅は地上2F以下)	敷地0.9	生け垣, ネット フェンス等		地区1:地盤面の変更及び敷地分割の禁止,広告 塔・自動販売機等の設置禁止,地区2:地盤面の 変更及び敷地分割の禁止,(外壁の色彩の基準有 り)
川崎市	宮前区	宮崎・土橋・神木地区	1 低専	50		80		一戸建住宅、長屋又は共同住宅(二世帯住宅は可)			165	9, 軒高6. 5, 地上2F以下		生け垣、ネットフェンス等		地盤面の変更及び敷地分割の禁止
川崎市	宮前区	有馬五丁目地区	1 低専 1 中高	50	60	80	200	一戸建住宅,長屋(2戸),診療所(獣医院を除 く)併用住宅					隣地1.0	生け垣, ネット フェンス等		地盤面の変更及び敷地分割の禁止
川崎市	宮前区	有馬四丁目地区	1 低專, 1 中高, 1 住	50	80	80	200	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域:一戸建住宅,長屋(2戸),兼用住宅,診療所併用住宅(入院施設をを有するもの及び獣医院を除く),その他付属施設,第一種住居地域:一戸建住宅,長屋(2戸),兼用住宅,診療所併用住宅(入院施設をを有するもの及び獣医院を除く)						生け垣、ネットフェンス等		地盤面の変更及び敷地分割の禁止
川崎市	宮前区	白幡台地区	1 中高	60		200		住宅, 共同住宅, 診療所併用住宅, 兼用住宅		60	90	10, 軒高7	隣地0.5			地盤面の変更及び敷地分割の禁止
川崎市	宮前区	グランフォーラム宮崎台 桜の邱地区	1 低専	50		80		住宅,長屋(2戸),兼用住宅,共同住宅(2戸)				地上2F以下	隣地1.0	形態は景観に配 慮		地盤面の変更禁止
川崎市	麻生区	虹ヶ丘第三地区	1 低専	40		80		A地区:住宅(二世帯住宅は可)及び診療所併用住宅,B地区:以下に掲げるもの以外(共同住宅, 寄宿舎,下宿,神社,寺院,教会その他これらに類するもの,公衆浴場)			150	9, 軒高7, 地上2F以下		生け垣, ネット フェンス等		地盤面の変更及び敷地分割の禁止
川崎市	麻生区	虹ヶ丘第四地区	1 低専	40		80		一戸建住宅及び診療所併用住宅			150	9, 軒高7, 地上2F以下		生け垣, ネット フェンス等		地盤面の変更及び敷地分割の禁止
川崎市	麻生区	虹ヶ丘第1・2地区	1 低専	40		80		一戸建住宅, 医院(獣医院を除く)併用住宅(二世 帯住宅は可)				9, 軒高7, 地上2F以下	隣地1.0	生け垣, ネット フェンス等		地盤面の変更及び敷地分割の禁止
川崎市	麻生区	虹ヶ丘第5地区	1 低専	40		80		一戸住宅, 医院(獣医院を除く)併用住宅			135	9, 軒高7, 地上2F以下		生け垣, ネット フェンス等		地盤面の変更及び敷地分割の禁止
横浜市	鶴見区	大黒町インダストリアルパーク	工業										10 (5)		公害防止設備	<b>i</b> 主要項奥部:不燃
横浜市	鶴見区	末広ファクトリーパーク	工専	40		-		産業施設	100 170 200	-	-	-	1 3	-	公害防止	緑地帯 不燃材料 周囲と調和した意匠
横浜市	鶴見区	生麦ファクトリーパーク	工業専用地域	60		200		工場								
横浜市	神奈川区	グリーンタウン新横浜	1 住専	50		80		一戸建て専用住宅、医院併用住宅、兼用住宅(令 130条の3)			150 m²					地盤面の変更不可、2m以上の高さのブロック塀 等は築造禁止
横浜市	神奈川区	六角橋1丁目31、32	1 住, 近商	70	60, 80	250	200, 300					13, 4F		1 001 L m = 0		
横浜市	神奈川区	神大寺一丁目住宅地区	2 中高	60		150		専用住宅				10, 2F	0.5	1.2以上のブロッ ク塀,万年塀等禁		敷地分割不可, 地盤面の変更不可
横浜市	西区	日商岩井・東芝・三ツ沢住宅	住居	60		200		1戸建住宅			分割禁止	9(軒6.5),2階	1 (道路境界線)	生垣,ネットフェ ンス		地盤の面変更禁止、広告物・屋外工作物の設置禁止
横浜市	中区	新本牧	無指定					専用住宅他								地区により制限異なる
横浜市	中区	ハイタウン豆口台	1 低住	50		100		1戸建住宅,2世帯同居住宅,医院併用住宅,兼用住宅			分割禁止	2階	0.6			
横浜市	南区	ダイヤ別所台住宅地	1 住専	50	60	100	200	一戸建個人専用住宅、医院併用住宅(獣医院を除く)、店舗併用住宅(建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの)			一区画の敷地を分 割禁止	ける地盤面で算定)				
横浜市	南区	清水ヶ丘団地	2住専	60	60	150	200	一戸建とし、住居専用住宅若しくは医院、店舗、 併用住宅 公益上必要で、運営委員会が承認し、横浜市長が 認めたものを除く	1	0.5	140㎡ 敷地分割の禁止	建築物の最高高さは地盤面より9m・軒の高さは7m以下 各部分の高さは敷地境界線(道路の場合は中心 練)までの真北方向の水平距離に0.5を乗じたものに7mを加えた高さ以 地階を除く階数2以下	道路境界線・隣地境界線より0.6m以上離す (建築基準法施行令第 135条の20に適合する場合は6と7)	生垣又はクリン プネットその他 これに類する開 放性のあるもの		地盤変更の禁止
横浜市	南区	横浜永田町宅地分譲地	1 住専	50		80		一戸建とし、住居専用住宅若しくは建築基準法施行令第130条の3で規定する兼用住宅(第1号地区) 低層共同住宅およびその付属施設(第2号地区) 公益上必要で、運営委員会が承認し、横浜市長が 認めたものを除く			150㎡ 協定締結時に150 ㎡に満たない敷地 は原則変更禁止 (統合し再分割す る場合は150㎡以 上とする)	階数2以下(第1号地 区)	道路境界線・隣地境界	生垣又はクリン プネットその他 これに類する開 放性のあるもの		
横浜市	南区	弘明寺「ひかりが丘」	1 住専	50		80		1 戸建て専用住宅、医院併用住宅、兼用住宅、テラスハウス			150	10m、軒高7m、地階を除 き2階	1(隣地境界線)			
横浜市	南区	藤和フレッシュタウン上大岡	1 住	60		200		専用住宅, 兼用住宅			150	10	0. 9			
横浜市	保土ヶ谷区	横浜西谷住宅地	1 住専	40		60		1個建個人住居専用住宅、医院併用住宅			150	9m、地盤面6.5m、2以 下	1 (道路境界線、隣地境 界線)	生垣又はクリン プネット, その 他これらに類す る開放性のある もの	便所は水洗さ	t
横浜市	保土ヶ谷区	上星川分譲住宅	1 低専					1個建、専用住宅又は兼用住宅				地盤面10				
横浜市	保土ヶ谷区	エステ・アベニュー保土ヶ谷	1 低住	50		80		一戸建専用住宅,医院併用住宅			150	軒-7.5	1 (道路境界線) 0.5 (隣地境界線)			地盤面の変更不可
横浜市	保土ヶ谷区	常盤台166番地	1 中住	60		150		ワンルーム不可			100	10				地盤面の変更禁止
横浜市	保土ヶ谷区	三ツ沢地区	1低住	60		100		一戸建等			分割×	10				地盤変更禁止
横浜市	保土ヶ谷区	東戸塚グリーンタウン	1 低専	50		80		専用住宅				9, 2F				
横浜市	保土ヶ谷区	常盤台みどりが丘	1低専	60		100		専用住宅								敷地分割2まで可
横浜市	磯子区	洋光台「ひかりが丘」	1 住専	50		80		専用住宅			147	最高の高さは10m軒の 高さは7m	1(道路境界線)			地盤面の変更禁止
横浜市	磯子区	三井杉田台	1 住専	50		100		専用住宅、医院併用住宅、二戸長屋又は共同住宅								

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

国土交通省住宅局市街地建築課 H20.3.31時点

14 -4-				新規/	当初の 協定型	(当初)認			日	(新規)認	8可年月日	(新規):	公告年月日	(新規)	有効期限		自動更新規定の有無	期限終了後の対			the objective	Ĥ	区分	14 ch #1
地方	<b>公共団体名</b>	地区名	所在地	再認可			図可の場合	合) 月	B	年	月日	年	月日	年	F	<b>目</b>	(延長年数)	応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)	区画数	協定のねらい	商	既成市街地 新市街地	協定型
横浜市	磯子区	洋光台6丁目南第1	磯子区洋光台六丁目16番4他	再認可	一人協定 公以外	S	63	8	19	Н 10	10 15	H 10	10 15	Н	20 10	0 14	無		12, 448. 30	44	住宅地としての環境を高度に維持増進する	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	磯子区	メール・ド磯子地区	磯子区杉田7丁目919	再認可	一人協定以外	S	45	10	24	Н 15	3 14	Н 15	3 14	Н	25 3	3 13		未定	47, 390. 56	270	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	
横浜市	磯子区	磯子台住宅	磯子区中里町419	再認可	一人協定 公	S	60	3	25	Н 17	8 25	Н 17	8 25	Н	27 8	3 24	無	未定	27, 767. 18	127	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	磯子区	フレッシュタウン杉田	磯子区杉田3丁目1226	再認可	一人協定 以外	Н	7	8	4	Н 17	9 22	Н 17	9 22	Н	27 9	9 21	無	未定	8, 581. 54	53	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	金沢工業団地	福浦1丁目,2丁目	新規						S 56	12 10	S 56	12 25	廃止まで			無		210, 509. 00	223	工業団地の環境の維持保全	I.	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	富岡第8期分譲地(第1次)住宅	富岡町753他	再認可	一人協定 公以外	S	46	9	14	S 57	4 16	S 57	4 24	廃止まで			無		49, 100. 00		良好な住環境の形成・保全	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	富岡台8期分譲地(2次)住宅	富岡町613他	再認可	一人協定 公以外	S	47	7	15	S 58	7 27	S 58	8 5	廃止まで			無		123, 012. 00	185	良好な住環境の形成・保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	金沢区	富岡第7期分譲地(4次)住宅	富岡町887-20他	再認可	一人協定 公	S	47	12	15	S 59	5 21	S 59	6 5	廃止 まで			有 (10)		19, 138. 00	100	良好な住環境の形成・保全	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	能見台2丁目	能見台2-2-1他	再認可		S	59	2	4	S 60	7 17	S 60	8 5	廃止まで			有 (10)		111, 245. 00	291	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	能見台3丁目	能見台3-2-1他	再認可	一人協定以外	S	59	2	4	S 60	7 17	S 60	8 5	廃止まで			有 (10)		178, 695. 00	534	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	能見台5丁目	能見台5丁目1-1他	新規	一人協定 以外					S 62	4 22	S 62	5 15	廃止 まで			有 (10)		210, 763. 00	532	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	能見台6丁目	能見台6丁目4-2他	新規	一人協定 以外					S 62	4 22	S 62	5 15	廃止 まで			有 (10)		151, 259. 00	397	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	西武金沢文庫住宅	西柴1丁目1-188ほか	再認可	一人協定 以外 公	S	47	11	4	Н 8	10 23	Н 8	11 5	Н	18 1	1 4	有 (10)		333, 817. 81	1267	住宅地としての良好な環境を維持増進する	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	ウッドパーク金沢文庫	金沢区釜利谷二丁目1533番地の129ほか	再認可		S	63	7	15	Н 11	11 15	H 11	11 15						23, 000. 00	102	住宅地としての環境を高度に維持増進する	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	関ヶ谷自治会区域	金沢区釜利谷西二丁目33-1ほか	再認可	一人協定 公	S	51	7	24	H 12	3 24	H 12	3 24						279, 070. 21	1049	住宅地としての環境を高度に維持増進す る	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	富岡第7期分譲地(第3次)住宅地区	金沢区富岡西4丁目800番ほか	再認可	一人協定 公	S	45	12	25	H 14	10 15	H 14	10 15	Н	24 10	0 14		未定	25, 663. 03	117	住宅地としての良好な環境を保全	住!	既成市街地	1 144 -4-
横浜市	金沢区	堀口	堀口1番4他	再認可	一人協定 公以外	S	57	10	15	Н 15	4 15	Н 15	4 15	Н	25 4	1 14	有 (10)	未定	20, 257. 95	135	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	柳町	金沢区柳町25番5ほか	新規	I lift ch					Н 16	4 5	Н 16	4 5	Н	26 4	1 4	無	未定	87, 309. 48	371	住宅地としての良好な環境を保全	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	金沢文庫パークタウン	金沢区釜利谷南4丁目1642番地330ほか	再認可	一人協定 公以外	S	59	6	5	Н 16	8 25	Н 16	8 25	Н	26 8	3 24	無	未定	81, 485. 01	391	住宅地としての良好な環境を保全	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	いずみタウン金沢文庫	金沢区釜利谷南4丁目1040番15ほか	再認可	一人協定 公	S	59	11	5	Н 17	2 4	Н 17	2 4	Н	27 2	2 3	無	未定	15, 102. 38	73	住宅地としての良好な環境を保全	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	富岡西ひかりが丘町内会第2区B地区	富岡西四丁目887番	再認可	一人協定 公	S	62	12	15	H 19	3 25	H 19	3 25	Н	30 3	3 24	無		6, 046. 56	32	住宅地としての良好な環境を保全	住」	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	金沢区	能見台1丁目(変更認可)		再認可	一人協定 公	S	58	1	25											382		Ш		
横浜市	港北区	興人日吉住宅地	日吉本町718及び高田町1400 他	新規						S 52	11 12	S 52	11 25	廃止 まで			有 (10)		47, 037. 00	110	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	港北区	森戸原住宅	日吉本町141-1他	新規						S 52	12 16	S 53	1 5	廃止 まで			有 (10)		97, 683. 00	295	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	港北区	新吉田第4住宅	新吉田町5524-39他		公	S	45	6	5	S 55	8 25	S 55	9 5	廃止 まで			無		83, 220. 00	320	良好な住環境の形成・保全	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	港北区	日吉台住宅	高田町273-7他							S 59	5 17	S 59	6 5	廃止まで			無		56, 659. 00	28	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	港北区	新羽町東急住宅	新羽町1871-10他	再認可	一人協定 公以外	S	60	1	25	Н 7	3 3	Н 7	3 3	廃止 まで			有 (5)		13, 231. 00	68	地下鉄駅周辺の環境を高度に維持増進する	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	港北区	日吉台桜ヶ丘分譲地	高田町2654番の2ほか	再認可	一人協定 公	S	52	2	15	Н 7	4 3	Н 7	4 14	廃止 まで			有 (10)		21, 032. 00	48	良好な住環境の維持・保全	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	港北区	藤和フレッシュタウン日吉	港北区日吉本町六丁目5番4他	再認可	一人協定 公 公	S	63	10	3	H 10	10 15	H 10	10 15	廃止 まで			有 (5)		6, 821. 04	34	住宅地としての環境を高度に維持増進する	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	港北区	岸根篠原東急団地	港北岸根町408番地ほか	再認可	一人協定 公以外	Н	11	4	15	H 11	4 13	H 11			21 4			-la (**)	14, 872. 77	59	住宅地としての環境を高度に維持増進する		既成市街地	一人協定 以外
横浜市	港北区港北区	ネクサス高田 西原住宅地区	港北区高田西4丁目198番ほか 港北区高田西5丁目2609ほか	再認可	一人協定 公	Н	4	12	15	H 14	12 25		5 2 12 25		24 5 24 1:			未定	2, 591. 45 49, 976. 85	239	住宅地としての良好な環境を保全 住宅地としての良好な環境を保全		新市街地 既成市街地	
横浜市	港北区	新横浜テクノヒルズ企業団地	港北区新羽町964番	新規	一人協定 公	Н	18	9	15	Н 18	9 15	H 18	+ +	廃止まで			無	更新の予定	22, 529. 23	8	その他	I		一人協定
横浜市	港北区	南日吉団地地区	日吉本町四丁目1039番	新規						Н 19	5 25	H 19	5 25	H	30 1	1 29	無		49, 617. 04	14	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地 -	
横浜市	戸塚区	戸塚鳥が丘住宅地	鳥が丘1他	新規						S 54	2 23			廃止まで			無		348, 200. 00	1122	良好な住環境の形成・保全	$\bot$	新市街地	一人協定 以外
横浜市	戸塚区	戸塚工業団地	上矢部町2200-3他	新規						S 57	6 22	S 57	7 5	廃止 まで			無		121, 772. 00		工業団地の環境の維持保全	エ	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	戸塚区	舞[岡町]	舞岡町21-42他	新規						S 58	2 1	S 58	2 15	廃止まで			無		10, 712. 00	50	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	戸塚区	横浜第2工業団地共同組合連合	上矢部町2053他	新規	一人協定 以外					S 59	7 17	S 59	7 25	廃止まで			無		105, 107. 00	77	工業団地の環境の維持保全	エ	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	戸塚区	皇谷台	戸塚区戸塚町475番地10	新規	一人協定 以外					Н 10	4 24	Н 10	4 24	Н	20 4	1 23	無		17, 000. 00	63	住宅地としての環境を高度に維持増進す る	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	戸塚区	南舞岡一丁目・二丁目住宅地区	戸塚区南舞岡一丁目2143番405他	再認可	一人協定 以外	S	46	9	14	Н 10	4 24	Н 10	4 24	廃止まで			無		112, 792. 50	534	住宅地としての環境を高度に維持増進す る	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	戸塚区	エステ・アベニュー緑園都市	戸塚区名瀬町2909番8他	再認可	一人協定 公以外	S	62	8	18	Н 10	11 25	Н 10	11 25	廃止まで			有 (5)		20, 104. 42	105	住宅地としての環境を高度に維持増進す る	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	戸塚区	ヒルズ南戸塚	戸塚区戸塚町2094番9ほか	再認可		Н	2	11	5	Н 12	11 2	H 12	11 2	Н	22 1	1 1	無	不明	19026. 92	109	住宅地としての良質な環境の維持	住!	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	戸塚区	賀寿団地	戸塚区戸塚町1765番ほか	再認可	以外	Н	4	10	15	Н 14	10 15			Н		0 14		未定	47, 676. 57	292	住宅地としての良好な環境を保全	住!	既成市街地	1 left circ
横浜市	戸塚区	郷和台	戸塚区戸塚町2625	再認可	一人協定 公 公 以外	S	60	5	15	Н 17	7 5	H 17	7 5	Н		7 4	無	未定	45, 378. 93	235	住宅地としての良好な環境を保全	+	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	戸塚区	吹上東急住宅	戸塚区原宿三丁目437番	再認可	一人協定 公以外	S	59	2	4	H 18	7 14	Н 18	7 14	Н	28 7	7 13	無	更新の予定	35, 083. 17	171	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

					都市計画	i概要		THE RESISTANCE FIELD OF CIGARIAN THE CHA			建築	協定に定められた建築物口	に関する基準			
地方	<b>与公共団体名</b>	地区名	用途地域	建ペい率 (%)	建ペい率(%)	容積率 (%)	容積率(%) (複数時に入力)	用途	容積率 (%)	建ペい率 (%)	最低敷地面積 (㎡)	高さ(m) 階数	壁面位置 (m)	塀	設備	その他
横浜市	磯子区	洋光台6丁目南第1	1 低住	40		80		一戸建専用住宅,二戸長屋,医院兼用住宅								地盤面の変更不可
横浜市	磯子区	メール・ド磯子地区	1 低専	50		80		専用住宅医院併用	-	50	125	10 2F	0.6	-	-	-
横浜市	磯子区	磯子台住宅	1 低専	40		80		専用住宅			160	ai.	1			
横浜市	磯子区	フレッシュタウン杉田	1 低専	50		100		専用住宅			分割不可	9, 2F		生垣		
横浜市	金沢区	金沢工業団地	無指定					住宅系等不可							騒音等による 公害を防止に 必要な設備の 設置	構造;不燃,意匠;周囲との調和,緑化義務
横浜市	金沢区	富岡第8期分譲地(第1次)住宅	1 住専	40		60		一戸建個人専用住宅及び医院併用住宅				階数は2,最高の高さ9 m及び軒の高さ6.5m	1 (隣地境界線)		KE	地盤面の変更禁止
横浜市	金沢区	富岡台8期分譲地(2次)住宅	1 住専	40		60		A地区:一戸建て専用住宅、医院併用住宅、B地区:一戸建て専用住宅、令130条の3に規定する兼用住宅			敷地分割不可	高さ9m、軒高6.5m、階 数2以下	真北方向で1.5m			地盤面変更不可、便所は水洗式
横浜市	金沢区	富岡第7期分譲地(4次)住宅	1 住専	40		60		戸建て住宅 医院併用住宅			分割禁止	地盤面から10m・軒高7m 以下	1 (隣地側)			
横浜市	金沢区	能見台2丁目	1 住専	30		60		戸建て住宅 医院併用住宅			最小敷地面積	地盤面から10m・階数 2 以下	1 (敷地境界)			敷地形状変更禁止・歩行者専用道路への出入口禁 止
横浜市	金沢区	能見台3丁目	1 住専	40		60		戸建て住宅 医院併用住宅			最小敷地面積	地盤面から10m・階数 2 以下	1 (敷地境界)			敷地形状変更禁止・歩行者専用道路への出入口禁 止
横浜市	金沢区	能見台5丁目	1 住専	40		60		専用住宅, 医院併用住宅			180	8, 2F	2 1			構造:準防火規定,敷地分割不可,駐車場出入口 制限
横浜市	金沢区	能見台6丁目	1 住専	50		80		専用住宅, 医院併用住宅			180	8, 2F	2 1			構造:準防火規定,敷地分割不可,駐車場出入口 制限
横浜市	金沢区	西武金沢文庫住宅	1 低住	40	60(1 中住)	80	150(1 中住)	1戸建住宅,2世帯同居住宅,医院併用住宅,店舗兼用 住宅,公益上必要な建築物			150	10,2階	1	4 . ) !=		地盤面の変更禁止,屋外階段の設置禁止
横浜市	金沢区	ウッドパーク金沢文庫	1 低住	50		80		一戸建て専用住宅,医院併用住宅,兼用住宅			分割禁止	10m, 軒高9m		生け垣、フェンス等		地盤面変更禁止,擁壁変更禁止,色彩の制限
横浜市	金沢区	関ヶ谷自治会区域	1 低住	30		60		一戸建て専用住宅,一部地区で店舗併用,医院併用も可			分割禁止	2階以下		解放性のあるも の		地盤面変更禁止
横浜市	金沢区	富岡第7期分譲地(第3次)住宅地区	1低専	40		80		専用住宅 医院併用	-	-	分割禁止	10 2F	1	-	-	_
横浜市	金沢区	堀口	1 低層, 1住, 2住	40	40, 60	80	80, 200	住居系				A9, 6. 5, B12, 4F				
横浜市	金沢区	柳町	1 低専, 1 住	50	50, 60	81	80, 200	専用住宅,兼用住宅,長屋,共同住宅								
横浜市	金沢区	金沢文庫パークタウン	1 低専	40		80		専用住宅,兼用住宅,長屋,共同住宅			150	9, 2F	1			
横浜市	金沢区	いずみタウン金沢文庫	1 低専	40		80		専用住宅, 共同住宅				10, 3F	1			
横浜市	金沢区	富岡西ひかりが丘町内会第2区B地区	1低専	40	50	80	100	専用住宅, 医院併用住宅			150	9, 2F	1			地盤面の変更不可
横浜市	金沢区	能見台1丁目(変更認可)						戸建て住宅 医院併用住宅	都市計画法の3 積率	容 都市計画法 の建ペい率	最小敷地面積	地盤面から8m・階数2 以下	2 (道路側) 1 (隣地側)	生け垣・アルミ 等・H1.5m	屋外アンテナ 設置禁止	敷地形状変更禁止・北側斜線・屋外広告物の禁止・路地状部分の建物禁止・歩道付き道路、歩行者専用道路への出入口禁止
横浜市	港北区	興人日吉住宅地	1 住専	50	60	80	200	一戸建専用住宅,診療所,店舗併用住宅			分割禁止	9(軒6.5),2階				広告塔等の禁止
横浜市	港北区	森戸原住宅	1 住専	50		80		一戸建専用住宅,診療所,店舗併用住宅			180	9(軒6.5),2階			·	広告塔等の禁止
横浜市	港北区	新吉田第4住宅	無指定					専用住宅もしくは医院併用住宅		50	132	高さは9メートル,軒の高さは6.5メートル			<u> </u>	
横浜市	港北区	日吉台住宅	1 住専	50		80		戸建て住宅 医院併用住宅			最小敷地面積	地盤面から9m・軒高 6.5m以下	1 (敷地境界)			地盤面(S55/9/20)
横浜市	港北区	新羽町東急住宅	準工					専用住宅,兼用住宅, 共同住宅等			100	12			·	
横浜市	港北区	日吉台桜ヶ丘分譲地	1 住専	50		80		1 戸建住宅, 医院併用住宅			165	10(軒7), 3階	1			広告等の設置禁止
横浜市	港北区	藤和フレッシュタウン日吉	1 低住,	50		100		一戸建専用住宅, 医院併用住宅, 兼用住宅 一戸建専用住宅, 4戸以下の長屋, 医院併用住			分割禁止	9 m, 軒高7. 5 m, 地	0.9(隣地境界線)			用壁天端の外側にはねだして建築・築造できない
横浜市	港北区	岸根篠原東急団地 ネクサス高田	2住居	50 50	60	80 80	200	宅, 兼用住宅 車用住宅	_	_	125 125	階を除き2階	1 m	よう壁変更禁止		地盤面変更禁止 アースカラー 屋根勾配 4 / 1 0 以上
横浜市	港北区	西原住宅地区	1 低専	50		80		専用住宅	-	_	-	-	-	-	-	- 二人以
横浜市	港北区	新横浜テクノヒルズ企業団地	調整区域	50		80		基準法別表 2 (を) に掲げる用途を禁止					1	開放性のあるも の2.0		敷地分割不可, 地盤面の変更不可, 主要構造部は鉄 骨又は鉄筋コンクリート造
横浜市	港北区	南日吉団地地区	2 中高,準住	60	60	150	200					A地区9、軒高6.5m、地階		1,721,0		公開空地整備維持,緑化,景観に配慮
横浜市	戸塚区	戸塚鳥が丘住宅地	1 住専	50	60	80	200	1戸建て専用住宅、医院併用住宅、兼用住宅	60, 180	40, 60	180	を除き2階、B地区10、 地階を除き3階	1(敷地境界線)			北側斜線制限有り(緩和規定適用可)
横浜市	戸塚区	戸塚工業団地	工業	60		200		住宅系等不可								主要構造部SRC,RC,50㎡以下の付属は除外
横浜市	戸塚区	舞岡町	1 住専	40		60		一戸建て専用住宅、医院併用住宅			敷地分割不可	高さ10m、階数2以下	1 m (隣地)			地盤面の変更禁止、便所は水洗式
横浜市	戸塚区	横浜第2工業団地共同組合連合	工業	60		200		禁止用途(住宅系・風俗系・ホテル・劇場・学校・ 病院等)							公害防止設備 の設置	主要構造部規定・周囲と環境調和・緑地面積の確 保
横浜市	戸塚区	皇谷台	2 中住	60		150		一戸建専用住宅			90	10				地盤面の変更不可
横浜市	戸塚区	南舞岡一丁目・二丁目住宅地区	1 低住	40		80		一戸建専用住宅,医院併用住宅,兼用住宅			分割禁止	3,高さ-10,軒-7	1(隣地境界線)			地盤面の変更不可
横浜市	戸塚区	エステ・アベニュー緑園都市	1 低住	50		80		一戸建専用住宅,医院併用住宅			分割禁止	2, 高さ-10, 軒-7.5	1(隣地境界線)			
横浜市	戸塚区	ヒルズ南戸塚	2 中住	60		150		一戸建専用住宅,二世帯住宅			145	9	1	透視性のあるもの		2/10以上の勾配屋根, 地盤面の変更禁止, 敷地内は 緑化につとめる, 色彩制限有り
横浜市	戸塚区	賀寿団地	1 低専 2 低専	40	40	80	80	専用住宅 医院併用 兼用住宅	-	-	-	-	_	-	-	_
横浜市	戸塚区	郷和台	2 低専、 2 中高	60		150		専用住宅			135	9		関わせのもフょ	·	
横浜市	戸塚区	吹上東急住宅	1 低専, 準住居	40	60	80	200	専用住宅, 医院併用住宅, 共同住宅(2戸まで)				9, 2F	1	開放性のあるも の2.0		敷地分割不可

\*有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

国土交通省住宅局市街地建築課 H20.3.31時点

14	± !! = !! =		~+.11	新規/	当初の 協定型	(当初)認			B	(新	規)認可	年月日	()	新規)	公告年月	日(新	規)有効期限	の末日	自動更新規定の有無	期限終了後の対					区分	
地	方公共団体名	地区名	所在地		(再認可	認/公 年	可の場合	f) 月	日	年		月日	1 年		月	日年	月	В	(延長年数)	応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)	区画数	は 協定のねらい	住商工	既成市街地 新市街地	協定型
横浜市	港南区	野村港南台分議地(第2期第1工区)住宅	野庭町2633-1他	新規						S	51	4 1		51		24 廃止まで			有(10)		51, 858. 00	170	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定以外
横浜市	港南区	野村港南台分譲地(第4工区)住宅地	日野町5700他	新規						S	52	2 9	S	52	2	25 廃止 まで			有(10)		48, 381. 00	159	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定以外
横浜市	港南区	野村港南台分譲地(第2工区)住宅地	日野町6203-117他	新規						S	52	6 25	5 S	52	7	15 廃止 まで			有(10)		62, 675. 00	169	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定以外
横浜市	港南区	野村港南台分譲地(第2期第1工区)住宅	野庭町2630-74他	新規						S	54	5 8	S	54	5	15 廃止 まで			有 (10)		10, 775. 00	35	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定
横浜市	港南区	日野グリーンタウン	日野町1878	新規						S	55	9 18	3 S	55	10	4 廃止 まで			無		17, 084. 00	72	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	港南区	日野町沢ヶ谷	日野町3443-68他	新規						S	58 1	11 7	S	58	11	15 廃止 まで			無		24, 600. 00	146	良好な住環境の形成・保全	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	港南区	横浜港南台	日野町5399-21他	新規	一人協定 以外					S	60	1 16	5 S	60	2	5 廃止 まで			無		6, 833. 00	25	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	港南区	クレール洋光台第二次 (変更)	日野中央三丁目2206-13他	再認可	一人協定 以外	公 S	60	10	5	Н	9	3 2	1 Н	9	4	4 H	19 4	3	有 (5)		12, 635. 00	51	良好な住環境の維持増進	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	港南区	日限山自治会住宅地	日限山1-2423番16他	再認可	一人協定 以外	公 S	45	8	25	Н	16	1 23	В Н	16	1	23 H	26 1	22	有 (10)	未定	140, 389. 74	614	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	港南区	港南富士見台	下永谷2丁目1658他	再認可	一人協定 以外	公 S	58	8	15	Н	16	3 15	5 Н	16	3	15 H	16 3	14	無	未定	19, 802. 09	96	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	港南区	パークヒル上大岡	港南区上大岡東3丁目1552	再認可	一人協定	公 S	59	6	25	Н	17	4 5	Н	17	4	5 H	27 4	4	無	未定	12, 999. 38	75	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	港南区	日野九丁目	港南区日野九丁目5953番	再認可	一人協定 以外	公 S	60	7	15	Н	18	8 4	Н	18	8	4 H	38 8	3	無	更新の予定	27, 122. 57	130	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	港南区	コモンシティ日野住宅地	日野七丁目1027番	再認可	一人協定	公 S	61	1	4	Н	19	4 5	Н	19	4	5 H	29 4	4	無		19, 961. 18	100	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	旭区	市沢団地住宅	市沢町586-3他	再認可	一人協定 以外	公 S	44	11	5	S	55	7 19	9 S	55	8	5 廃止まで			無		1, 068. 00	73	住宅地としての環境を高度地区に維持増 進すること	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	旭区	グレースタウン三ツ境	金ヶ谷659-1, 笹野台219-2 2他	新規						S	58	2 24	4 S	58	3	15 廃止 まで			無		15, 832. 00	51	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	旭区	二俣川東急ニュータウン東部町内会東地区	旭区今宿一丁目2314番50他	再認可	一人協定 以外	公 S	63	5	10	Н	10	6 25	5 H	10	6	25 H	20 6	24	無		14, 644. 30	82	住宅地としての環境を高度に維持増進す る	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	旭区	二俣川東急ニュータウン中央町内会西地区	旭区中沢三丁目2392番の6ほか	再認可	一人協定 以外	公 H	1	7	25	Н	11 1	10 15	5 Н	11	10	15					5, 774. 58	31	住宅地としての環境を高度に維持増進す る	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	旭区	川井宿町	旭区川井宿町122番の10ほか	再認可	一人協定 以外	公 H	1	11	15	Н	11 1	11 15	5 Н	11	11	15					7, 186. 03	42	住宅地としての環境を高度に維持増進する	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	旭区	横浜興和台	旭区川島町2909番3ほか	再認可	一人協定 以外	公 S	47	1	25	Н	12	8 4	Н	12	8	4 H	27 8	3	有 (5)	不明	103285. 91	462	良好な住環境の維持・保全を図る	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	旭区	フレッシュタウン希望ヶ丘	今宿町2676番60ほか	再認可	一人協定以外	公H	4	1	25	Н	13 1	12 25	5 Н	13	12	25 H	23 12	24	有 (10)	更新の予定	5, 922. 86	33	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	旭区	さちが丘A地区	さちが丘25-20番地ほか	再認可	一人協定 以外	公 H	4	3	5	Н	14	3 5	Н	14	3	5 H	24 3	4	無	更新の予定	13, 737. 85	61	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	旭区	二俣川ニュータウン北部第4町内会	旭区今宿二丁目2400番	再認可	一人協定以外	公 S	58	2	25	Н	18 1	10 5	Н	18	10	5 H	28 10	4	無	更新の予定	81, 682. 97	373	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	緑区	横浜東本郷住宅地	東本郷776他	新規	20.					S	52	4 1	1 S	52	4	25 廃止			有 (10)		193, 156. 00	477	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定以外
横浜市	緑区	武蔵中山台住宅地	三保町2640-9他	新規						S	53	9 16	5 S	53	9	25 廃止まで			無		80, 147. 00	432	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定以外
横浜市	緑区	白山ハイテクパーク (変更認可)				公	61	11	25	Н	4	7 4	Н	4	7	4 廃止			無		54, 504. 00	6		工		一人協定以外
横浜市	緑区	あけぼの鴨居台住宅地	鴨居町441	新規	一人協定 以外					Н	6	1 13	в н	6	1	25 廃止			有 (5)		7, 616. 00	39	良好な住環境の形成・保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	緑区	いぶき野29番地	緑区いぶき野29番2ほか	新規	25/1					Н	12	8 25	5 Н	12	8	25 H	22 8	24	無	不明	2663. 02	14	良好な住環境の維持・保全を図る	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	緑区	三保杉澤住宅	三保町字杉澤1386他	新規						Н	15	6 25	5 Н	15	6	25 H	25 6	24	無	未定	12, 280. 00	63	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
横浜市	緑区	竹山第3	緑区竹山1丁目2一9ほか	再認可	一人協定	公 H	6	8	25	Н	17	3 25	5 Н	17	3	25 H	22 3	24	無	未定	1, 450. 50	8	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	緑区	緑区東本郷台	緑区東本郷三丁目894番	再認可	一人協定 以外					Н	19	2 5	Н	19	2	5 H	29 2	4	無	更新の予定	3, 972. 76	26	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	瀬谷区	瀬谷向陽台住宅地	瀬谷町4118他	新規	20/1					S	53	7 10	) S	53	7	25 廃止			無		11, 155. 00	58	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定以外
横浜市	瀬谷区	横浜インナーパーク	瀬谷区五貫目町20番1ほか	新規						Н	16 1	12 24	4 H	16	12	24 H			有 (0)	更新の予定	8, 583. 49	7	都心拠点としての街並み形成	I	既成市街地	一人协学
横浜市	栄区	飯島「ひかりが丘」	飯島410他	新規						S	53	8 3	S	53	8	15 廃止 まで			無		80, 879. 00	236	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定以外
横浜市	栄区	大船緑ヶ丘ネオポリス神戸	上郷町1382-1他	新規						S	56	9 5	S	56	9	<sub>25</sub> 廃止 まで			無		5, 306. 00	24	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	栄区	本郷台中央住宅地	小山台二丁目2804他	再認可	一人協定以外	公 S	61	9	5	Н	10	2 2	Н	10	2	13 廃止			有 (5)		31, 257. 00	143	良好な住環境の維持増進	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	栄区	上郷ネオポリス	栄区野七里一丁目1607番の1ほ	再認可	201	公 S	61	12	24	Н	11	8 5	Н	11	8	5	1 1				68, 006. 74	238	住宅地としての環境を高度に維持増進する	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	栄区	庄戸一丁目・四丁目地区	※区庄戸一丁目1216番の8ほか	1	一人協定		62	3	4	Н		10 5	Н	11	10	5					110, 407. 44	408	住宅地としての環境を高度に維持増進す	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	栄区	野村戸塚本郷台住宅地	栄区長沼町542番ほか	再認可	一人協定以外	公H	1	12	15	Н	12	4 25	5 H	12	4	25 H	22 4	24	無	不明	11645. 69	60	良好な住環境の維持・保全を図る	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	栄区	庄戸第一地区	栄区庄戸一丁目1216番8ほか	再認可	- 以外 一人協定 以外	公 S	49	4	25	Н	13	1 5		13		5 H	18 1	4	有 (5)	不明	219885. 22	+	良好な住環境の維持・保全を図る	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	栄区	松ヶ丘住宅地	栄区笠間5丁目266	再認可	一人協定以外	公 S	60	8	5	Н	17	9 22	2 H	17	9	22 H	22 9	21	有 (5)	未定	25, 686. 89	125	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	栄区	鍛冶ヶ谷住宅地区	栄区鍛冶ヶ谷町517	再認可	一人協定以外	公 S	60	9	5	Н	17 1	11 25	-	17	11	25 H	27 11	24	無	未定	8, 580. 26	41		住	既成市街地	一人协学
		L	1	1	以外	1 1	i								1 1		1		1	<u>I</u>	1	1	1	1		レノクト

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

					都市計画	i概要		体に、定められた内容については各特定行政庁にて再身	CHEROLE 11 JCC	.0	建築	協定に定められた建築物	に関する基準			国工交通省住宅局市街地建築課 H20.3.31時点
封	方公共団体名	地区名	用途地域	建ぺい率	建ぺい率(%)	容積率	容積率(%)	m/s	容積率	建ぺい率	最低敷地面積	高さ(m)	壁面位置	10	-n. /#+	7.0%
				(%)	(複数時に入力)	(%)	(複数時に入力)	用途	(%)	(%)	(m²)	階数	(m)	塀	設備	その他
横浜市	港南区	野村港南台分譲地(第2期第1工区)住宅	1 住専	40	60	60	200	1戸建て専用住宅	60	40	分割禁止	9m、軒高6.5m、 地階を除き2階、 道路斜線 北側斜線	1(敷地境界線)	生垣等開放性の あるもの		斜線制限有り
横浜市	港南区	野村港南台分譲地(第4工区)住宅地	1 住専	40		60		1戸建て専用住宅、医院併用住宅				9m、軒高6.5m、 地階を除き2階、 (RC造は10m、軒高7m)	1 (敷地境界線)			
横浜市	港南区	野村港南台分譲地(第2工区)住宅地	1 住専	40		60		医院併用住宅,一戸建専用住宅			宅地の分割禁止	9, 軒高6. 5 鉄筋コンの場合-10, 軒高7	1			
横浜市	港南区	野村港南台分譲地(第2期第1工区)住宅	1 住専	40		60		1戸建で専用住宅	60	40	分割不可	9、軒高6.5m、 地階を除き2階	1 (敷地境界線)	生垣等開放性の あるもの		道路・北側斜線制限有り
横浜市	港南区	日野グリーンタウン	1 住専 2 住専	40	60	60	150	1 戸建住居専用住宅・医院(獣医院を除く)併用 住宅				最高の高さは9 m 軒の高さは6.5 m	1 (道路境界線), 0.6 (隣地境界線)	ブロック積・そ の他これに類す るものとしない		
横浜市	港南区	日野町沢ヶ谷	1住専	50		80		一戸建て専用住宅、医院併用住宅、令130条の3の 兼用住宅のうち第1号、第2号(食堂若しくは喫 茶店を除く)、第5号、第6号)								
横浜市	港南区	横浜港南台	1 住専	50		80		戸建て住宅 医院併用住宅			最小敷地面積					
横浜市	港南区	クレール洋光台第二次 (変更)	1 低住	40		80		•			150	10				地盤面の変更禁止
横浜市	港南区	日限山自治会住宅地	1 低層 2 中高	40. 9	40, 50, 60	86. 3	80, 150	専用住宅			150, 100	10, 2F, 12, 3 F				
横浜市	港南区	港南富士見台	1 低層	40		80		専用住宅			150					
横浜市	港南区	パークヒル上大岡	1 低専	50		100		専用住宅			150	9	1			
横浜市	港南区	日野九丁目	1 低専 進住居	40	60	80	200	専用住宅, 診療所併用住宅			150, 180	10	1			地盤面の変更不可,駐車場出入口限定
横浜市	港南区	コモンシティ日野住宅地	1低専	40		80		専用住宅, 医院併用住宅, 兼用住宅			150(一部125)	9, 3F	0.6			
横浜市	旭区	市沢団地住宅	2住専	60		150		専用住宅他		60		9メートル、軒の高さは 6.5メートル(鉄筋コン クリート造りの場合は 7.0m)	1 (道路境界線)			北側斜線制限有り
横浜市	旭区	グレースタウン三ツ境	1住専	50		80		一戸建て専用住宅、医院併用住宅、兼用住宅(令 130条の3)			敷地分割不可	高さ9m、軒高7m、 階数2以下				擁壁の外面より突出する架台等の設置禁止
横浜市	旭区	二俣川東急ニュータウン東部町内会東地区	1 低住	50		80		一戸建専用住宅,二戸長屋,併用住宅,兼用住宅			125		1 (道路境界線), 0.5 (隣地境界線)			
横浜市	旭区	二俣川東急ニュータウン中央町内会西地区	1 低住	50		80		一戸建て専用住宅,医院併用住宅			分割禁止	地階を除き 2階	隣地境界0.5m			地盤面変更禁止
横浜市	旭区	川井宿町	1 低住	50		80		一戸建て専用住宅			分割禁止	9 m, 軒高 7 m, 地階を除き 2 階	1 m	生け垣、フェンス等		地盤面変更禁止
横浜市	旭区	横浜興和台	1 低住	40		80		一戸建専用住宅, 医院併用住宅, 店舗兼用住宅			165	9, 2	1			地盤面の変更禁止
横浜市	旭区	フレッシュタウン希望ヶ丘	1低住	40		80		一戸建等			180	9, 2F	道2, 隣1			軒高7.5m, 地盤変更禁止
横浜市	旭区	さちが丘A地区	1低住	40		80		一戸建			分割×		1	生垣		軒高7.5m, 地盤変更禁止
横浜市	旭区	二俣川ニュータウン北部第4町内会	1 低専	40		80		専用住宅, 医院併用住宅			170	9		開放性のあるも の2.0		
横浜市	緑区	横浜東本郷住宅地	1 住専	50		80		一戸建専用住宅			分割禁止	2階	1	V22. 0		
横浜市	緑区	武蔵中山台住宅地	1 住専	40		60		共同住宅、寄宿舎、下宿、公衆浴場を禁止				2階、8.2m				
横浜市	緑区	白山ハイテクパーク (変更認可)	工業													
横浜市	緑区	あけぼの鴨居台住宅地	1 住専	40	60	60	200	専用住宅				9	1 0.8			二次造成禁止
横浜市	緑区	いぶき野29番地	1 住居	60		200		一戸建専用住宅, 医院併用住宅				9	1			敷地分割禁止, 地盤面の変更禁止
横浜市	緑区	三保杉澤住宅	1 低層	40		80		専用住宅			130	9, 6. 5, 2F				
横浜市	緑区	竹山第3	1 中高	60		150		専用住宅				10	1			
横浜市	緑区	緑区東本郷台	1 低専	50		80		専用住宅, 医院併用住宅, 兼用住宅				9, 2F	1			敷地分割不可
横浜市	瀬谷区	瀬谷向陽台住宅地	1住専	50		80		1 戸建て専用住宅、医院併用住宅			分割不可	10m、軒高6.5m、 地階を除き2階	1 (道路境界線)、 0.5 (隣地境界線)			
横浜市	瀬谷区	横浜インナーパーク	工業	60		200		住宅等禁止				地間で飲むる階	1	ブロック造、コ ンクリート造 (万代) 等の塀 の禁止	公害を防止す るために必要 な設備	有効期間は廃止されるまで
横浜市	栄区	飯島「ひかりが丘」	1 住専	40		60		ー戸建個人専用住宅、医院併用住宅(獣医院を除く)、店舗併用住宅(建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの)			一区画の敷地を分 割禁止	建物の高さは地盤面から 9m以下、軒の高さは6.5 m以下(協定締結時にお ける地盤面で算定) 地階を除く階数2以下	上・隣地境界線より0.6 m以上離す(建築基準 法施行令第135条の20に	<b>3</b>		
横浜市	栄区	大船緑ヶ丘ネオポリス神戸	1 住専	50	60	80	200	一戸建て専用住宅、医院兼用住宅	80	50	分割禁止	地階を除く階数2以下 8m(軒6.5m)、 2階以下(地階除く)	- 超古 9 る場合は除く) 1	植栽等の施工に努める		地盤面の変更禁止
横浜市	栄区	本郷台中央住宅地	1 低住	40	60	80	200	•			分割禁止	2階以下(地階除く) 9, 軒高7.5, 階数2	1	<u></u>		地盤面の変更禁止
横浜市	栄区	上郷ネオポリス	1 住居 1 低住	30		60		一戸建専用住宅,医院併用住宅			分割禁止			,		地盤面変更禁止
横浜市	**E	庄戸一丁目・四丁目地区	1 低住	30		60		一戸建て専用住宅、医院併用住宅、事務所・学習		1	分割禁止	軒高 7 m,			1	地盤面変更禁止,屋外階段禁止,,看板の制限
横浜市	**E	野村戸塚本郷台住宅地	1低住	50		80		塾及びアトリエ等兼用住宅 一戸建専用住宅,二戸建長屋,医院併用住宅,薬局兼			160	地階を除き2階	1	開放性のあるも		敷地分割禁止, 地盤面の変更禁止
横浜市	**E	庄戸第一地区	1 低住	30		60		用住宅 一戸建専用住宅, 医院併用住宅	60	30	100	8, 2	隣地1.5,道路3	0	1	敷地分割禁止, 地盤面の変更禁止, 外階段制限有り
横浜市	**E	松ヶ丘住宅地	2 中高	60		150		専用住宅		-	130	10, 3F	1			
横浜市	**E	鍛冶ヶ谷住宅地区	1 低専	40		80		専用住宅			150	2F	-			
PAINCH	<b>水戸</b>	PAIR / HE GIGH	1 医外型	10	1	00		47.0 E. G			100	<u> </u>		L	<u> </u>	

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

					当初の	(当初)認	可又は公	告年月	日	(dec 10) =		(4-47		,	******	4000 o + =	り、有効期限が	が延長されている 期限終了後の対			国工父週省任名	77-517-123	区分	3.0.0 TEG 3/K
地方	公共団体名	地区名	所在地	新規/ 再認可	協定型 再認可 ——	(再詞	可の場	合)		(新規)記	認可年月日	(新規	公告年月日	(	新規)有効期	明限の末日	規定の有無 (延長年	応(更新の予定	面積(㎡)	区画数	協定のねらい	住商	既成市街地	協定型
				13	の場合認/	4 年		月	日	年	月日	年	月	B :	年	月日	数)	~ 未定)				工	新市街地	
横浜市	泉区	西が岡地区	泉区西が岡一丁目2番1他	新規	一人協定 以外	Н	10	12	15	Н 10	12 15	H 1	0 12	15 廃ま	Ĕ止 ミで		有 (5)		251, 021. 97	1023	住宅地としての環境を高度に維持増進す る	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	泉区	岡津地区	岡津町2688番1ほか	再認可	一人協定 公	Н	3	6	15	Н 13	6 15	Н 1	3 6 1	15	Н 23	6 14	無	更新の予定	37, 159. 27	133	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	青葉区	あざみ野(第1)	あざみ野2丁目35-1他	新規						S 53	12 9	S 5	3 12 2	25 廃 ま	Ĕ止 ミで		無		71, 149. 00	192	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	青葉区	あざみ野(第2)	あざみ野3丁目12-10他	新規						S 54	6 30	S 5	4 7 1	l4 廃 ま	Ĕ止 ミで		無		25, 544. 00	92	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	青葉区	あざみ野(第3)	あざみ野2丁目6他	新規						S 54	7 20	S 5	4 8	4 廃ま	ẫ止 ミで		無		29, 355. 00	100	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定
横浜市	青葉区	鴨志田町第1	鴨志田町801-1他	新規						S 54	9 28	S 5	4 10	L5 廃 ま	ẫ止 ミで		無		79, 752. 00	287	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	青葉区	みたけ台A	みたけ台12-37他	新規						S 56	8 12	S 5	6 8 2	25 廃ま	Σ止 ミで		無		26, 524. 00	90	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定
横浜市	青葉区	柿の木台	柿の木台33-2他	新規						S 57	5 8	S 5	7 5 2		≝止 ミで		無		14, 569. 00	49	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定
横浜市	青葉区	新石川 2 丁目 A	新石川 2 - 1 6 - 1 他	新規						S 57	9 17	S 5	7 9 2	25 廃ま	Ĕ止 ミで		無		18, 622. 00	67	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定
横浜市	青葉区	若草台A	若草台12-1他	新規						S 58	6 27	S 5	8 8 :	15 廃ま	を止 さで		無		12, 302. 00	46	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定 以外
横浜市	青葉区	伊豆急あざみ野4丁目	あざみ野4-35-16他	新規						S 58	9 3	S 5	8 9 :	14 廃	<b>を止</b>		無		5, 808. 00	24	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	一人協定以外
横浜市	青葉区	さつきが丘東急分譲地	さつきが丘10-61他	再認可	一人協定 公		48	8	4	S 58	12 8	S 5	8 12 2	24 廃	Ĕ止 :で		無		25, 781. 00	152	良好な住環境の形成・保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	青葉区	東急みたけ台団地 (変更認可)			公		54	5	15	Н 3	5 15	Н :	3 5 1	15 廃	<b>を止</b>		無		5, 184. 38	27	住宅地としての環境を高度に維持増進するため	住		一人協定以外
横浜市	青葉区	たちばな台1丁目A	たちばな1-1-9他	新規	一人協定 以外					Н 3	10 25	н :	3 10 2	25	Н 8	10 24	有 (H23.10.24 まで)		8, 517. 00	41	住宅地としての環境を高度に維持増進す るため	住	新市街地	一人協定以外
横浜市	青葉区	すみよし台A	すみよし台28-1	再認可	一人協定 公		57	12	15	H 4	2 12	Н	2 1	12 廃	€止 : で		無		53, 913. 00	277	住宅地としての環境を高度に維持増進するため	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	青葉区	もえぎ野北第2	もえぎ野 2 5 - 8 他	再認可	一人協定 公以外	S	47	12	15	Н 5	7 21	Н	5 8		<b>を止</b>		有 (5)		2, 666. 00	15	良好な住環境の形成・保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	青葉区	美しが丘グリーンタウン	美しが丘1丁目19-4ほか	再認可	一人協定公	S	50	3	25	Н 8	12 18	Н 9	1	6 点	<b>を止</b>		有 (10)		12, 525. 10	64	住宅地としての良好な環境を維持増進す	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	青葉区	市が尾町1636	市が尾町1636-3ほか	新規	6371					Н 13	4 13	Н 1	3 4 1	13	Н 23	4 12	無	更新の予定	1, 132. 97	8	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
横浜市	青葉区	榎が丘B地区	榎が丘44番地1ほか	再認可	一人協定 公	Н	2	5	25	Н 13	6 5	+ +	3 6	5	Н 23	6 4	無	更新の予定	3, 669. 71	16	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	一人協定以外
横浜市	青葉区	<b>桜台住宅地区</b>	桜台1番地19ほか	再認可	一人協定以外	S	56	12	15	Н 13	11 15	Н 1	3 11 1	15	Н 23	11 14	有 (10)	更新の予定	37, 348. 32	180	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	以外 一人協定 以外
横浜市	青葉区	桂台A地区	桂台二丁目25番地9ほか	再認可		S	63	12	15	Н 14	3 25				Н 24	3 24	無	更新の予定	8, 263. 88	41	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	以外 一人協定 以外
横浜市	青葉区	市ヶ尾禅当寺地区	青葉区市ヶ尾町1678番ほか	再認可	一人協定以外	S	47	6	15	Н 14	8 23	+ +		_	Н 34	8 22	有 10年	未定	23, 109. 94	125	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	以外
横浜市	青葉区	もえぎ野北地区	もえぎ野25番7他	再認可	一人協定	S	47	12	15	н 15	7 4	Н 1	5 7	_	Н 25	7 3	無	未定	16, 457. 22	90	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
横浜市	青葉区	ジェネヒルあざみ野A地区	すすき野三丁目4番2他	新規	以外			15	10	Н 15	9 25	Н 1	5 9 2	25	Н 25	9 24	無	未定	38, 021. 63	203	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	以外 一人協定
横浜市	青葉区	ジェネヒルあざみ野B地区	花子田二丁目4番1他	新規		+				Н 15	12 25				H 25	12 24	有 (10)	未定	29, 556. 24	146	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	以外 一人協定
横浜市	青葉区	旧もえぎ野自治会地区	もえぎ野12番他38他	再認可	一人協定公	c	47	12	15	H 16	3 25	+ +		_	H 21	3 24	有 (5)	未定	17, 449. 68	103	住宅地としての良好な環境を保全	(A-	新市街地	以外 一人協定
横浜市	青葉区			1	以外		59	12	25	н 16	5 25	п 1			H 26	5 24	無	未定		39		仕		以外 一人協定
-		たちばな台地区	青葉区たちばな台1丁目7番1ほか	再認可	一人协定	3		2	45		+	п				·   21			8, 603. 77	1	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	以外 一人協定
横浜市	青葉区	美しが丘住宅B地区	青葉区美しが丘4-35-1ほか	再認可	以外	S	48	8	4	11 10	5 25	+ +		_	H 26		無無	未定	4, 456. 76	16	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	以外 一人協定
横浜市	青葉区	新石川二丁目C地区	青葉区新石川2-10-1ほか	再認可	1 ldt r*2	8	59	2	25	H 16	8 13	+ +			H 21	8 12	2111	未定	12, 329. 69	60	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	以外 一人協定
横浜市	青葉区	みすずが丘地区	青葉区みすずが丘1番の1ほか	再認可	以外	Н	7	3	24	H 17	<del>                                     </del>	+ +			-++	3 14		未定	53, 335. 96		住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	以外 一人協定
横浜市	青葉区	在田西五丁目	青葉区荏田西5丁目10	再認可		S	59	5	15	H 17	5 25	+			H 27	5 24	有 (10)	未定	61, 196. 16	303	住宅地としての良好な環境を保全	-	既成市街地	以外
横浜市	青葉区	松風台地区	青葉区松風台23	再認可	以2ト	Н	8	8	5	Н 17	+	+	7 10			10 4	有 (5)	未定	19, 441. 83	90	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	一人協定 以外 一人協定
横浜市	青葉区	すすき野地区	青葉区美しが丘西三丁目12番の1	再認可	以外	S	52	9	24	Н 18	+	+	8 3		H 28	3 2	有 (10)	未定	62, 180. 01	309	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	以外
横浜市	青葉区	市ヶ尾町B地区	青葉区市ヶ尾町511番	再認可	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	S	60	12	25	H 18	+	+ +	+ +		H 28	4 24	有 (10)	更新の予定	23, 725. 78	97	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	以外一人協定
横浜市	青葉区	もえぎ野第二地区	青葉区もえぎ野5番	再認可		S	60	7	25	Н 18	4 25	+			H 28	4 24	無	更新の予定	10, 162. 57	46	住宅地としての良好な環境を保全	+	既成市街地	以外
横浜市	青葉区	つつじが丘第1公園周辺地区	青葉区つつじが丘19番	新規	一人協定 公 以外 公 一人協定 小	Н	18	5	2	Н 18	+	+	8 5	_	H 28	5 1	無	更新の予定	8, 986. 46	22	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	一人協定 以外 一人協定
横浜市	青葉区	青葉区松風台住宅地区	青葉区松風台20番	再認可	以外	S	61	3	25	Н 18	+	+				12 24	有 (5)	更新の予定	6, 267. 19	27	住宅地としての良好な環境を保全	+-+	既成市街地	以外
横浜市	青葉区	すみよし台C地区	青葉区すみよし台35番	再認可	一人協定 以外					Н 18	+	+ +	+ +	25	H 23	12 24	有 (5)	更新の予定	6, 736. 47	34	住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	青葉区	東急若草台分譲地	青葉区若草台7番	再認可	一人協定 公	S	51	5	18	H 19					H 29	1 24	無	更新の予定	31, 964. 08	161	住宅地としての良好な環境を保全		既成市街地	<ul><li>一人協定 以外</li><li>一人協定</li></ul>
横浜市横浜市	青葉区 	市ケ尾町泉天ヶ谷公園地区 青葉区桂台住宅地区	市が尾町483番	再認可再認可	一人協定 公 一人協定 以外	S	59	ь	15	H 19			9 3 1		H 30 H 29	3 13	無無	更新の予定	19, 776. 23 5, 535. 10	89 27	住宅地としての良好な環境を保全 住宅地としての良好な環境を保全		既成市街地	以外 一人協定
横浜市	青葉区	若草台B地区	若草台2番	再認可		S	60	7	25	Н 19	+	+	9 4		H 24	4 4	無	2,4140 ] 7.2	20, 697. 22	99		+ +	既成市街地	以外 一人協定 以外
横浜市	青葉区	石早ロD地区 ジェネヒルあざみ野C地区	すすき野一丁目5番	新規	八咖花 五	3	00	'	40	Н 19	<del>                                     </del>	+ +			H 29	8 26	無		20, 697. 22	105	住宅地としての良好な環境を保全 住宅地としての良好な環境を保全	+ +	既成市街地	以外 一人協定
-				新規		+				H 19	+	+				11 4	無無					1 1	既成市街地	一人協定以外
横浜市	青葉区	市ヶ尾町D地区	市が尾町516番	+	_ 1 40 🗁 🗥	17	7	8	1.5		+	+		_					18, 245. 95	82	住宅地としての良好な環境を保全	+ +		一人協定
横浜市	青葉区	すすき野第二地区	美しが丘西三丁目16番		一人協定 公	Н	7	8	15	H 19	<del>                                     </del>	+			H 29	12 13	無		3, 399. 60			1生	既成市街地	以外
横浜市	都筑区	港北ニュータウン新吉田工場倉庫	新吉田町1-8街区他	新規		+				S 59	<del>                                     </del>	+ +	9 4	<i>"</i> ま	で を止		無		58, 905. 00	76	工場地区の環境の維持保全	L	新市街地	以外
横浜市	都筑区	港北ニュータウン荏田南2-2街区	<b>荏田</b> 15−12他	新規		1				S 59	4 26	S 5	9 5 1	io į	で		無		5, 423. 00	28	良好な住環境の形成・保全	住	新市街地	以外
横浜市	都筑区	港北ニュータウン荏田東二丁目21-1・3地区	都筑区荏田東二丁目21番1他	新規						H 11			1 3 2	20 g	€止		有 (10)		6, 555. 04	40	住宅地としての環境を高度に維持増進する 住宅地としての環境を高度に維持増進す	住	既成市街地	一人協定 以外
横浜市	都筑区	南山田三丁目南部	都筑区南山田三丁目31番7ほか	新規						H 12	3 3	H 1	2 3	3				]	15, 000. 00	80	る 3/20 0 に少永先を向及に維持相座り	住	新市街地	一人協定 以外

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

								体に 定められた内容については各特定行政庁にて再	<b>技権認を行うこと</b> 。	0						国土交通省住宅局市街地建築課 H20.3.31時点
116.	5.0.4. <b>27.4.</b> 5	W = 5		7ds -0 t > 2/2	都市計画	1	南林本(0/)		rin 14 da	7da -0 1 1 <del>1/1</del>		協定に定められた建築物		1		1
地方	<b>方公共団体名</b>	地区名	用速地攻	(%)	建ペい率(%) (複数時に入力)	容積率 (%)	容積率(%) (複数時に入力)	用途	容積率 (%)	建べい率 (%)	最低敷地面積 (㎡)	高さ(m) 階数	壁面位置 (m)	塀	設備	その他
横浜市	泉区	西が岡地区	1 低住2 中住	40	50, 60	80	200	A. B ー 一戸建専用住宅, 診療所, 共同住宅, 長屋, 兼用住宅。他 ー 用途地域に準拠。	(707	(707	A, B, C-換地 時の区画の面積, 又は132。D, E	C-12	0.5 (隣地境界線)	開放性のあるもの		
横浜市		岡津地区	進住居	50		80		一戸建等			-132 180, 165	10	隣1	開放性		軒高7.5m
横浜市	青葉区	あざみ野(第1)	1住専	40		60		1 戸建住宅, 医院併用住宅			分割禁止	9(軒6.5),2階		州八江	水洗便所	
横浜市	青葉区	あざみ野(第2)	1住専	40		60		1 戸建て専用住宅、医院併用住宅			分割不可、250	9m、軒高6.5m、	1 (隣地境界線)		水洗便所	
横浜市	青葉区	あざみ野(第3)	1住専	40		60		1 戸建て専用住宅、医院併用住宅			分割不可、250	地階を除き2階 9m、軒高6.5m、 地階を除き2階	1(隣地境界線)		水洗便所	
横浜市	青葉区	鴨志田町第1	1住専	40	50	60	80	1 戸建て専用住宅、医院併用住宅			分割不可	9m、軒高6.5m、	1 (1942E19E91 19K)		•	地盤面の変更禁止
横浜市	青葉区	みたけ台A	1住専	40		60		1戸建住宅, 2世帯同居住宅, 医院併用住宅			分割禁止	地階を除き2階 9(軒6.5),2階	<b>隆</b> 1		水洗便所	
横浜市	青葉区	柿の木台	1住専	40		60		専用住宅、医院併用住宅			7, 117, 12	最高 9 メートル,	1 (隣地境界線)			式 地盤面の変更禁止
横浜市	青葉区	新石川2丁目A	1住専	40		60		一戸建て専用住宅、医院併用住宅			敷地分割不可	軒の高さは6.5メートル 高さ9m、軒高6.5m、	1 m (隣地)		(A)) (A)	地盤面変更不可、便所は水洗式
横浜市	青葉区	若草台A	1住専	50		80		一戸建て専用住宅、医院併用住宅			敷地分割不可	階数2以下 高さ9m、軒高6.5m、	1 m (隣地)			地盤面の変更不可
横浜市	青葉区	伊豆急あざみ野4丁目	1住専	40		60		一戸建て専用住宅、医院併用住宅			敷地分割不可	階数2以下 高さ9m、軒高6.5m、	1 m (隣地)			地盤面変更不可、便所は水洗式
横浜市	青葉区	さつきが丘東急分譲地	1住専	50		80		一戸建て専用住宅、医院併用住宅			2000	階数2以下 階数2以下	T III (pred)			便所は水洗式
横浜市	青葉区	東急みたけ台団地(変更認可)	1低専					) AL COMMENT ENDOUGHER				18345211				(A) The Associated and the Assoc
横浜市	青葉区	たちばな台1丁目A	1 住専	50		80		1 戸建住宅, 医院併用住宅			100					地盤面の変更禁止
横浜市	青葉区	すみよし台A	1 住専	40		60		専用住宅, 医院併用住宅				9、2 F	1			敷地分割の禁止
横浜市	青葉区	もえぎ野北第2	2住専	60		150		専用住宅,兼用住宅,共同住宅			150					
横浜市	青葉区	美しが丘グリーンタウン	1 中住	60		150		1戸建住宅,2世帯同居住宅								
横浜市	青葉区	市が尾町1636	1低住	40		80		一戸建等			136	9, 2F	道1,隣0.5	ブ゛ロック×		軒高6.5m, 植栽
横浜市	青葉区	榎が丘B地区	1低住	40		80		一戸建等			分割×	9, 2F	隣1	ブ・ロッケ×		軒高7.5m, 地盤変更禁止
横浜市	青葉区	桜台住宅地区	1低住	50		80		一戸建等			130	2F		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		軒高6.5m, 地盤変更禁止
横浜市	青葉区	桂台A地区	1低住	40		80		一戸建等			分割×	9, 2F	1	ブ゛ロック×		軒高7m, 地盤変更禁止, 周囲との調和に配慮
横浜市	青葉区	市ヶ尾禅当寺地区	1 低専	40		80		専用住宅	_	_	_	9	_	_	_	_
横浜市	青葉区	もえぎ野北地区	1 低層	50		80		専用住宅			150	2F 8. 5				
横浜市	青葉区	ジェネヒルあざみ野A地区	1 低層	50		80		専用住宅			150					
横浜市	青葉区	ジェネヒルあざみ野B地区	2 低層 1 低層 2 低層	43	1低40、50 2低40、50	80		専用住宅			150					
横浜市	青葉区	旧もえぎ野自治会地区	1 低層	50	40, 50	80		専用住宅				8.5				
横浜市	青葉区	たちばな台地区	1 低専	50		80		専用住宅				9, 2F	1	開放性のあるも の		
横浜市	青葉区	美しが丘住宅B地区	1 低専	50		80		専用住宅				2F		V)		
横浜市	青葉区	新石川二丁目C地区	1 低専	40		80		専用住宅				9, 2F	1	開放性のあるも		
横浜市	青葉区	みすずが丘地区	1 低専 2 低専	40		80					165, 150			V/		
横浜市	青葉区	荏田西五丁目	1 低専	42. 4	40, 60	94. 4	80, 200	専用住宅			200		0.7			
横浜市	青葉区	松風台地区	1 低専	50		80		専用住宅			分割不可		1	生垣		
横浜市	青葉区	すすき野地区	1 低専 2 低専	40		80		専用住宅					1	開放性のあるもの		敷地分割不可, 地盤面の変更不可
横浜市	青葉区	市ヶ尾町B地区	1 低専	40		80		専用住宅, 医院併用住宅				9, 2F	1	開放性のあるもの		敷地分割不可, 地盤面の変更不可
横浜市	青葉区	もえぎ野第二地区	1 低専	50		80		専用住宅				9, 2F	1	V/		敷地分割不可, 地盤面の変更不可
横浜市	青葉区	つつじが丘第1公園周辺地区	1 低専	40		60		専用住宅, 兼用住宅			165		1			敷地分割不可, 地盤面の変更不可
横浜市	青葉区	青葉区松風台住宅地区	1 低専	40		80		専用住宅, 診療所併用住宅			130	9, 2F	0, 8			地盤面の変更不可
横浜市	青葉区	すみよし台C地区	1 低専 2 中高	40	60	80	150	専用住宅, 医院併用住宅				9, 2F	1			地盤面の変更不可
横浜市	青葉区	東急若草台分譲地	1低専	50		80		専用住宅, 医院併用住宅, 自治会館			150			植樹, ネットフェ ンス, 生垣等		
横浜市	青葉区	市ケ尾町泉天ヶ谷公園地区	1低専	40		80		専用住宅, 医院併用住宅, 兼用住宅			200	9, 2F	1	フェンス,生垣等の開放性のある		地盤面の変更不可,屋根・外壁・工作物の周囲と の調和
横浜市	青葉区	青葉区桂台住宅地区	1 低専	40		80		専用住宅, 医院併用住宅			140		0.5	_		地盤面の変更不可
横浜市	青葉区	若草台B地区	1低専	40		80		専用住宅				9, 2F	1			敷地分割不可, 地盤面の変更不可
横浜市	青葉区	ジェネヒルあざみ野C地区	1 低専 2 低専	40		80					150					駐車場出入口制限
横浜市	青葉区	市ヶ尾町D地区	1低専	40		80		専用住宅, 医院併用住宅, 兼用住宅				9, 2F	1	開放性のあるも の		敷地分割不可, 地盤面の変更不可, 架台・機械式 駐車場の制限
横浜市	青葉区	すすき野第二地区	1 低専 2 低専	50		80		専用住宅, 医院併用住宅				9, 2F	1	開放性のあるもの		敷地分割不可, 地盤面の変更不可
横浜市	都筑区	港北ニュータウン新吉田工場倉庫	準工	60		200		禁止用途(住宅系・風俗系・ホテル・劇場・学校・ 病院等)	経営者住宅は 100%で可		最小敷地面積		1 (敷地境界)			敷地の10%以上の緑化義務
横浜市	都筑区	港北ニュータウン荏田南2-2街区	1住専	40		60		戸建で住宅二世帯同居住宅			最小敷地面積	階数2以下	1.5(道路側)1(隣地側)			20%以上の緑地・屋根勾配・延べ床面積90㎡
横浜市	都筑区	港北ニュータウン荏田東二丁目21-1・3地区	2 中住	50		150		一戸建専用住宅	100	50	分割禁止	2, 高さ-10, 軒-7	1 (敷地境界線)	生垣、フェンス		地盤面の変更不可。屋根・外壁の色彩-アースカ ラーを基調。屋根-勾配屋根。門扉-奥行き0.5m 以上の空地を確保
横浜市	都筑区	南山田三丁目南部	1 低住	40		80		一戸建て専用住宅,2戸長屋				地階を除き2階				地盤面変更禁止

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

					当初の	( }	当初) 認可又は公告年	18 T											り、有効期限 <b>自動更新</b>	が延長されている			国工义进省任七	局巾街地建梁課 H2 区分	10.3.3 1時 景
地	方公共団体名	地区名	所在地	新規/ 再認可	協定型(再認可	`-	(再認可の場合)	,-	(휮	f規)認可	可年月日	(	(新規)	公告年	月日	(新規)	有効期	限の末日	規定の有類   (延長年	一	面積(㎡)	区画数	協定のねらい	住既成市街地	協定型
				L-100 L-1	の場合	認/公	年 月	B	年		月 E	9 年		月	B	年		月日		~ 未定)				工 新市街地	
横浜市	都筑区	港北NT薫風台	都筑区東山田二丁目10番1	新規					Н		10 2	5 H	12		20	Н	20	3 28	****	不明	13829. 34		良好な住環境の維持形成を図る	住 既成市街地	一人協定
横浜市	都筑区 都筑区	港北NT夕月野 北山田六丁目東部	加賀原一丁目1番2ほか 北山田六丁目32番地ほか	新規 再認可	一人協定	公	H 3 8	24	Н	13	2 2	2 H	13		22 25	Н	24	2 24 2 24		更新の予定 更新の予定	14, 829. 54 8, 718. 92		住宅地としての良好な環境を保全 住宅地としての良好な環境を保全	<ul><li>住 新市街地</li><li>住 既成市街地</li></ul>	一人協定       一人協定       以外
横浜市	都筑区	港北NT夕月野南	都筑区加賀原1丁目5番ほか	新規	以外			21	н	14	11 1		14	-	15	н	24	11 18	H (0)	未定	9, 130. 53	51	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	以外 一人協定
横浜市	都筑区	港北ニュータウンせきれい台	早渕二丁目3-1他	新規					Н	15	11 2		15	-	25	Н		11 24	<del>1111.</del>	未定	8, 267. 43	48	住宅地としての良好な環境を保全	住新市街地	一人協定以外
横浜市	都筑区	港北ニュータウンつづき野	都筑区荏田東1丁目23番2ほか	新規					Н	16	6 2	_	16	_	25	Н	26	6 24		未定	12, 594. 35		住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	以外 一人協定
									11		0 2	0 II			+ +	11				<b>水</b> 龙					
横浜市	都筑区	ブレイズスクエア・センター北	牛久保東一丁目26便他	新規					Н	19	3 5	5 H	19	3	5	Н	30	3 16	無		12, 057. 34	50	住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	一人協定
横浜市	都筑区	ヴェレーナガーデンセンター南	茅ヶ崎南五丁目22番	新規					Н	19	7 2	5 Н	19	7	25	Н	30	2 21	無		11, 608. 47	57	住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	一人協定
新潟市	北区	三菱瓦斯科学 (株)	太夫浜字上浜山1382	再認可	一人協定	認	H 19 4	25	ш	0	4 1	1 11	8	4	1	п	19	4 1	<del>1111.</del>		178, 784. 05	_	工業団地としての利便を増進	工 既成市街地	一人協定
新潟市	東区	石山団地商店街	石山団地666番3の一部	再認可	以外 一人協定	認	H 12 8	12	н	9	8 1	8 H	9	8	24	н	12	8 23	2111		3, 318. 00	_	商店街としての利便を高度に維持・増進	住 既成市街地	一人協定
新潟市	中央区	新潟交通窪田町団地	新潟市窪田町6丁目373-2 他	再認可	一人協定	認	H 10 10	27	Н	10	10 2		10	10	30	н		10 29			1, 136. 59	_	住宅地としての良好な環境の維持、増進	住 既成市街地	一人協定
新潟市	中央区	羽海又是在山中 10元 沼垂・日の出ニュータウン	日の出2丁目16番他	新規	以外 一人協定	認	H 14 9	1	Н		9 3		14		18	Н	34	10 29		廃止の予定	25, 612. 42	-		住 既成市街地	以外 一人協定
新潟市	江南区	ルナグランデ新潟南	江南区亀田大月3丁目の一部	新規	一人協定 以外				Н	19	7 2	7 H	19	7	30	Н	29	7 26	有(10)	未定	7, 906. 25	34	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定 以外
新潟市	秋葉区	秋葉希望ヶ丘ニュータウン	秋葉町1丁目1-1ほか	再認可	一人協定	認	Н 13 8	30	Н	13	8 3	0 H	13	9	5	Н	33	9 4	無	未定	95, 302. 00	-	住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	一人協定
新潟市	西区	小針河原地区	新潟市小針1丁目242外	再認可	一人協定以外	認	H 12 7	13	Н	12	7 1	3 H	12	7	19	Н	22	7 18	有 (10)		26, 277. 45	-	良好な住環境の形成、保全	住 既成市街地	一人協定 以外
静岡市	葵区	フローラタウン美和野	葵区足久保口組字原田96-1外	新規					Н	12	3 3	0 H	12	3	30	Н	27	3 30	1, ()		54, 335. 05		住宅地としての環境を維持増進するため		一人協定
静岡市	駿河区	駿河台分譲地	駿河区大谷	新規	以外				S	64	1 5	5 S	64		5	Н	10	1 5	有(5年毎		93, 941. 00	300	住宅環境の維持	住 既成市街地	
静岡市	清水区	船越地区北矢部	清水区北矢部	新規	以外				S	57	10 8	3 s	57	10	8	Н	4	10 8	有(5年毎)		64, 697. 00		宅地としての環境を高度に維持保存する	住 新市街地	
静岡市	清水区	堂林ABCD地区	清水区堂林1丁目、2丁目	新規	一人協定 以外				Н	1	12 4	4 H	1	12	4	Н	10	12 4	有(5年毎)		15, 715. 00		宅地としての環境を高度に維持保存する	住 既成市街地	
浜松市	中区	浜松ローズタウン	西伊場町	新規					S	58	3 2	5 S	58	4	1	Н	5	3 31	有 (5)		43, 709. 00	158	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
浜松市	中区	和合第2グリーンタウン	和合町	新規					S	60	12 1	2 S	60	12	13	Н	7	12 12	有 (5)		22, 915. 00	58	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
浜松市	中区	浜松富塚第2八王子ビラ	富塚町	新規	L left eta				S	61	3 1	1 S	61	3	12	Н	28	3 11	有 (5)		8, 225. 00	15	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定 以外
浜松市	中区	殖産青葉台	富塚町	再認可	一人協定 以外	認	S 47 12	25	S	61	7 1	1 S	61	7	2	Н	8	6 30	有 (5)		96, 203. 00	224	住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	一人協定 以外
浜松市	中区	グランドハイツ幸	幸二丁目	新規					S	61	11 2	7 S	61	12	1	Н	8	11 30	有 (5)		30, 107. 00	71	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定 以外
浜松市	中区	サンタウン幸	幸三丁目	新規					S	62	4 1	5 S	62	4	16	Н	9	4 15	有 (5)		24, 488. 00	60	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定 以外
浜松市	中区	浜松富塚ビレッヂ弥生	富塚町	新規					S	63	5 2	2 S	63	5	2	Н	30	5 1	有 (5)		3, 623. 00	10	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
浜松市	中区	弥生ケ丘土地区画整理地区	富塚町	再認可	一人協定 以外	認	S 52 4	20	S	63	9 3	3 S	63	9	6	Н	10	9 5	有 (5)		67, 147. 00	159	住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	一人協定 以外
浜松市	西区	湖人見団地	古人見町	新規					S	62	8 2	6 S	60	8	26	Н	9	8 25	有 (5)		58, 681. 00	115	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
浜松市	西区	ゆう・おおひとみ	大人見町	再認可	一人協定	認	H 9 12	1	Н		8 8							8 7	有 (5)		19, 000. 00	519	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定 以外
浜松市 浜松市	西区 西区	ゆう・おおひとみ 2 ゆう・おおひとみ 3	大人見町 大人見町	新規 新規					Н	17	7 8 6 2	0 H		6	20	Н		7 7 6 19	13 (-/		5, 791. 00 10, 660. 54	22 50	住宅地としての良好な環境を保全	住     新市街地       住     新市街地	一人協定 一人協定
浜松市	西区 南区	ゆう・おおひとみ 4 高塚可美団地	大人見町 高塚町	新規新規					Н	19	9 2		19		28	H H		9 27 3 22			4, 922. 26 39, 235. 00		住宅地としての良好な環境を保全 住宅地としての良好な環境を保全	<ul><li>住 新市街地</li><li>住 既成市街地</li></ul>	一人協定 一人協定 以外
浜松市	南区	浜松卸商住宅団地	米津町新橋町法枝町	再認可	一人協定	認	S 47 3	30	Н		11 8	_	3	-	+ +	Н	-	11 7	有(3)		50, 927. 00		住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	<u>以外</u> 一人協定 以外
浜松市	南区	若林ニュータウン	若林町	新規	以外	₽¢.	2 41 3	30	П		11 2		6	+	21	П		11 20			20, 067. 00		住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	以外 一人協定
浜松市	北区	東急リゾートタウン浜名湖第二期	三ヶ日町大崎字汐田	新規					II S	55	5 1	_	0	11	21	П		5 15			82, 900. 00		住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定以外
浜松市	北区	大心	細江町中川	新規				1	0	56	4 3		56	5	8	Н	-  -	5 7	有 (5)		97, 400. 00		住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	以外 一人協定
浜松市	北区	東急リゾートタウン浜名湖第三期	三ケ日町都筑字黒欠	再認可	不明				5	57	5 7	_	9	_	+ +	Н		5 6	有 (10)		82, 200. 00		住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定以外
浜松市	北区	(株カサハラ開発事業桜ケ丘緑団地	細江町中川字桜ケ丘緑	新規	71.001			1	0		10 6	-	57	_	+	Н		10 11			31, 500. 00		住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	以外 一人協定
浜松市	北区	東急リゾートタウン浜名湖第四期	三ヶ日町都筑字宇布鋤	新規				1	0	58	7 1		58	_	+ +	Н	-	7 21			12, 000. 00		住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
浜松市	北区	北嶋団地	細江町気賀字北嶋	新規					0	59	5 3	_	59	_	+ +	Н		6 4	有 (5)		15, 000. 00			住 新市街地	一人協定
-	北区	東三方原住宅団地	東三方町	新規					S C		10 2	_	60	_		Н							住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	+
浜松市									5		_	_	_	_	+ +	Н	-	_			3, 711. 00		住宅地としての良好な環境を保全		一人協定
浜松市	北区	テクノランド細江住宅団地 東急リゾートタウン浜名湖第一期	細江町中川 三ヶ日町大崎字汐田	新規 再認可	一人協定	認	S 54 6	4	Н	63	7 2 5 2		63	6		Н	15 11	7 25 6 1	有(5)		15, 900. 00 67, 282. 00		住宅地としての良好な環境を保全 住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地 住 既成市街地	一人協定
浜松市	北区	セントラルタウン都田	都田町	再認可	一人協定	認	H 7 2	21	Н	7	10 1	2 H	7	10	12	Н	17	10 11			26, 746. 00		住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定 以外
浜松市	北区	レイクタウン西気賀	細江町気賀	新規					Н	7	10 2	7 Н				Н	27	10 26	有 (5)		28, 110. 78	121	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
浜松市	北区	東急リゾートタウン浜名湖第5期	三ヶ日町都筑字西平3110番の1 外52筆	新規					Н	9	9 3	0 Н	9	10	26	Н	24	10 25	有 (5)		16, 588. 00	32	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
浜松市	北区	美咲台団地第一工区	細江町気賀字横谷、北島、老ヶ谷、白長谷地内	新規					Н	10	12 2	1 H	11	1	5	Н	31	1 4	有 (5)		32, 295. 56	145	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
浜松市	北区	美咲台団地第二工区	細江町気賀字横谷、北島、老ヶ谷、白長谷地内	新規					Н	11	2 2	6 H	12	3	5	Н	32	3 4	有 (5)		31, 006. 98	142	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
浜松市 浜松市	浜北区 浜北区	浜北グリーンアベニュー 遠鉄さつき団地	中瀬字大平 中瀬字大平7215-7他	新規新規					S H		2 1		62 5	_	17 19	H H	9 15	2 10	有(5) 有(5)		25, 700. 00 15, 215. 70			住 新市街地 住 新市街地	一人協定 一人協定
浜松市	天竜区	緑恵台	緑恵台	新規	一人協定				S	63	8 E	5 S	63	8	12	Н	10		有(5)		259, 400. 00	440	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	
名古屋市	千種区	西山元町一丁目地区	西山元町1丁目	新規	以外			+ +	Н	15	1 1	_	_		+		20	1 9	有(5)	未定	6, 396. 43		住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	以外
名古屋市	千種区	徳川山町地区	徳川山町1丁目~4丁目	新規	一人協定 以外				Н	16	3 2	2 H	16	3	2	Н	26	3 1	有(10)	未定	61, 990. 54	232	住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	一人協定 以外

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

					都市計画	概要		所に たのうれのと呼ばれて 20・Cは名前を目録が11c C円	X # E   17 - C	.0	建築	協定に定められた建築物	に関する基準			国工人通目正七岁申闰地建未休 1120.5.51时点
地	方公共団体名	地区名	用途地域	建ぺい率	建ぺい率 (%)	容積率	容積率(%)	my.	容積率	建ぺい率	最低敷地面積	高さ(m)	壁面位置	100	=n. ##	7.0%
				(%)	(複数時に入力)	(%)	(複数時に入力)	用途	(%)	(%)	(㎡)	階数	(m)	塀	設備	その他
横浜市	都筑区	港北NT薫風台	1 低住	40		80		一戸建専用住宅				10, 3	1	透視性のあるもの		勾配屋根,敷地分割禁止,地盤面の変更禁止,色彩 制限有り,門扉前に空地確保
横浜市	都筑区	港北NT夕月野	1低住,2低住	40		80		一戸建等			165	10, 3F	1	生垣		軒高7m, 地盤変更禁止, 勾配屋根, 外壁7-スカラ-
横浜市	都筑区	北山田六丁目東部	1低住	40		80		一戸建等			165	10, 2F	1	開放性		地盤変更禁止,緑化
横浜市	都筑区	港北NT夕月野南	1 低専 1 住	40	80	60	200	専用住宅	-	-	165	10 3F	1	透視性あるもの	-	アースカラー 勾配屋根 出入口に空地
横浜市	都筑区	港北ニュータウンせきれい台	1 低層	40		80		専用住宅			165	10, 3F	1	School - 1		
横浜市	都筑区	港北ニュータウンつづき野	1 低専	40		80		専用住宅			165	10, 3F	1	透視性のある フェンス・生垣		
横浜市	都筑区	ブレイズスクエア・センター北	1低専	40		80		専用住宅, 兼用住宅				2 F	1 1. 5	フェンス, 生垣等		地盤面の変更不可,駐車場出入口制限,緑地,壁 面緑化,屋外アンテナ不可,建築物の外壁の周囲 との調和
横浜市	都筑区	ヴェレーナガーデンセンター南	1低専	40		80		専用住宅, 兼用住宅			165	10, 2 F	1 0. 7	フェンス, 生垣等		地盤面の変更不可,緑化,外壁の色彩,まちなみ との調和,門扉・アプローチ・機械式駐車場・自 動販売機の制限
新潟市	北区	三菱瓦斯科学 (株)	工業	60		200		工場,事務所	200	60		15	道路から1m以上			
新潟市	東区	石山団地商店街	2住専	60		200		•				幅員×0.45 11.5m地上3F 以下	道路2m隣地1.5m			意匠統一のガイドライン
新潟市	中央区	新潟交通窪田町団地	1 住居	60		200		一低層に出来るもの	200	60		10m以下	道路より1.0	生垣		
新潟市	中央区	沼垂・目の出ニュータウン	準工	-	200	-	専用住宅	200	60	-	-	-	-	- 垣又は柵で高さ	-	-
新潟市	江南区	ルナグランデ新潟南	準工業	60	_	200	_	専用住宅	200	60	148	10	道路境界1.5	の制限はナシ		
新潟市	秋葉区	秋葉希望ヶ丘ニュータウン	準工	60		200		A地区(専用住宅),B地区(共同住宅),C地区(業務系),D地区(業務系)			A地区(115), B地区 (115), C地区 (300), D地区(300)	A地区(10),C地区(15)	A地区(道路1.0), B地区 (道路1.0敷地2.0), C地 区(道路3.0隣地2.0), D 地区(道路3.0隣地2.0)	生垣1.0		
新潟市	西区	小針河原地区	1 中住	60		200							道路から1.5m、隣地か	垣又はさく		盛土は0.7m以下
静岡市	葵区	フローラタウン美和野	調整区域	60		200		専用住宅,店舗及び事務所併用住宅,公的施設				高さ10m以下	ら1.0m 隣地境界線から1m以上	生垣		
静岡市	駿河区	駿河台分譲地	1 低住	40		60		•			区画形状の変更不 可	地盤面9m軒高6.5m階数2	隣地1F1.5m2F1.9m	生垣、プロック塀不可		広告塔看板の制限
静岡市	清水区	船越地区北矢部	1 低住	50		100						階数2以下		道路に面する部 分生垣		自販機設置の制限
静岡市	清水区	堂林ABCD地区	2 中高	60		200						階数3以下、 高さ10m以下		道路に面する部 分生垣		自販機設置の制限
浜松市	中区	浜松ローズタウン	1 中高	60		200		•		60	区画形状の変更不 可	最高9m軒高7m階数2以下	道路1m隣地1m	生垣	便所水洗	緑化, 看板等
浜松市	中区	和合第2グリーンタウン	1 中高	60		200		•			区画形状の変更不可	最高9m軒高7m階数2以下	道路・隣地平均1m以上 かつ最低60cm以上	•	•	緑化,看板等
浜松市	中区	浜松富塚第2八王子ビラ	1 低専	20		60		•			区画形状の変更不可	最高8m階数2 (地階をのぞく)	道路3m隣地1.5m	•	•	緑化, 色彩, 形態等
浜松市	中区	殖産青葉台	無指定	60		200		•		40	区画形状の変更不可	最高10m軒高7m階数2以下	道路2m隣地1.5m	•	•	緑化
浜松市	中区	グランドハイツ幸	1 低専, 1 中高, 2 住	40	40, 60	60	60, 200	•	60	40	区画形状の変更不可	最高10m軒高7m	道路2m隣地1m			最小床面積70㎡以上, 意匠, 看板等
浜松市	中区	サンタウン幸	1 任 1 任 1 任 1 任 1 任 1	40		60		•	60	40	区画形状の変更不	最高10m軒高8m	道路2m隣地1m			緑化, 意匠, 看板等
浜松市	中区	浜松富塚ビレッヂ弥生	1 低専	50		80		•			区画形状の変更不	最高8m階数2	道路1m	生垣	便所水洗	
浜松市	中区	弥生ケ丘土地区画整理地区	1 住,	50	60, 50, 40	80	200, 80, 60			60, 50, 40	可 区画形状の変更不	最高10m軒高10m 8m	道路2.0m隣地0.5m 1.0m	上生	便所水洗	
	西区	湖人見団地	1 低専	60	00, 50, 40	200	200, 00, 00			60	可 区画形状の変更不	最高10m軒高8m道路斜線		工程	(X/)/////	意匠,看板等
浜松市			無指定					<b>車</b> 用件点			可		道路1m隣地1m	#L I=		
浜松市	西区	ゆう・おおひとみ ゆう・おおひとみ 2	無指定無指定	60		200		専用住宅		60		階数2, 道路斜線 階数2, 道路斜線	道路1.5, 隣地1 道路1.5, 隣地1.0	生垣 生垣		意匠, 看板等 意匠, 看板等
浜松市 浜松市	西区西区	ゆう・おおひとみ3 ゆう・おおひとみ4	無指定	60 60		200 200		専用住宅 専用住宅		60 60		階数2, 道路斜線 階数2, 道路斜線	道路1.5, 隣地1.0 道路1.5, 隣地1.0	生垣		意匠, 看板等 意匠, 看板等
浜松市	南区	高塚可美団地	工業	60		200		•	180	60	分割禁止	最高10m階数3 (地階を除く)	1F隣地1m2F以上北側隣 地3m	道路面生垣	便所	意匠, 看板
浜松市	南区	浜松卸商住宅団地	無指定	40		200		•		40	分割禁止	最高10m軒高7m階数2以下	道路2m隣地1.5m	生垣		緑化, 意匠等
浜松市	南区	若林ニュータウン	工業	60		200		•			区画形状の変更不		道路1m, 隣地0.8m			色彩, 看板, 緑化
浜松市	北区	東急リゾートタウン浜名湖第二期	無指定	60		200		•	30	20	可 区画形状の変更不	最高10m軒高7m階数2	•	•	•	意匠
浜松市	北区	セキスイハウス桜ケ丘団地	1 低専	50		80		•			可 区画形状の変更不	階数2	道路1m, 北側隣地	•	•	緑化
浜松市	北区	東急リゾートタウン浜名湖第三期	2 低専 無指定	60		200		•	30	20	区画形状の変更不	最高10m軒高7m階数2	1F1m, 2F2m	•	•	<b>意匠</b>
浜松市	北区	㈱カサハラ開発事業桜ケ丘緑団地	1 低専	50	50, 60	80	80, 200		00	20	可	階数2	道路1m, 北側隣地	•	•	緑化
浜松市	北区	東急リゾートタウン浜名湖第四期	1 中高 無指定	60	50,00	200	00, 200		30	20	区画形状の変更不	最高10m軒高7m階数2	1F1m, 2F2m	•	•	意匠
浜松市	北区	北嶋団地	工業	60		200			30	20	可 区画形状の変更不	最高10m,階数3	道路0.9m	<del>                                     </del>	•	意匠, 看板等
-										60	可 区画形状の変更不	最高10m軒高7m				息匹, <b>有</b>
浜松市	北区	東三方原住宅団地	無指定	60		200					可 区画形状の変更不	道路斜線1.25 最高11m,階数2,道路,	道路1m隣地1m 道路1m, 隣地1F1m, 北側		•	U. Anada (C. II)
浜松市	北区	テクノランド細江住宅団地 東急リゾートタウン浜名湖第一期	無指定無指定	60		200 200			120 30	60 20	可 500	北側斜線 最高10m軒高7m階数2	隣地2F2m	•	•	地盤高,緑化
浜松市	北区	セントラルタウン都田	無指定	60		200		•		60	165	最高10m, 軒高8m, 階数2	隣地0.8m,道路1m又は 1.5m			意匠, 看板等
浜松市	北区	レイクタウン西気賀	無指定	60		200		•	150	60	区画形状の変更不可	最高高さ10m	敷地境界1.0m	生け垣又はフェンス		緑化, 看板等
浜松市	北区	東急リゾートタウン浜名湖第5期	無指定	60		200		専用住宅	30	20	500	最高10m軒高7m階数2	•	•	•	保存緑地, 意匠
浜松市	北区	美咲台団地第一工区	無指定	60		200		専用住宅、兼用住宅	150	60	区画形状の変更不	10m	敷地境界1.0m	生垣		緑地
浜松市	北区	美咲台団地第二工区	無指定	60		200		専用住宅、兼用住宅	150	60	可 区画形状の変更不	10m	敷地境界1.0m	生垣		緑地
浜松市	浜北区	浜北グリーンアベニュー	1 低専	60		100			100		可 176	階数2	道路1m	•	•	地盤高, 広告板等, 緑化
浜松市 浜松市	浜北区 天竜区	遠鉄さつき団地 緑恵台	1 低専 都計外	60		100			•	•	165 •	10. 12	道路1m ●		•	看板等 擁壁, 看板, 緑化, 構造
名古屋市	千種区	西山元町一丁目地区	1 中高	60		200		風俗禁止				10以下				駐車場100%、緑化、色彩調和
名古屋市	千種区	徳川山町地区	1 低専 近商		30, 50, 80		100, 150, 200	共同住宅の禁止								緑化に努める
		•	AT IN	•				·	•				•			

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

					当初の	(当初)	忍可又は	公告年月	日	(dec 10)		(der ti	5\ 4 <b>- -</b> -		(dec 10) -1-1		り、有効期限が	世界 他 スペッツ				1 1 0 /-	区分	
地方在	公共団体名	地区名	所在地	新規/ 再認可	協定型 (再認可 — の場合 記		認可の場	計合)	Тв	年	認可年月日		り公告年月	月日	(新規)有效	期限の末日	規定の有無 - (延長年 **)	期限終了後の対応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)	区画数	協定のねらい	1	住 既成市街地	地 協定型
名古屋市	千種区	桜が丘東住宅地区	桜が丘	再認可	一人協定以外	<b>汉 年</b> 認 S	60	Э 3	14	# 17		H H	17 11	8	H 27	11 7	有 (10)	未定	89, 330. 60	40 住宅均	としての良好な環境を保全		<b>新市街地</b>	一人協定 以外
名古屋市	千種区	南明町3丁目	南明町3丁目	再認可	一人協定	認 H	3	6	3	Н 18	+	н н	18 10	3	Н 23	<del></del>	有(5)	未定	8, 554. 15		としての良好な環境を保全		住 既成市街地	h 一人協定
名古屋市	千種区	若水・田代・振甫地区	若水三丁目他	新規	以外       一人協定       以外	piC 11	-	0	-	Н 19			19 2	27	H 24	+ +	# (b)	未定	16, 903. 78		としての良好な環境を保全		住 既成市街地	- 人物党
名古屋市	千種区	穂波町	穂波町1丁目~3丁目	再認可	以外   一人協定   以外	認 H	8	10	4	Н 19			19 6	8	Н 29	6 7	有 (5)	未定	35, 153. 29		也としての良好な環境を保全		住 既成市街地	一人协学
名古屋市	千種区	山添町地区	山添町1丁目・2丁目、田代本通2丁目・3丁目、日進通6丁目	新規	以外           一人協定           以外	MC.		10		Н 19			19 8	19	Н 29	8 18	有 (5)	未定	31, 834. 33		也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	
名古屋市	東区	徳川一丁目前ノ町地区	徳川一丁目	再認可	一人協定 以外	認 H	1	6	8	Н 1	6 1	7 Н	11 6	17	Н 21	6 16		未定	12, 183. 99	53 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人協定 以外
名古屋市	北区	大曽根街づくり	大曽根二丁目 外	再認可	一人協定 以外	認 H	1	3	31	Н 1:	6 1	7 Н	11 6	17	Н 21	6 16	有 (10)	未定	16, 083. 83	91 その化	1	i	商 既成市街地	一人協定 以外
名古屋市	北区	味碗東地区	東味碗二・三丁目	再認可	一人協定以外	認 H	1	12	15	Н 12	3 3	Н	12 3	30	Н 22	3 29	有 (10)	未定	44, 147. 40	262 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人協定 以外
名古屋市	中村区	名駅四丁目中小企業センター・中経ビル地区	名駅四丁目	新規	一人協定以外					Н 9	5 7	Н	9 5	7	Н 24	5 6	有 (10)	未定	6, 710. 55	9 その化	1	i	商 既成市街地	一人协会
名古屋市	中村区	米野地区	大正町4丁目	新規	一人協定以外					Н 1;	2 1	В Н	13 2	13	H 22	2 12		未定	1, 834. 82	14 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 新市街地	一人按学
名古屋市	中区	アーバニア千代田	千代田5丁目	新規	一人協定					S 60	11 7	S	60 11	7	H 12	11 6	有 (15)	未定	6, 564. 00	3 そのft	1	i	商 既成市街地	一人均定
名古屋市	昭和区	長池町5丁目地区	長池町5丁目	再認可	一人協定以外	認 S	60	11	1	н 7	12 6	Н	7 12	6	Н 17	12 5	有 (10)	未定	7, 337. 89	47 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人协学
名古屋市	昭和区	丸屋町4丁目	丸屋町4丁目17番1外	再認可	一人協定以外	認 H	7	5	23	Н 17	10 7	Н	17 10	7	Н 27	10 6	有 (10)	未定	13, 324. 42	70 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人协定
名古屋市	昭和区	丸屋町5丁目(北地区)	丸屋町5丁目33番3	新規	一人協定					Н 19	1 1:	2 Н	19 1	12	Н 29	1 11	有 (10)	未定	7, 752. 57	34 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人技会
名古屋市	昭和区	丸屋町6丁目5組	丸屋町6丁目75番	新規	一人協定					H 19	3 2	Н	19 3	2	Н 29	3 1	有 (10)	未定	4, 312. 77		也としての良好な環境を保全		住 既成市街地	- 人協定
名古屋市	昭和区	高峯町住宅地区	高峯町	再認可	以外 一人協定 以外	認 S	61	1	31	H 19		в н	19 4	18	Н 29	4 17	,, , ,	未定	17, 481. 11		也としての良好な環境を保全		住 既成市街地	- 人物学
名古屋市	昭和区	丸屋町5丁目(南地区)	丸屋町5丁目	新規	一人協定以外					Н 20	3 28	в н	20 3	28	Н 30	3 27	有 (10)	未定	5, 970. 64		也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	
名古屋市	瑞穂区	石田町南部町内会地区	石田町	新規	一人協定以外					Н 1	12 1	5 Н	1 12	15	H 11	12 14	有 (10)	未定	9, 223. 22	87 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人協定 以外
名古屋市	瑞穂区	石田1丁目	石田町1丁目13-7他	再認可	一人協定以外	認 S	62	9	24	Н 9	10 10	5 Н	9 10	16	Н 29	10 15		未定	12, 339. 11	68 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人协定
名古屋市	瑞穂区	東井の元町	井の元町	再認可	一人協定以外	認 H	2	6	26	H 12	10 6	Н	12 10	6	Н 22	10 5	有 (10)	未定	24, 945. 06	174 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人協定
名古屋市	瑞穂区	内方町	内方町他	再認可	一人協定 以外	認 H	8	6	21	Н 13	11 8	Н	13 11	8	Н 23	11 7		未定	4, 739. 85	31 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人協定 以外
名古屋市	瑞穂区	洲山町3丁目町内会地区	洲山町1丁目、石田町2丁目	新規	一人協定以外					Н 18	3 2	7 Н	18 3	27	Н 28	3 26	有 (10)	未定	20, 460. 20	181 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人协定
名古屋市	中川区	なかのタウンハウス	助光二丁目	再認可	一人協定	認 H	6	11	4	Н 17	7 1	в н	17 7	13	Н 22	7 12		未定	4, 012. 60	37 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人协定
名古屋市	守山区	小幡稲荷前団地	小幡中二丁目	再認可	一人協定以外	認 S	54	3	15	Н 1:	. 12 2	Н	11 12	2	Н 21	12 1		未定	8, 011. 20	48 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人协定
名古屋市	守山区	大屋敷地区	大屋敷	再認可	一人協定以外	認 S	61	5	20	H 18	7 1	1 H	18 7	14	Н 23	7 13	有 (5)	未定	42, 736. 62	151 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人协定
名古屋市	守山区	シティハイツ志段味まちづくり	日の後、大字下志段味字生下り	新規	一人協定					Н 20	1 28	3 Н	20 1	28	Н 30	1 27		未定	27, 342. 66	2 住宅均	としての良好な環境を保全	1	住 新市街地	
名古屋市	緑区	みどりヶ丘萩ヶ丘	ほら貝一丁目	再認可	一人協定 以外	認 H	1	2	20	H 12	1 3	1 Н	12 1	31	Н 21	1 30	有(10)	未定	39, 440. 00	160 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	以外
名古屋市	緑区	鳴海町南荘	鳴海町字石畑・片坂・砦・宿地	再認可	一人協定以外	認 H	1	11	16	H 12			12 7	13			有 (10)	未定	55, 013. 17	1	としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	レノクト
名古屋市 名古屋市	緑区	グローブガーデン野並南 みどりヶ丘東地域	鳴海町字伝治山 ほら貝二・三丁目	新規	一人協定 一人協定 以外					H 13			13 7 17 10	10 7	H 23	7 9 10 6	有(10) 有(5)	未定	18, 568. 58 46, 149. 13	1	也としての良好な環境を保全 也としての良好な環境を保全		住 新市街地 住 既成市街地	, 一人協定
名古屋市	緑区	みどりが丘南地域	ほら貝一・三丁目	再認可	一人協定	認 H	8	7	4	Н 18		+-+	17 7	14			有 (10)	未定	54, 842. 06		也としての良好な環境を保全		住 新市街地	一人協定
名古屋市	緑区	みどりヶ丘北地域	ほら貝二丁目	新規	以外 一人協定 以外	pr. II		<u> </u>		Н 19			19 11	9	Н 24		有 (5)	未定	43, 102. 36		也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	シンプト
名古屋市	名東区	藤里町西部	藤里町	再認可	一人協定以外	認 H	2	2	5	H 12	8 2	Н	12 8	2	H 22	8 1		未定	13, 700. 26	42 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	一人協定以外
名古屋市	名東区	極楽三丁目	極楽三丁目	再認可	一人協定	認 H	3	3	13	Н 12			12 9	28	-	9 27	有 (10)	未定	17, 782. 16		也としての良好な環境を保全		住 既成市街地	- 人物ウ
名古屋市	名東区	極楽大針	大針一丁目	再認可	一人協定	認 H	2	12	14	Н 13			13 5	18		<del></del>		未定	13, 509. 84		也としての良好な環境を保全		住 新市街地	- 人物ウ
名古屋市	名東区	小井堀町地域	小井堀町401他	再認可	以外 一人協定 以外	認 S	62	6	30	Н 14	+ +	+	14 7	23	Н 24	<del></del>	有 (10)	未定	19, 984. 46		也としての良好な環境を保全		住 既成市街地	- 人物ウ
名古屋市	名東区	高社一丁目北	高社一丁目	再認可	一人協定	認 H	3	10	1	Н 16		+	16 11	30	Н 23	<del></del>	有 (10)	未定	15, 257. 19		也としての良好な環境を保全		住 既成市街地	
京都市	上京区	寺町通鶴山公園かいわい	上京区歓喜寺前町, 不動前町, 桜木町 鶴山町の各一部	+	以外					Н 16			16 12	3	Н 21		有 (5)	更新の予定	4, 023. 02		力な街並み等の保全・継承	1	住 既成市街地	一 人 按 定
京都市	上京区	一松町	上京区一松町, 一条殿町, 武者小路町 の各一部	新規	<del>                                     </del>		1			Н 19	7 10	) Н	19 7	10	Н 29	7 9	有 (10)	更新の予定	3, 666. 37	41 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	1460
京都市	左京区	北大路高野住宅	の各一部 左京区高野上竹屋町, 高野玉岡町の名 一部							S 55			55 7	5	Н 22		自動更新済	更新の予定	19, 923. 00		也としての良好な環境を保全	1	住 新市街地	
京都市	左京区	岩倉村松町・長谷町	左京区岩倉村松町,岩倉長谷町の各一	- 新規						Н 1	4 2	7 Н	1 4	27	Н 21	4 26	自動更新済	更新の予定	24, 020. 00	80 住宅均	也としての良好な環境を保全	1	住 新市街地	一人協定
京都市	左京区	下鴨第2住宅	左京区下鴨下川原町の一部	再認可	一人協定以外	認 S	52	1	20	Н 9			9 7	10	-	<del></del>	自動更新済	未定	21, 232. 00		也としての良好な環境を保全		住 既成市街地	一人按字
京都市	左京区	岩倉長谷台住宅	左京区岩倉長谷町の一部	再認可	一人協定	認 S	63	11	11	Н 1:			11 8	19			無	更新の予定	10, 212. 00		也としての良好な環境を保全		住 新市街地	- 人物ウ
京都市	左京区	下鴨第1住宅	左京区下鴨上川原町,下鴨中川原町の		一人協定	認 S	48	12	25	Н 1:			11 9	2	Н 21	+ + -	有 (10)	更新の予定	20, 444. 00		也としての良好な環境を保全		住 既成市街地	- 人物党
京都市	左京区	下鴨第3住宅	各一部   左京区下鴨中川原町,下鴨貴船町の名		一人協定以外	認 H	4	8	21	H 14			14 10	17	H 24		無	未定	15, 985. 00	<b>+</b> + + + + + + + + + + + + + + + + + +	也としての良好な環境を保全	1	住 既成市街地	- 人牧学
京都市	右京区	和のまち御室	左京区花園土堂町, 花園一条田町の名 一部		シムフト					H 14		+	14 11	30	Н 24	11 29	有 (10)	更新の予定	10, 155. 00	<b>+</b> + + + + + + + + + + + + + + + + + +	也としての良好な環境を保全		住 新市街地	
			司)	1	1			1	1	<u> </u>				1	<u> </u>	1 1	1		· ·	1		1		

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

				都市計画	概要					建築	協定に定められた建築特	<b>かに関する基準</b>			
地方	公共団体名	地区名	用途地域	建ペい率 建ペい率(%) (%) (複数時に入力)	容積率 (%)	容積率(%) (複数時に入力)	用途	容積率 (%)	建ペい率 (%)	最低敷地面積 (㎡)	高さ(m) 階数	壁面位置 (m)	塀	設備	その他
名古屋市	千種区	桜が丘東住宅地区	1 低専 2 住	50, 60		150, 200	専用住宅・共同住宅(ワンルーム除く)				10以下	0.5以上		緑	化に努める
名古屋市	千種区	南明町3丁目	1 中高、 1 住、2 住	60, 60, 60		200, 200, 200	ワンルームマンション・風俗営業・遊技場禁止				12, 3F以下			住	戸数の80%以上の駐車場確保
名古屋市	千種区	若水・田代・振甫地区	1中高,2中高 2住,近商	60, 60, 60, 80	200		風俗営業・遊戯娯楽施設・特定の飲食店禁止				3F以下				
名古屋市	千種区	穂波町	1 低専、 1 住、商業	50, 60, 80		150, 200, 400	風俗営業・遊技場・特定の飲食店禁止				12, 4F以下			住	戸数の100(50)%以上の駐車場確保
名古屋市	千種区	山添町地区	1 中高、2 中 高 1 住、近商	60, 60, 60, 80		200, 200, 200, 300	ワンルーム, 風俗等禁止				住居系10, 3F 近商12, 4F 以下			住	戸数10戸以上 ゴミ集積所の設置
名古屋市	東区	徳川一丁目前ノ町地区	2住	60	200		風俗営業の禁止,店舗型性風俗特殊営業の禁止,深 夜に酒類を提供する飲食店の禁止				6F 以下	2 m以上(敷地面積900 ㎡超で高さ12m超の場 合)		共	同住宅等は100%以上の駐車場を確保
名古屋市	北区	大曽根街づくり	商業	80		400, 500						1.5m以上(1階の外壁 面を道路境界線から1.5 m以上後退)		商	店街の環境にふさわしい形態、色彩
名古屋市	北区	味碗東地区	住居	60	200		住宅・共同住宅・店舗を原則 風俗営業・風俗関 連営業の禁止				道路から13 以下	1.0以上 (4階以上の場合)		住	戸数の100%以上の駐車場確保
名古屋市	中村区	名駅四丁目中小企業センター・中経ビル地区	商業	80	800							道路から2以上		公	開空地の維持保全
名古屋市	中村区	米野地区	2住	60	200		風俗・風俗関連営業建築物・カラオケボックスの 禁止					0.5以上	生け垣	外	壁を防火構造
名古屋市	中区	アーバニア千代田	商業	80	400			現状を限度						公	開空地の維持保全
名古屋市	昭和区	長池町5丁目地区	2 中高 近商	60, 80		200, 300	風俗・関連営業・店頭飲食酒類販売・カラオケ ボックスの禁止								
名古屋市	昭和区	丸屋町4丁目	1住	60	200		風俗営業・風俗関連営業・深夜に酒類を提供する 飲食店・カラオケボックスの禁止				12,4F 以下			緑	化に努める
名古屋市	昭和区	丸屋町5丁目(北地区)	1住 近商	60, 80	200		特定の飲食店・カラオケ・風俗営業等禁止				12,4F 以下	1.5 (集合住宅)		緑	化に努める
名古屋市	昭和区	丸屋町6丁目5組	近商	80	200		風俗営業・特定の飲食店・カラオケ・ワンルーム マンション禁止				12,4F 以下			緑	化に努める
名古屋市	昭和区	高峯町住宅地区	1 低専 2 中高	30, 60		100, 200	一戸建専用住宅				3F 以下	1.5	生け垣又はフェンス	緑	化に努める
名古屋市	昭和区	丸屋町5丁目(南地区)	1住、近商	60, 80		200, 300	風俗等禁止				12,4F 以下	1.5 (集合住宅で隣地部 分)		集	合住宅戸数分の駐車場
名古屋市	瑞穂区	石田町南部町内会地区	1 住	60	200		風俗営業・店舗型性風俗特殊営業・ワンルームマンションの禁止				12,4F 以下				
名古屋市	瑞穂区	石田1丁目	1 住	60	200		風俗関連				12,4F 以下			住	戸数の80%以上の駐車場確保、緑化
名古屋市	瑞穂区	東井の元町	1 住、2 住	60	200		風俗営業・店舗型性風俗特殊営業・住戸25㎡以下のワンルームマンション・カラオケボックスの禁止				15,5F 以下			共	同住宅等は60%以上の駐車場を確保
名古屋市	瑞穂区	内方町	1 住	60	200		風俗・関連営業・深夜酒類提供の禁止				12,4F 以下				
名古屋市	瑞穂区	洲山町3丁目町内会地区	1住,2住	60	200		風俗営業・風俗関連営業・深夜に酒類を提供する 飲食店営業・住居30㎡以下の共同住宅の禁止				12,4F 以下				
名古屋市	中川区	なかのタウンハウス	1 低専	50	100		住居							止	ープンスペースの共同維持保全、意匠変更禁 、居住環境に悪影響を及ぼす広告板等禁止
名古屋市	守山区	小幡稲荷前団地	1 低専	50	150		一戸建専用住宅				10, 2F 以下 (軒高7 以下)	1 以上	1.4m以下(塀の み適用)	材料	地を貸し駐車場にしないこと,盛り土の禁止,建 等の野積みを禁止
名古屋市	守山区	大屋敷地区	1中高、2住	60	200		ワンルームマンション禁止				10,3F 以下		1.7m以下	<b>禄</b>	化に努める 材等野積み禁止
名古屋市	守山区	シティハイツ志段味まちづくり	1住	60	200		1 低専並みの制限	150	50		12 以下	0.5以上(隣地) 1.0以上(道路)	生垣・フェンス 1.2m以下、ブ ロック(透視でき ない)0.6m以 下、門高さ1,5m 以下幅2.0以下		
名古屋市	緑区	みどりヶ丘萩ヶ丘	1 低専、1 住、準住居	50, 60, 60		150, 200, 200	ワンルームマンション・風俗営業・店舗型性風俗 特殊営業の禁止				15,5F 以下 (1低専以外の地域)			各边地	同住宅等は80%以上の駐車場を確保 戸は駐車場の確保に努める 盤高の変更の禁止 (1低専)
名古屋市	緑区	鳴海町南荘	1 中高 2 中高	60	200		一戸建てを原則				10 以下	1.0 以上		緑野	化に努める 積み禁止
名古屋市 名古屋市	緑区	グローブガーデン野並南 みどりヶ丘東地域	準工 1 低専 2 低専	60 40	200 80		専用住宅 共同住宅・寄宿舎・風俗営業施設・宗教団体施設 の禁止			148. 8	10,2F 以下	1.0 以上			化に努める 全な意匠・形態・色彩
名古屋市	緑区	みどりが丘南地域	1低専、2低	40, 40, 80		80, 80, 200	原則戸建専用住宅 共同住宅・カラオケ等禁止				10,15 (近隣) 以下			緑	主な息匹・形態・色彩 化に努める 業廃棄物等野積み禁止
名古屋市	緑区	みどりヶ丘北地域	1 低專、1 住、準住居、 近商	40, 50, 60, 60, 80		80, 150, 200, 200, 200	戸建専用(1低専) アパート・風俗等・宗教団体施設禁止			99. 2	10 (1低専) 15 (その他) 以下			)生,	杉廃来勿寺野積か宗正
名古屋市	名東区	藤里町西部	1中高、2住	60		150, 200	専用住宅, 共同住宅等以外の建築物禁止 風俗・関連営業・店頭飲食酒類販売禁止				12,4F 以下	0.8以上	生け垣・フェン	住	戸数の70%以上の駐車場確保 化に努める
名古屋市	名東区	極楽三丁目	1 低専、2 住	40, 60		80, 200	一戸建てを原則				10 以下	1.0以上		P4K	GIC 77 W W
名古屋市	名東区	極楽大針	1低専、2住	40, 60		80, 200	風俗及び関連営業の禁止				15,5F以下 (2住)				戸床面積65㎡以上・住戸数以上の駐車場(共同 宅)
名古屋市	名東区	小井堀町地域	1 住、2 住	60	200		ホテル (ラブホテルに限る),旅館の禁止							114	
名古屋市	名東区	高社一丁目北	1 低専、1住	50, 60		150, 200	ワンルームマンションの禁止							緑	化に努める
京都市	上京区	寺町通鶴山公園かいわい	2 中高, 1低専	60	-	100, 200	建築不可:一住戸の専用面積が30㎡未満の共同住宅(住戸数15以下のもの及び委員会が認めたものは除く。)				12, 3F				
京都市	上京区	一松町	2住	60	200		建築不可:共同住宅,店舗,工場,ホテル等				12, 3F			屋	外広告物禁止
京都市	左京区	北大路高野住宅	2 中高, 1住	60	200		住宅以外の用途禁止(一部の兼用住宅を除く)						2mを超える塀, 生垣以外の囲い の禁止	新	築・増築の禁止、屋外広告物の禁止
京都市	左京区	岩倉村松町・長谷町	1 低専	40	60		1戸建て専用住宅,兼用住宅			200	2F		74.5	地	盤面の変更禁止
京都市	左京区	下鴨第2住宅	1 低専	60	100						共同住宅は2F, 軒高7.5				限は共同住宅に限る
京都市	左京区	岩倉長谷台住宅	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,診療所,集会所			180	9, 軒高6. 5, 2F			屋置	外広告物禁止, 地盤面の変更禁止, 雪止め等の設
京都市	左京区	下鴨第1住宅	1 低専	60	100		専用住宅,診療所を兼ねる住宅,共同住宅				共同住宅は2F 軒高7.5未満			高	さ,階数の制限は共同住宅に限る
京都市	左京区	下鴨第3住宅	1 低専	60	100		専用住宅,診療所を兼ねる住宅,共同住宅(自転車 置場及び駐車場を備えたもの),巡査派出所等				共同住宅は2F, 軒高7.5			髙	さ,階数の制限は共同住宅に限る
京都市	右京区	和のまち御室	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,診療所,集会所			120	2F	敷地0.5,1.5			
		<u> </u>				·	·				<u> </u>	<u> </u>			

\*有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

				新規/	当初の協定型	(当初)認			日	(新規	見)認可年月	月日	(新規):	公告年月日	3 (	(新規)有効	期限の末日	自動更新規定の有無	期限終了後の対					区	
地方	ī公共団体名 -	地区名	所在地	再認可		_	認可の場	台) 月	日	年	月	日	年	月	日	年	月日	(延長年 数)	応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)	区画数	数 協定のねらい	1: ]	E 既成市街 新市街 <sup>」</sup>	地 協定型
京都市	左京区	高野玉岡町	左京区高野玉岡町の一部	新規						Н 1	18 5	15	Н 18	5	18	Н 28	5 17	有 (10)	更新の予定	1, 536. 00	20	その他	ſ	既成市街	地 一人協定 以外
京都市	左京区	長谷住宅	左京区岩倉長谷町,岩倉忠在地町の名 一部	再認可	. 一人協定 認以外	S	51	2	19	Н 1	19 11	21	Н 19	11	21	Н 29	11 20	無	未定	21, 906. 31	119	住宅地としての良好な環境を保全	Æ	既成市街	一人均定
京都市	左京区	半鐘山	左京区銀閣寺前町の一部	新規						H 1	19 12	26	Н 20	1	条 3, の 定 よ	た76 たの項 り規 にいり そ発		有(10)	更新の予定	1, 386. 69	5	住宅地としての良好な環境を保全	É	既成市街	地 一人協定
京都市	中京区	姉小路界隈	中京区大文字町, 丸屋町, 姉大東町, 頻 菊屋町, 中白山町, 下白山町, 松下町, 福長町, 柳八幡町, 油屋町, 木下町, 丸 木材木町及び大阪材木町の各一部	新規						H 1	14 7	2	Н 14	7	11	Н 24	7 10	有(10)	未定	13, 959. 00	83	歴史的な街並み等の保全・継承	ži	既成市街	一人協定 地 以外
京都市	中京区	麩屋町通笹屋町	中京区笹屋町の一部	再認可	- 一人協定 以外 認	Н	1	8	15	Н 1	17 8	22	Н 17	8	29	Н 22	8 28	無	未定	3, 050. 00	23	歴史的な街並み等の保全・継承	ř	既成市街	地 一人協定 以外
京都市	中京区	新町通百足屋町一部地区	中京区新町通錦小路上る百足屋町の 一部	再認可	- 一人協定 以外	Н	13	6	14	Н 1	18 6	30	Н 18	6	30	Н 23	6 29	無	未定	5, 415. 00	36	歴史的な街並み等の保全・継承	Ĭ	f 既成市街	地 一人協定 以外
京都市	中京区	釜座町	中京区柳水町, 釜座町の各一部	再認可	- 一人協定 以外 認	Н	3	5	9	Н 1	18 11	13	Н 18	11	13	Н 23	11 12	無	未定	2, 807. 00	18	歴史的な街並み等の保全・継承	Ĭ	5 既成市街	地 一人協定 以外
京都市	中京区	夷町・松屋町	中京区夷町, 山中町, 松屋町の各一部		- 一人協定 以外 認	Н	9	10	17	Н 1	19 10	17	Н 19	10	17	H 24	10 16	無	未定	5, 315. 01	39	歴史的な街並み等の保全・継承	Ř	既成市街	地 一人協定以外
京都市	伏見区	醍醐柿原住宅	伏見区醍醐柿原町, 醍醐大高町, 醍醐 大畑町, 醍醐廻り戸町, 醍醐北端山の 各一部	新規							57 7	20	S 57	-		Н 24	11 7	自動更新済	更新の予定	59, 533. 00	207		É	新市街均	
京都市	伏見区 伏見区	久我の杜住宅	伏見区久我東町の一部 伏見区醍醐島橋町の一部	新規						H 6	63 11 1 11	24 20	H 1			H 21	1 8	自動更新済自動更新済	更新の予定 未定	19, 327. 00 4, 011. 00	133	住宅地としての良好な環境を保全 住宅地としての良好な環境を保全	1:	新市街出	
京都市	伏見区	桃山南大島町	(大足区桃山南大島町, 桃山町養斎の名		. 一人協定 認以外	S	54	7	12		6 10	28	Н 6			H 26	10 27	自動更新済	未定	53, 221. 00	268	住宅地としての良好な環境を保全	1	既成市街	一人协学
京都市	伏見区	久我御旅町南部住宅	一部 伏見区久我御旅町, 久我東町の各一部	1	. 一人協定 ョ	S	60	6	4	Н 1	12 11	21	Н 12	11	30	H 22	11 29	有 (10)	更新の予定	7, 629. 00	40	住宅地としての良好な環境を保全	1	新市街上	- 人協定
京都市	伏見区	桃山与五郎町	伏見区桃山与五郎町の一部	再認可	- 以外	_	58	3	10		17 3	31	Н 17	+		Н 27	4 4	有 (10)	更新の予定	49, 150. 00	272		- 1	既成市街	- 人物学
			伏見区醍醐中山町, 醍醐西大路町の名		以外	3	50	3	10	-	18 4	27	H 18	+ +	_			有 (10)					I		
京都市	伏見区	醍醐夢ヶ丘	一部 伏見区向島津田町, 向島西堤町の各-	_	1 1/4 /4 27		0.4				_		Н 18			H 28			更新の予定	12, 412. 96	61	住宅地としての良好な環境を保全	1:	新市街均	
京都市	伏見区 西京区	向島リバーサイド津田 西竹の里タウンハウス	部 西京区大原野西竹の里町2丁目の一部	再認可 新規		5	61	4	9	S 5	18 7 57 2	14 19	H 18		15 29	H 28 H 24	7 14 6 28	有(10) 自動更新済	更新の予定 更新の予定	10, 245. 00 21, 030. 00	91 113	住宅地としての良好な環境を保全 住宅地としての良好な環境を保全	1:	新市街出	シスクト
京都市	西京区	ガーデンハウス洛西境谷公園住宅	西京区大原野東境谷町3丁目の一部							S 5	59 1	9	S 59	3	27	Н 26	3 26		更新の予定	17, 807. 00	93		É	新市街均	
京都市	西京区	桂坂第7	西京区御陵大枝山町6丁目の一部	新規						S 6	63 6	1	S 63	9	20	Н 20	9 19	自動更新済	更新の予定	22, 158. 17	122	住宅地としての良好な環境を保全	Æ	新市街均	也 一人協定
京都市	西京区	西桂坂第 2	西京区大枝北沓掛町2丁目の一部	新規						S 6	63 9	3	S 63	9	3	Н 20	9 2	自動更新済	更新の予定	33, 904. 41	141	住宅地としての良好な環境を保全	É	新市街均	一人協定
京都市	西京区	桂坂第8	西京区御陵大枝山町5丁目の一部	新規						Н	1 5	26	H 1	9	21	H 21	9 20	自動更新済	更新の予定	42, 889. 00	118	住宅地としての良好な環境を保全	ſ	新市街均	也 一人協定
京都市	西京区	桂坂第9	西京区御陵大枝山町5丁目の一部	新規						Н	1 5	26	Н 2	2	28	H 22	2 27	自動更新済	更新の予定	29, 124. 00	99	住宅地としての良好な環境を保全	Æ	新市街均	也 一人協定
京都市	西京区	桂坂第10	西京区御陵大枝山町2丁目の一部	新規						Н	2 2	15	Н 2	3	26	Н 22	3 25	自動更新済	更新の予定	20, 417. 00	24	住宅地としての良好な環境を保全	Æ	新市街均	也 一人協定
京都市	西京区	桂坂第11	西京区御陵大枝山町1丁目の一部	新規						Н	2 8	22	Н 3	5	31	Н 23	5 30	自動更新済	更新の予定	20, 359. 00	26	住宅地としての良好な環境を保全	É	新市街均	也 一人協定
京都市	西京区	桂坂第12	西京区御陵大枝山町1丁目の一部	新規						Н	2 8	22	Н 2	9	12	Н 22	9 11	自動更新済	更新の予定	41, 784. 00	124	住宅地としての良好な環境を保全	É	新市街均	也 一人協定
京都市	西京区	桂坂第13	西京区大枝北沓掛町4丁目の一部	新規						Н	4 8	18	Н 4	8	18	Н 24	8 17	自動更新済	更新の予定	3, 155. 00	9	住宅地としての良好な環境を保全	É	新市街均	一人協定 以外
京都市	西京区	桂坂第14	西京区大枝北沓掛町2丁目,4丁目の名 一部	新規						Н	5 3	25	Н 5	6	18	Н 25	6 17	自動更新済	更新の予定	4, 114. 00	23	住宅地としての良好な環境を保全	Æ	新市街均	也 一人協定

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

				都市計画	概要		WE EMPANIENTE DO CIRCINETIME CHR			建築協	<mark>協定に定められた建築</mark>	物に関する基準			四工又应自任七河川闰地建未标 1120.3.31时点
地	方公共団体名	地区名	用途地域	建ペい率 建ペい率 (%)	容積率	容積率(%)	B.A.	容積率	建ぺい率	最低敷地面積	高さ(m)	壁面位置	467	=n./±	7. D #h
				(%) (複数時に入力)	(%)	(複数時に入力)	用途	(%)	(%)	(㎡)	階数	(m)	<del>/#</del>	設備	その他
京都市	左京区	高野玉岡町	2 中高	60	200							隣地0.7			
京都市	左京区	長谷住宅	1 低専	50	80		専用住宅,兼用住宅,集会所				9, 軒高6. 5, 2F				地盤面の変更禁止
京都市	左京区	半鐘山	1 低専	50	80		専用住宅			180					地盤面の変更禁止, 敷地分割禁止
															<u> </u>
1							建築不可:キャバレー,ナイトクラブ,バー,ダンス ホール,個室付浴場業に係る公衆浴場,建築基準法								
i							第130条の9の2に定めるもの,マージャン屋,パチンコ屋,勝馬投票券発売所,場外車券場,カラオケボッ								1層2段式以上の自動車車庫及び機械式駐車場につ
京都市	中京区	姉小路界隈	商業	80	-	400, 700	クス, 日用品を販売する店舗(当該店舗の営業時間				18, 5F				いては、周辺を壁及び屋根で囲まなければならない。
1							が午前7時から午後10時までのものは除く。),共同 住宅及び運営委員会委員会が目的に反すると認め								
							るもの								
京都市	中京区	<b>麩屋町通笹屋町</b>	近商,商業	80	300		建築不可:貸事務所,駐車場,共同住宅(開放廊下を 有しないもので,所有者の住宅に付属するものは除								
УЛСДРИИ	TAKE	September 1	XZIAI IAIX		000		()								
i							建築不可:マージャン屋,ぱちんこ店,ゲームセン								
京都市	中京区	新町通百足屋町一部地区	商業	80	400		ター,場外車券場,勝馬投票券販売事務所,個室付浴 場業に係る公衆浴場,建築基準法施行令第130条の9				18				
							の2に定めるもの及び専用面積が40㎡未満の共同住宅								
							建築不可:劇場,映画館,演芸場又は観覧場,待合,								1
1							料理店、キャバレー、バー、ばちんこ店、ダンスホール、個室付浴場業に公衆浴場、建築基準法第130条の								1
京都市	中京区	釜座町	商業	80	400		9の2に定めるもの,共同住宅(住戸の専用面積が45				20, 6F				
							㎡以上のものを除く。),運営委員会が目的に反すると認めるもの								
-11-77-1		to Con	miles VIIA				建築不可:風俗店,遊技場,事務所,小規模住戸の共								隣地斜線制限の強化, 1層2段以上の目動車車庫 及び機械式駐車場については,機械式駐車場につ
京都市	中京区	夷町・松屋町	商業	80	400		同住宅				15, 5F				いては, 隣地への騒音等を防止するため, 周囲を壁 及び屋根で囲む。
京都市	伏見区	醍醐柿原住宅	1 低専	50	80		専用住宅				2F				
							1戸建て専用住宅,又は診療所(住宅を兼ねるもの								
京都市	伏見区 伏見区	久我の杜住宅 	1 中高 1 低専	60 50	200 80		を含む) 1戸建て専用住宅			100 100					<u> </u>
京都市	伏見区	桃山南大島町	1 中高	60	200		1戸建て専用住宅,兼用住宅			100	10, 軒高7.5	隣地0.5			目隠し,駐車場の確保
京都市	伏見区	久我御旅町南部住宅	1中高,2中高	60	200		1戸建て専用住宅,兼用住宅				10, 3F	北側1.0(1,2F),2.0(3F)			敷地の分割禁止,地盤高さは前面道路の路面の中
京都市	伏見区	桃山与五郎町	1 申高	60	200		1戸建て専用住宅,兼用住宅			100	11, 軒高7. 5, 3F	隣地0.5			<u>心から0.6m以下</u> 目隠し
-		醍醐夢ヶ丘								100			外柵1.8以下		
京都市	伏見区		1中高	60	200		専用住宅				10, 軒高7, 2F	隣地1. 5, 道路2. 0	外間1.8以下		敷地の分割禁止, 地盤面の変更禁止
京都市	伏見区 西京区	向島リバーサイド津田 西竹の里タウンハウス	1 住 1 中高	60	200 200		1戸建て専用住宅,兼用住宅 個人専用住宅,学習塾で運営委員会が認めたもの				10, 2F	隣地0.8			増築, 地盤面の変更禁止
京都市	西京区	ガーデンハウス洛西境谷公園住宅	1 中高	60	200		住宅以外の用途の禁止						塀は2m以下,そ の他の囲いの設		屋外広告物禁止
<b>永和川</b>	四汞匹	み / ファ・ソハ市四県在公園に七	1 十同	00	200		圧七め/トーンン/用座い宗正						置禁止	ニレビアンニ	庄/// 自初宗山
京都市	西京区	桂坂第7	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅, 診療所, 公益上必要な建築物	80	50	160	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F), 2.4(2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀 等 (CB素地, 万年 塀等不可)	テレビアンテ ナの屋外設置 埜止	宅地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・色彩), 緑化, 屋外広告物禁止
							1戸建て専用住宅又は2戸建て専用住宅,建築基準法					**	<b> </b>	祭止	
京都市	西京区	西桂坂第 2	1 低専	50	80		施行令第130条の3各号に定める兼用住宅,診療所, 公益上必要な建築物,集会所			110		道路1.2, 隣地0.8			意匠の基準 (屋根,外壁の形態・色彩),緑化,屋外 広告物禁止
												**************************************	生垣, 竹垣, 土塀	テレビアンテ	ウルドルスが経験の亦画林山 辛尼の甘油 (B.H.
京都市	西京区	桂坂第8	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅, 診療所, 公益上必要な建築物	80	50	160, 一部210	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F), 2.4(2F), 隣地1.2	等(CB素地, 万年 塀等不可)	ナの屋外設置 禁止	宅地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・色彩), 緑化, 屋外広告物禁止
													生垣, 竹垣, 土塀	テレビアンテ	
京都市	西京区	桂坂第9	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅, 診療所, 公益上必要な建築物	80	50	160, 一部170	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F), 2.4(2F), 隣地1.2	等 (CB素地, 万年 塀等不可)	ナの屋外設置禁止	宅地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・色彩), 緑化, 屋外広告物禁止
		+					+								
京都市	西京区	桂坂第10	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,診療所,公益上必要な建築物	80	50	420	10, 軒高7, 2F	道路3.0(1F),3.8(2F)隣 地2.0又は3.8	生垣,竹垣,土塀, 石塀,冠瓦付きCB	テレビアンテ ナの屋外設置	宅地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準, 緑化, 屋外広告物禁止
												地2. 0久(43. 6	塀等	禁止	<b>庄</b> 外瓜 口 初 宗 止
													生垣, 竹垣, 土塀,		
京都市	西京区	<b>桂</b> 坂第11	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,診療所,公益上必要な建築物	80	50	330	10, 軒高7, 2F	道路3.0(1F), 3.8(2F)隣	石塀, 冠瓦付きCB 塀等(生垣, 竹垣	テレビアンテ ナの屋外設置	宅地形状の変更禁止, 意匠の基準, 緑化, 屋外広告 物禁止
2714		122.00	1				of the transfer of the transfe					地2.0又は3.8	以外は開口部比 1/3以上)	禁止	物禁止
							+						1,0001/		
京都市	西京区	桂坂第12	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,診療所,公益上必要な建築物	80	50	180	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F), 2.4(2F),	生垣, 竹垣, 土塀等(CB素地, 万年	テレビアンテ ナの屋外設置	宅地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根,
사내내	四水區	正次第14	1 172号	00	00		1/ 在 ( 可用 L T.) 的原用, 公面工业安体建案例	OU	30	100	10, 平[ 四 1, 25	隣地1.2	等 (CB系地, 万年 塀等不可)	禁止	外壁の形態・色彩),緑化,屋外広告物禁止
													<b>水石 冰石 上</b> 垣	テレビマいこ	
京都市	西京区	桂坂第13	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,診療所,公益上必要な建築物		50	230	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F),2.4(2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀等 (CB素地, 万年	テレビアンテナの屋外設置	宅地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・色彩), 緑化, 屋外広告物禁止
												NT. 01. 2	塀等不可)	禁止	77 - 77 - 77 / 1 PP   11 / 25 / 1 MA   11 PV 27 1
		Lt. I = lefe											生垣, 竹垣, 土塀	テレビアンテ	宅地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根,
京都市	西京区	桂坂第14	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,診療所,公益上必要な建築物		50	135	10, 軒高7, 2F	道路1.2, 隣地0.8	等(CB素地, 万年 塀等不可)	ナの屋外設置 禁止	外壁の形態・色彩)、緑化、屋外広告物禁止
					]	1									

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

					当初の (当初)認	可又は公	告年月	日	/ <b>≠</b> £±E	息)認可年月	80	(共和)人	告年月日	(柴坦) 左	効期限の末日	自動更新	延長されている 期限終了後の対				街地建築課 H2 区分	
地方在	公共団体名	地区名	所在地	新規/ 再認可	協定型 (再認可 の場合 認/公 年	認可の場合	合) 月	日	年		В	年	月日		月日	規定の有無 - (延長年 数)	応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)	区画数 協定のねらい	住商	既成市街地 新市街地	協定型
京都市	西京区	桂坂第15	西京区御陵峰ヶ堂町1丁目の一部	新規	0万物日 100万公 牛		Л	П		5 7	14	Н 5	12 17			自動更新済	更新の予定	15, 737. 00	69 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂第16	西京区御陵大枝山町5丁目,6丁目の名 一部	新規					Н	5 10	27	Н 5	10 27	Н 25	10 26	自動更新済	更新の予定	21, 719. 00	86 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
京都市	西京区	桂坂第17	西京区御陵峰ヶ堂町3丁目,御陵大枝 山町4丁目の各一部	新規					Н	6 1	7	Н 6	3 25	Н 26	3 24	自動更新済	更新の予定	39, 298. 00	189 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	東桂坂第 1	西京区御陵峰ケ堂町2丁目,大枝中山 町の各一部	新規					Н	6 10	24	Н 6	11 1	Н 26	10 31	自動更新済	更新の予定	27, 665. 00	131 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂・御陵坂第1	西京区御陵峰ケ堂町2丁目, 大枝中山 町の各一部	新規					Н	7 1	19	Н 7	1 19	Н 27	1 18	自動更新済	更新の予定	12, 288. 00	74 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂センター	西京区御陵大枝山町5丁目の一部	新規					н	7 3	28	Н 7	3 28	Н 27	3 27	自動更新済	更新の予定	25, 979. 00	13 住宅地としての良好な環境を保全	商	新市街地	一人協定
京都市	西京区	久我の杜 (東)	伏見区久我東町の一部	新規					Н	7 9	19	Н 7	11 28	Н 27	11 27	自動更新済	未定	1, 464. 00	13 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂第18	西京区御陵峰ケ堂町3丁目,御陵大枝 山町4丁目の各一部	新規					Н	7 11	22	Н 7	12 12	Н 27	12 11	自動更新済	更新の予定	43, 847. 00	198 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂・御陵坂第2	西京区御陵峰ケ堂町2丁目の一部	新規					Н 8	8 5	10	Н 8	6 13	Н 28	6 12	自動更新済	更新の予定	11, 427. 00	72 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂第19	西京区御陵大枝山町4丁目の一部	新規					Н	8 5	10	Н 8	8 30	Н 28	8 29	自動更新済	更新の予定	15, 023. 00	28 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂第20	西京区御陵大枝山町5丁目の一部	新規					Н	8 10	17	Н 9	3 10	Н 29	3 9	自動更新済	更新の予定	2, 709. 00	17 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	ヒルズガーデン桂坂	西京区御陵大枝山町6丁目の一部	新規					Н	8 10	17	Н 8	11 7	Н 28	11 6	自動更新済	更新の予定	2, 667. 00	16 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	東桂坂第2	西京区御陵峰ケ堂町2丁目の一部	新規					Н	9 3	19	Н 9	4 3	Н 29	4 2	自動更新済	更新の予定	25, 769. 00	159 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	東桂坂第3	西京区御陵峰ケ堂町2丁目の一部	新規					H !	9 3	19	Н 9	4 3	Н 29	4 2	自動更新済	更新の予定	2, 067. 00	15 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂第21	西京区御陵大枝山町5丁目の一部	新規					Н 9	9 11	13	Н 9	12 9	Н 29	12 8	自動更新済	更新の予定	8, 002. 00	51 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂第22	西京区御陵峰ヶ堂町1丁目の一部	新規					H 1	10 9	28	Н 10	10 22	Н 20	10 21	有 (10)	更新の予定	25, 402. 00	115 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	大原野右京の里地区	西京区大原野上里紅葉町, 勝山町, 鳥 見町, 男鹿町, 南ノ町の各一部	新規					Н 1	12 5	26	Н 12	6 8	Н 22	6 7	自動更新済	更新の予定	55, 126. 90	267 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
京都市	西京区	桂坂第23	西京区御陵大枝山町4丁目の一部	新規					H 1	12 8	27	H 11	11 21	Н 22	11 20	有 (10)	更新の予定	2, 206. 08	13 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	K-City桂川そよぎ野地区	西京区上桂今井町, 上桂前川町の各一部	- 新規					Н 1	12 11	8	Н 12	11 26	Н 22	11 25	有 (10)	更新の予定	3, 251. 49	23 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	東桂坂第5	西京区御陵峰ヶ堂町2丁目,3丁目の名 一部	新規					Н 1	12 12	18	Н 13	3 22	Н 23	3 21	有(10)	更新の予定	2, 141. 06	20 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂季美が丘	西京区大枝北沓掛町3丁目及び4丁目 の各一部	新規					Н 1	14 7	29	Н 14	11 17	Н 24	11 16	有(10)	更新の予定	18, 125. 00	87 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂第24	西京区御陵峰ヶ堂町1丁目の一部	新規					H 1	14 8	30	Н 14	9 10	Н 24	9 9	有 (10)	更新の予定	8, 148. 00	38 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂第25	西京区御陵大枝山町3丁目,御陵峰ヶ 堂町1丁目の各一部	新規					H 1	14 8	30	Н 15	3 27	Н 25	3 26	有 (10)	更新の予定	24, 388. 00	111 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

					都市計画	概要		PRIC たのうれた内容については古特を自成力にて特及能			建築協	協定に定められた建築物	かに関する基準		四工文题自任七周市因地建未标 1120.5.51时点
地	方公共団体名	地区名	用途地域	建ぺい率	建ペい率(%)	容積率	容積率(%)	my.	容積率	建ぺい率	最低敷地面積	高さ(m)	壁面位置	100 En. Ht	7.0%
				(%)	(複数時に入力)	(%)	(複数時に入力)	用途	(%)	(%)	(㎡)	階数	(m)	塀 設備 	その他
京都市	西京区	桂坂第15	1 低専	50		80		1戸建て専用住宅, 診療所, 公益上必要な建築物		50	160	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F), 2.4(2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀 等 (CB素地等不 可) テレビアンデ ナの屋外設置 禁止	・ ・ 宅地形状の変更禁止、意匠の基準(屋根、外壁の形 ・ 色彩)、緑化、屋外広告物禁止
京都市	西京区	桂坂第16	2低専	60		100		専用住宅,診療所, 学習塾, 華道教室, 囲碁教室その 他これらに類する施設, 事務所			150	10	道路1.5(1F), 2.4(2F), 隣地1.2	生垣、竹垣、土塀 等(CB素地、万年 塀等不可)、原色 やけばけばしい 色彩の禁止 しては関する 側への設置券	2 宅地形状の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・色彩), 緑化, 屋外広告物禁止
京都市	西京区	桂坂第17	1 低専	50		80		1戸建て専用住宅,診療所,公益上必要な建築物,集 会所		50	160	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F), 2.4(2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀 等 (CB素地等不 可) テレビアンデ ナの屋外設置 禁止	
京都市	西京区	東桂坂第 1	1 低専	50		80		1戸建て専用住宅、診療所、建築基準法施行令130条 の3に定める兼用住宅、公益上必要な建築物、集会所			110		道路1.2, 隣地0.7		宅地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・色彩), 屋外広告物禁止
京都市	西京区	桂・御陵坂第1	1 低専	50		80		1戸建て専用住宅、診療所、建築基準法施行令130条 の3に定める兼用住宅、公益上必要な建築物、集会所			140		道路1.2, 隣地0.8	生垣, 竹垣, 土塀, フェンス等 (CB 素地等不可)	全地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の仕上・色彩), 緑化, 屋外広告物禁止
京都市	西京区	桂坂センター	近商	80		300		建築不可:工場,畜舎,風俗営業等規制法第2条第4 項における「風俗関連営業」に係る施設,まあじゃ ん店,ぱちんこ店,カラオケボックス,ゲームセン ターその他これらに類する施設			150		道路1		計 計 意匠の基準(屋根,外壁,擁壁の仕上・色彩),緑 6 化,屋外広告物禁止
京都市	西京区	久我の杜 (東)	1 中高	60		200		1戸建て専用住宅,診療所(住宅を兼ねるものを含			100				
京都市	西京区	桂坂第18	1 低専	50		80		1戸建て専用住宅,診療所,公益上必要な建築物,集 会所		50	160	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F),2.4(2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀 等 (CB素地等不 可) テレビアンデ ナの屋外設置 禁止	
京都市	西京区	桂・御陵坂第2	1 低専	50		80		専用住宅,建築基準法施行令130条の3に定める兼用 住宅,診療所,公益上必要な建築物			140		道路1.2, 隣地0.8		名地形状及び擁壁の変更禁止,意匠の基準(屋根, 外壁の仕上・色彩),緑化,屋外広告物禁止
京都市	西京区	桂坂第19	1 低専	50		80		専用住宅,診療所,公益上必要な建築物,集会所		50	330 (A地区) 160 (B地区)	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F), 2.4(2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀 等 (CB素地等不 可) テレビアンラ サの屋外設置 禁止	法面の建築制限、意匠の基準 (屋根,外壁の形態・1 色彩),緑化,屋外広告物禁止
京都市	西京区	桂坂第20	1 低専	50		80		専用住宅,診療所,公益上必要な建築物		50	140	10, 軒高7, 2F	道路1.2, 隣地0.8	生垣, 竹垣, 土塀 等 (CB素地等不 可) テレビアンラ ナの屋外設置 禁止	を地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・色彩), 屋外広告物禁止
京都市	西京区	ヒルズガーデン桂坂	1 低専	50		80		専用住宅,診療所,公益上必要な建築物		50	140	10, 軒高7, 2F	道路1.2, 隣地0.8	生垣, 竹垣, 土塀 等 (CB素地, 万年 塀等不可) サの屋外設置 禁止	を地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準(屋根, 外壁の形態・色彩), 屋外広告物禁止
京都市	西京区	東桂坂第2	1 低専	50		80		専用住宅,建築基準法施行令130条の3に定める兼用			110		道路1.2, 隣地0.7		意匠の基準 (屋根,外壁の形態・色彩),屋外広告
京都市	西京区	東桂坂第3	1 低専	50		80		住宅,診療所,集会所 専用住宅,建築基準法施行令130条の3に定める兼用 住宅,診療所,集会所			110		道路1.2, 隣地0.7		物禁止 意匠の基準 (屋根,外壁の形態・色彩),屋外広告 物禁止
京都市	西京区	桂坂第21	1 低専	50		80		専用住宅, 診療所, 公益上必要な建築物		50	140	10, 軒高7	道路及び水路1.2,隣地 0.8	生垣, 竹垣, 土塀 等 (CB素地等不 可) テレビアンラ ナの屋外設置 禁止	
京都市	西京区	桂坂第22	1 低専	50		80		1戸建専用住宅,診療所,集会所及び公益上必要な建築物		50	160	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F),2.4(2F), 隣地1.2	テレビアンテ ナの屋外設置 禁止	・ 嫌壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・ ・ 色彩), 緑化, 屋外広告物禁止
京都市	西京区	大原野右京の里地区	1 低専, 2 低 専, 1 住	-	50, 60	-	80, 200	建築不可:共同住宅,寄宿舎,下宿の禁止				軒高6.5	北側1(1F), 2(2F), その他0.5		敷地の高さは前面道路の路面の中心線から0.6m以下
京都市	西京区	桂坂第23	1 低住	50		80		1戸建専用住宅,診療所,集会所及び公益上必要な建 築物		50	140	10, 軒高7, 2F	道路1.0, 隣地0.8	生垣, 竹垣, 土塀 テレビアンテ 等 (CB素地等不 可) 禁止	<ul><li>・ 宅地形状及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・色彩), 緑化, 屋外広告物禁止</li></ul>
京都市	西京区	K-City柱川そよぎ野地区	2 中高	60		200		1戸建専用住宅,公益上必要な建築物,主要用途が住 宅で運営委員会が認めたもの			125	10, 2F		生垣, 竹垣, 木製等 (CB素地等不可)	意匠の基準 (屋根,外壁の形態・色彩),緑化,屋外広告物禁止
京都市	西京区	東桂坂第5	1 低専	50		80		専用住宅,建築基準法施行令130条の3に定める兼用 住宅,診療所,集会所			110		道路1.2, 隣地0.7		意匠の基準 (屋根,外壁の形態・色彩),屋外広告 物禁止
京都市	西京区	桂坂季美が丘	1 低専	50		80		1戸建て専用住宅,診療所(住宅を兼ねるものを含む。),公益上必要な建築物			140	10, 2F	隣地0.5	生垣, 竹垣, 木製等 (CB素地等不可)	意匠の基準 (屋根,外壁の形態・色彩),屋外広告 物禁止
京都市	西京区	桂坂第24	1 低専	50		80		1戸建て専用住宅,診療所(住宅を兼ねるものを含む。),集会所,公益上必要な建築物		50	160	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F), 2.4(2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 木製 等 (CB素地等不 可) テレビアンデ ナの屋外設置 禁止	- 嫌壁の変更禁止, 意匠の基準(屋根, 外壁の形態・ 1 色彩), 屋外広告物禁止
京都市	西京区	桂坂第25	1 低専	50		80		1戸建て専用住宅,診療所(住宅を兼ねるものを含む。),集会所,公益上必要な建築物		50	160	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F),2.4(2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 木製 テレビアンテ 等 (CB素地等不 可) 禁止	振壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

					当初の	(当初)	認可又は	公告年月	18								り、有効期限が	び延長されている		日工人心。	112 6/6/1	区分	.0.0.0 Tan J.M.
地方	公共団体名	地区名	所在地	新規/ 再認可	協定型(再認可	(‡	再認可の均	場合)			)認可年月日		新規)公	告年月日		期限の末日	規定の有無	期限終了後の対 応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)	区画数 協定のねらい	住商	既成市街地	協定型
					の場合	忍/公 年	<u>.</u>	月	日	年	月	日 年		月日	年	月日	数)	~ 未走)			I	新市街地	
京都市	西京区	桂坂第4南	西京区大枝北沓掛町4丁目の一部	新規						Н 1	5 9	8 H	15	9 12	Н 25	9 11	有(10)	更新の予定	2, 348. 93	6 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
京都市	西京区	西桂坂第3	西京区大枝北沓掛町3丁目の一部	再認可	一人協定	認 H	4	12	25	Н 1	5 3	19 H	16	3 31	Н 26	3 30	有(10)	更新の予定	4, 242. 00	19 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
京都市	西京区	阪急桂南住宅	西京区下津林六反田, 下津林佃の各- 部	再認可	一人協定 以外	認 S	50	2	15	Н 1	7 2 2	25 H	17	3 3	Н 27	3 2	無	未定	55, 541. 00	289 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
京都市	西京区	桂坂第26	西京区御陵大枝山町3丁目の一部	新規						Н 1	7 7 1	12 H	17	9 2	Н 27	9 1	有(10)	更新の予定	20, 910. 00	96 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	東桂坂第4	西京区御陵峰ヶ堂町2丁目の一部	新規						H 1	7 8	4 H	17	8 15	Н 27	8 14	有(10)	更新の予定	3, 590. 78	26 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂第27	西京区御陵大枝山町4丁目の一部	新規						H 1	8 3	6 Н	18	3 10	Н 28	3 9	有(10)	更新の予定	3, 564. 07	5 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
京都市	西京区	桂坂かえで	西京区大枝北沓掛町5丁目,6丁目の名 一部	· 再認可	一人協定	認 S	60	10	11	H 1	8 3 3	31 H	18	4 1	Н 28	3 31	有 (10)	更新の予定	65, 255. 00	277 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
京都市	西京区	西桂坂第1	西京区大枝北沓掛町3丁目の一部	再認可	一人協定	認 S	62	6	5	H 1	9 12 1	.0 Н	19	12 10	Н 29	12 9	有(10)	更新の予定	27, 150. 60	161 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
京都市	西京区	桂坂第3	西京区大枝北沓掛町4丁目の一部	再認可	一人協定	認 S	62	7	7	Н 1	9 9 2	25 H	19	9 25	Н 29	9 24	有(10)	更新の予定	17, 841. 47	39 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
京都市	西京区	桂坂第4	西京区大枝北沓掛町4丁目の一部	再認可	一人協定	認 S	62	7	7	Н 1	9 10	1 H	19	10 1	Н 29	9 30	有(10)	更新の予定	27, 030. 05	125 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
京都市	西京区	桂坂第5・6	西京区御陵大枝山町6丁目の一部	再認可	一人協定	認 S	62	12	1	Н 2	0 2 2	21 H	20	3 2	Н 30	3 1	有(10)	更新の予定	24, 333. 93	105 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
大阪市	此花区	テクノパーク島屋	島屋4丁目の一部	再認可	一人協定以外	公 H	2	11	2	Н 1	8 3 ;	B1 H	18	4 14	Н 28	4 13	有 (10)	更新の予定	23, 229. 44	その他	I	既成市街地	一人協定以外
大阪市	港区	弁天町駅前開発地区	弁天1丁目の一部	再認可	一人協定	認 H	1	8	1	Н 4	. 8	1 H	4	8 13	H 24	7 31	有 (20)	更新の予定	30, 132. 00	都心拠点としての街並み形成	商	既成市街地	一人協定
大阪市	旭区	パークサイド城北公園通	赤川4丁目の一部	新規	一人協定 以外					H 1	8 3	10 Н	18	3 24	H 28	3 23	有 (10)	更新の予定	455. 40	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
大阪市	阿倍野区	ドムール北畠住宅地区	北畠3丁目の一部	再認可	一人協定	認 S	57	12	15	H 1	4 12	15 H	15	1 7	H 24	12 14	有 (10)	更新の予定	4, 300. 00	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
大阪市	淀川区	淀川リバーサイド十三東	十三東3丁目の一部	新規	一人協定					H 1	8 8 2	23 H	18	9 1	Н 28	8 31	有(10)	更新の予定	510. 22	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定
大阪市	平野区	加美都市型小規模工場団地	加美東 6 丁目の一部	再認可	一人協定	認 S	60	8	10	Н 8	3 2 1	13 Н	8	2 29	Н 28	2 14	有 (10)	更新の予定	10, 659. 00	その他	I	既成市街地	一人協定以外

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

				都市計	画概要					建築	協定に定められた建築	物に関する基準			
地	方公共団体名	地区名	用途地域	建ペい率 建ペい率 (%)	容積率	容積率(%)	8.4	容積率	建ぺい率	最低敷地面積	高さ(m)	壁面位置	握	=几/#	7. O. W
				(%) (複数時に入力)	(%)	(複数時に入力)	用途	(%)	(%)	(m²)	階数	(m)	垪	設備	その他
京都市	西京区	桂坂第4南	1 低専	50	80		専用住宅,建築基準法施行令130条の3に定める兼用 住宅,診療所,公益上必要な建築物		50	270	10, 軒高7, 2F	道路 1.5(1F), 2.4 (2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀等 (CB素地等不可)	プレビアンラ ナの屋外設置 禁止	
京都市	西京区	西桂坂第3	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,公益上必要な建築物				道路中心の高さから2.	5			増築禁止, 敷地の分割禁止, 人工地盤の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・色彩), 緑化, 屋外 広告物禁止
京都市	西京区	阪急桂南住宅	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,兼用住宅			120	軒高6.5,階数2	北側1,その他0.5			
京都市	西京区	桂坂第26	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,診療所(住宅を兼ねるものを含む),集会所,公益上必要な建築物		50	170, 210	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F),2.4 (2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀等 (CB素地等不可)		
京都市	西京区	東桂坂第4	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,建築基準法施行令第130条の3に 定める兼用住宅,診療所,集会所,公益上必要な建築 物			110		道路1.2, 隣地0.7			意匠の基準 (屋根,外壁の形態・色彩),屋外広告 物禁止
京都市	西京区	桂坂第27	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,診療所,公益上必要な建築物		50	330	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F),2.4 (2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀等 (CB素地等不可)	テレビアンラ ・ナの屋外設置 禁止	で 電報帯変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の仕上・ 色彩), 法面建築制限, 屋外広告物禁止
京都市	西京区	桂坂かえで	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,診療所,公益上必要な建築物	80	50	160	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F),2.4 (2F),隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀等	テレビアンデナの屋外設置 禁止(衛星が 送受信用アンデナは除く)	地盛田の愛史景正, 息匠の基準(屋依, 外壁の形態・色彩), 緑化, 屋外広告物禁止
京都市	西京区	西桂坂第1	1 低専	50	80		専用住宅,建築基準法施行令第130条の3に定める兼 用住宅,診療所,公益上必要な建築物,集会所			110		道路1.2,その他の1以上 の境界線から0.8		, , , , , , , , ,	意匠の基準 (屋根,外壁の形態・色彩),屋外広告 物禁止
京都市	西京区	桂坂第3	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,公益上必要な建築物,集会所	80	50	330	10, 軒高7, 2F	道路3(1F), 4.8(2F), 隣 地2又は0.8	生垣, 竹垣, 土塀石塀, 冠瓦付きC等, 生垣, 竹垣以外の柵は道路境界線から1.5mを退	B ナの屋外設置 禁止(衛星が	型 な 宅地形状の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外壁の仕上・色彩), 緑化, 屋外広告物禁止
京都市	西京区	桂坂第4	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅, 公益上必要な建築物, 診療所	80	50	160	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F),2.4 (2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀等(CB素地等不可)	テレビアンデ ナの屋外設置 禁止 (衛星が 送受信用アン テナは除く)	置数 女 全地形状及び擁壁の変更禁止,意匠の基準 (屋根, 外壁の形態・色彩),緑化,屋外広告物禁止
京都市	西京区	桂坂第5・6	1 低専	50	80		1戸建て専用住宅,公益上必要な建築物,診療所,保育所(特定の区画に限る)	80	50	160	10, 軒高7, 2F	道路1.5(1F),2.4(2F), 隣地1.2	生垣, 竹垣, 土塀 石塀, 冠瓦付きC 等, 生垣, 竹垣以 外の柵は道路境 界線から1.5mで 退	アレビアン記 ナの屋外設置 禁止(衛星が 送受信用アン	型 牧 地盤面及び擁壁の変更禁止, 意匠の基準 (屋根, 外 壁の形態・色彩), 緑化, 屋外広告物禁止
大阪市	此花区	テクノバーク島屋	工專	60	200		製造業の工場(研究所を含む), 容積率200%を超える部分の過半の床面積は研究・開発・企画・設計・試作等の用に供するスペースとする					隣地境界線から1,道路 境界線から5 (一部3)			敷地の区画は分割してはならない,構造は木造又 は軽量鉄骨造としてはならない,外壁は遮音性と 耐火性においてALCパネル10cmと同等もしくはそれ以上の性能を有する材料を使用する,広告表示 等は自社企業名や自社事業広告等自己目的のもの とし自己建築物と一体的で周辺環境に配慮した形態・意匠とする,広告表示等の屋上設置及び電光 表示は禁止する,空地の部分は原則として、歩行 用、駐車用又は植栽スペースとする,建築物の正面及び主要出入口は指定の方向とする,地下水を 取水するための設備(さく井設備)の設置を禁止する
大阪市	港区	<b>弁天町駅前開発地区</b>	商業	80	800							建築限度線を越えない			公共的広場及び公共的通路には通路の利用に障害 となる工作物等の設置は行わない
大阪市	旭区	パークサイド城北公園通	1 住	80	200		専用住宅又は一定条件を備えた併用住宅					南西側道路面の敷地境 界線から1.394			敷地の区画は分割してはならない,色彩、形態及 び意匠は良好な住宅地に調和するものでなければ ならない
大阪市	阿倍野区	ドムール北畠住宅地区	2 中高	60	200		住宅以外の用途に変更しない				協定時をこえない	協定時をこえない			敷地分割及び土地の形質変更の禁止、屋根、外壁 の材料又は色彩については協定時から著しく異な るものに変更しない、木竹の伐採に一定の規制、屋 外広告物を設置しない
大阪市	淀川区	淀川リバーサイド十三東	1 住	80	300		専用住宅又は一定条件を備えた併用住宅					北側道路面の敷地境界 線から0.55			敷地の区画は分割してはならない,色彩、形態及 び意匠は良好な住宅地に調和するものでなければ ならない
大阪市	平野区	加美都市型小規模工場団地	工専	60	200		製造業の工場					道路境界線から5(一部 4.5), 隣地境界線から 0.7		高架水槽、 クーリングに フー等など意じ するなぎをし 上、底を音し 配慮を設備に 置しない	被 数型分割禁止, I&画 I 建築物とする、構造は不直及 は軽量鉄骨造としない,外壁はALCパネル厚さ10cm 同等以上,看板、屋外照明設備は協定運営委員会 が定める基準による,空地の部分は原則として駐 車用又は植栽スペースとする

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

	地方公共団体名	地区名	所在地	新規/	当初の 協定型	(1		可又は公告年 忍可の場合)	月日	(非	新規)認可	可年月日		(新規)	公告年月	B	(新規)有交	対期限の		自動更新 規定の有無	期限終了後の対応(更新の予定	面積(㎡)	区画数	協定のねらい	住	区分 既成市街地	
	-0,72,ХДМ-Д	321	ma-s	再認可	(再認可 の場合	認/公		月	日	年		月日	3 年	Ξ.	月	B	年	月	日	(延長年 数)	応(更新の予定 ~ 未定)	шіж (ііі)			商工		
大阪	市 中央区	法善寺横丁	道頓堀1丁目の一部	再認可	一人協定以外	公	Н	14 12	27	Н	15	9 3	0 Н	15	10	10	Н 25	10	9	有(10)	更新の予定	1, 896. 64		歴史的な街並み等の保全・継承	商	既成市街地	一人協定以外
大阪	市 中央区	大阪ビジネスパーク地区	城見1丁目の一部	再認可	一人協定以外	認	S	59 12	21	Н	16	12 2	1 H	16	12	21	Н 26	12	20	無	未定	175, 067. 27		都心拠点としての街並み形成	商	i 既成市街地	一人協定以外
大阪	市 中央区	大阪ビジネスパーク北地区	城見2丁目の一部	再認可	一人協定以外	認	S	59 12	21	Н	16	12 2	1 H	16	12	21	Н 26	12	20	無	未定	55, 625. 35		都心拠点としての街並み形成	商	既成市街地	一人協定以外
大阪	市 中央区	大阪ビジネスパーク南地区	城見1丁目の一部	再認可	一人協定以外	恝	S	62 7	6	Н	16	12 2	1 H	16	12	21	Н 26	12	20	無	未定	27, 451. 09		都心拠点としての街並み形成	商	既成市街地	一人協定以外
堺市	ず 堺区	堺市砂道町1丁A地区	堺区砂道町1丁4-7外	新規						Н	8	7 1	5 Н	8	7	15	Н 13	7	14	有 (5)	更新の予定	3, 775. 82	43	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
堺市	i 中区	鈴の宮	中区八田北町10-3、10-22、10-23	新規						Н	16	7	5 Н	16	7	5	Н 26	7	4	有 (10)	未定	15, 268. 26	95	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	東区	南海さやまハーモニータウン・堺地区	東区南野田337番2の一部	新規						Н	11	5 2	7 Н	11	5	27	Н 21	5	26	有(10)	更新の予定	23, 380. 34	130	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	東区	コモンステイツ初芝	東区菩提町3丁31番2外	新規						Н	11	12 2	4 H	11	12	24	Н 21	12	23	有 (10)	更新の予定	46, 459. 48	256	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
堺市	東区	光風園住宅	東区北野田238番地1ほか	再認可	一人協定 以外	認	Н	4 7	15	Н	14	7 1	5 Н	14	7	15	Н 24	7	14	有 (10)	更新の予定	16, 598. 09	84	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	1 141 112
堺市	東区	南海さやまハーモニータウン堺第二地区	東区南野田337-149番地外26筆	新規						Н	16	5 2	7 Н	16	5	27	H 21	5	26	有 (10)	更新の予定	6, 467. 01	27	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	i 西区	鳳駅南地区	西区上670番19	新規						Н	14	12 2	5 Н	14	12	25	Н 24	12	24	有(10)	未定	19, 313. 24	82+複合街区(5)	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定
堺市	i 西区	プレミアム・アリーナ鳳南	西区鳳南町3-199-23	新規						Н	19	9	5 H	19	9	5	Н 29	9	4	有(10)	未定	2, 665. 68	17	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定
堺市	南区	泉北赤坂台一般分譲住宅	南区赤坂台5丁33-39	新規						S	57	1 2	6 S	57	1	26	S 62	1	25	有 (5)	更新の予定	12, 831. 23	70	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	南区	泉北御池台— I 一般分譲住宅	南区御池台2丁1番19~40号及び42号 ~54号	新規						S	62	3 3	0 S	62	3	30	Н 9	3	29	有 (5)	更新の予定	6, 658. 19	36	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	前 南区	泉北御池台一Ⅱ一般分譲住宅	南区御池台2丁1番8号~18号及び142 号~163号	新規						S	63	3 9	9 S	63	3	9	Н 10	3	8	有 (5)	更新の予定	6, 424. 06	33	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	南区	泉北御池台-Ⅲ一般分譲住宅	南区御池台2丁1番86号~141号	新規						Н	1	2 2	1 H	1	2	21	Н 11	2	20	有 (5)	更新の予定	10, 940. 70	56	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定
堺市	南区	ガーデンハウス泉北晴美台	南区晴美台四丁3番1の一部外41筆	新規						Н	1	3 1	6 Н	1	3	16	Н 21	3	15	無	未定	18, 899. 76	89	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	南区	泉北御池台-IV一般分譲住宅	南区御池台2丁1-55~85号	新規						Н	2	2 2	1 H	2	2	21	Н 12	2	20	有 (5)	更新の予定	6, 186. 65	31	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	南区	泉北御池台第二住宅	南区御池台1丁28番	再認可	一人協定 以外	認	S	54 7	28	Н	2	5	7 Н	2	5	7	Н 7	5	6	有 (5)	更新の予定	30, 349. 93	174	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
堺市	南区	ガーデンハウス泉北御池台	南区御池台二丁4番2	新規						Н	3	1 2	2 Н	3	1	22	Н 23	1	21	無		32, 160. 63	176	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	南区	城山台1丁南地区	南区城山台1丁21番1号外	新規						Н	3	7 1	1 H	3	7	11	Н 13	7	10	有 (10)	更新の予定	21, 420. 44	98	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	シスクト
堺市	南区	泉北赤坂台C一般分譲住宅	南区赤坂台5丁29番の1ほか	再認可	一人協定	認	Н	5 3	29	Н	7	1 3	1 H	7	1	31	Н 15	3	28	有 (5)	更新の予定	2, 768. 40	+	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
堺市	南区	泉北城山台B一般分譲住宅	南区城山台1丁36番の1ほか	新規						Н	7	2 2	1 H	7	2	21	Н 17	2	20	有 (10)	更新の予定	3, 897. 86	20	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

					都市計画			体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度	MEDICE (1) July		建築	協定に定められた建築物	に関する基準			国工交通省任宅局市街地建業課 H20.3.31時点
ż	方公共団体名	地区名	用途地域	建ぺい率 (%)	建ペい率(%)	容積率 (%)	容積率(%)	用途	容積率 (%)	建ペい率 (%)	最低敷地面積 (㎡)	高さ(m) 階数	壁面位置	塀	設備	その他
大阪市	中央区	法善寺横丁	商業	80		500		風営法による「性風俗関連特殊営業」及び法別表第 I (六) に定める用途は禁止する					通路中心より3(3Fのみ)	す幅 奥上 コ け、を を ル・ ー・ かな 内に	の避難を設し、 25年の 25年の 25年の 25年の 25年の 25年の 25年の 25年の	幅員2.7mの通路を2m以上含む,通路及び避難通路に面する外壁以外の隣接する設定敷地に面する外壁に開口部を設けない,外壁及び屋根の意匠は景観に配慮したものとする,通路内及び上空に建築物を設けない,看板は自己建築物の壁面を利用し、意匠は景観に配慮したものとする,床置き看板、各種メーター及び外壁装飾等を設置する場合は、通路に突き出さない,防災活動を推進する
大阪市	中央区	大阪ビジネスパーク地区	商業	80		400		協定運営委員会にて調整する,業務施設、商業施設 若しくは文化施設又はそれらの関連施設とする					街区の外周部から6 (一部10)	ク・ワ・に 合い るっ	架リー等置、どは オンをする で をする で を を を を を を を を を を を を を を を を を を	十分な空地を確保し、一体的に利用できる快適な 広場となるよう考慮する、軒高、形態、外装の主 色については、協定運営委員会で調整する、電力 柱及び電話柱は設置しない、緑地の整備を行う
大阪市	中央区	大阪ビジネスパーク北地区	商業	80		400		1 階には歩行者が日常的に利用できる用途(展示場、店舗等)の部分を設けるよう努める		60	5000		中央広場から3 (建築物の高さが60m以 上の場合は5)			協定区域の中央に幅20mの中央広場を設ける,主 たる出入口は中央広場に通ずるものとする,中央 広場に面する外壁は広場と一体となり、快適な空 間を形成するよう配慮する,屋外広告物は自己の 名称表示等で都市景観を十分に配慮したもの以外 は禁止する
大阪市	中央区	大阪ビジネスパーク南地区	商業	80		400		1階には歩行者が日常的に利用できる用途(展示場、店舗等)の部分を設けるよう努める		60	10000					協定区域の中央に幅20m(一部10m)の中央広場を 設ける,中央広場に面して主たる出入口を設ける, 中央広場に面する外壁は広場と一体となり、快適 な空間を形成するよう配慮する,自己の名称表示 等で都市景観を十分に配慮したもの以外は禁止する る
堺市	堺区	堺市砂道町1丁A地区	1 住	60		200						地階を除く3階以下				
堺市	中区	鈴の宮	1 住, 近商		60, 80		200, 300	戸建専用住宅			110	地階を除き2階以下,10				
堺市	東区	南海さやまハーモニータウン・堺地区	1 低専	50		100		*専用住宅, 兼用住宅, 診療所				地階を除く2階以下		高さ1.5以下,CB 不可		*緑化に努める,*道路側0.45の空地緑化,*地盤面変更不可,自動車出入り口隅きり部に設置不可,雨水浸透配慮,看板不可
堺市	東区	コモンステイツ初芝	1 低専	50		100		戸建専用住宅,兼用住宅,診療所	100	*50		2階以下, 10, 北側斜線,	*1以上			*区画変更不可, *地盤面変更不可, 道路境界0.3緑 化空間
堺市	東区	光風園住宅	1 低専 1 中高		50, 60		100, 200	*戸建専用住宅			110以上					
堺市	東区	南海さやまハーモニータウン堺第二地区	1 低専	50		100		*専用住宅,兼用住宅				地階を除く2階以下		表面化粧のない CB以外1.5		緑化推進、地盤面変更不可,自動車車庫の条件,雨水地下浸透,*広告看板不可
堺市	西区	鳳駅南地区	工業	60		200		*専用住宅, 複合住宅			110	地階を除き3階以下,10, 道路斜線20の範囲1.25	*0.5(道路)	*透過性のあるも のCB不可		
堺市	西区	プレミアム・アリーナ鳳南	工業	60		200		戸建専用·兼用住宅			110以上	道路斜線20mの範囲 1.25,10,地階を除き3階 以下				
堺市	南区	泉北赤坂台一般分譲住宅	1 低専	50		100		戸建専用住宅				2階以下	*1.1以上後退	1.3以下		*擁壁基準有
堺市	南区	泉北御池台— I 一般分譲住宅	1 低専	50		100		戸建専用住宅				地階を除く2階以下, 9・軒高7以下	*1以上	塀, 生垣1. 3以下		区画変更禁止,*1区画1棟,*地盤面変更禁止
堺市	南区	泉北御池台一Ⅱ一般分譲住宅	1 住専	50		100		戸建専用住宅				地階を除く2階以下, 9・軒高7以下	*1以上	塀, 生垣1. 3以下		区画変更禁止,*1区画1棟,*地盤面変更禁止
堺市	南区	泉北御池台一Ⅲ一般分譲住宅	1 低専	50		100		戸建専用住宅				地階を除く2階以下, 9・軒高7以下	*1以上	塀, 生垣1. 3以下		区画変更不可,*1区画1棟,*地盤面変更不可
堺市	南区	ガーデンハウス泉北晴美台	1 低専	50		100		戸建専用住宅		50		地階を除き2階以下	*道路1.5隣地1以上後退	原則生垣,透視可 能な柵併用		区画変更禁止,緑化に努める
堺市	南区	泉北御池台-Ⅳ一般分譲住宅	1 住専	50		100		戸建専用住宅				地階を除く2階以下, 9・軒高7以下	*1以上	塀, 生垣1.3以下		区画変更禁止,*1区画1棟,*地盤面変更禁止
堺市	南区	泉北御池台第二住宅	1 中高	60		200		*専用住宅, 建築、増築構造意匠に制限						木柵金網生垣、 CBは1.2以下		緑化推進
堺市	南区	ガーデンハウス泉北御池台	1住専	50		100		戸建専用住宅	·	50		地階を除く2階以下	*道路1.5隣地1以上後退	生垣フェンス等		区画変更禁止,緑化に努める
堺市	南区	城山台1丁南地区	1 低専	40		80		*戸建専用住宅			180以上					*1区画1棟, 地盤変更不可, 工作物の禁止
堺市	南区	泉北赤坂台C一般分譲住宅	1 低専	40		80		*戸建専用住宅				地階を除く2階以下, 10・軒高7以下	*道路1.5隣地1	生け垣等1.3		区画変更不可,*1区画1棟,地盤面変更不可,緑化に努める,擁壁現状有姿
堺市	南区	泉北城山台B一般分譲住宅	1低專	50		100		*戸建専用住宅			180以上	地下を除く2階以下, 10・軒高7以下	*1以上	生け垣等1.3		*1区画1棟, 地盤面変更禁止, 緑化に努める, *公告 物看板など不可

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

					当初の	(当初)認	可又は公	告年月	Ħ	/±C±8\	マングラ カラ	/±c±8\	<b>小</b> 生年日日	(並担) 左	効期限の末日	自動更新	「延長されている 期限終了後の対				街地建築課 H2 区分	5.0.0 Tanj Alic
地方:	公共団体名	地区名	所在地	新規/ 再認可	協定型 再認可 ———		図可の場				認可年月日		公告年月日			規定の有無 (延長年	応(更新の予定 ・ 未定)	面積(㎡)	区画数 協定のねらい	住商	既成市街地	協定型
			+		の場合認/公	年		月	日	年	月日	年	月日	年	月日	数)	<b>不足</b> /			I	新市街地	
堺市	南区	堺市城山台3丁西	南区城山台3丁4番6~15、28~96、98~ 122	新規						Н 7	2 21	Н 7	2 21	Н 17	2 20	有 (5)	更新の予定	24, 302. 51	104 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	南区	三原台アレイハウス	南区三原台2丁12番2号から27号まで	再認可	一人協定 認	S	59	4	16	Н 11	1 18	Н 11	1 18	Н 16	1 17	有 (5)	更新の予定	4, 525. 00	24 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
堺市	南区	泉北御池台B一般分譲住宅	南区御池台2丁5番1,5番3	新規						Н 11	2 5	Н 11	2 5	H 21	2 4	有 (5)	更新の予定	3, 296. 28	20 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	南区	三原台タウンハウス	南区三原台2丁13番1号から16号	再認可	一人協定 認	S	59	4	16	Н 11	2 9	Н 11	2 9	Н 16	2 8	有 (5)	更新の予定	2, 338. 66	14 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
堺市	南区	模塚台-I団地	南区槇塚台4丁1-5から1-26	新規						Н 11	9 28	H 11	9 28	Н 26	9 27	有 (5)	更新の予定	4, 848. 83	22 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	南区	コートハウス槙塚台	南区槙塚台4丁4-1号~68号(但し24、 67号を除く)	再認可	一人協定 認	S	60	3	8	H 12	3 9	H 12	3 9	H 17	3 8	有 (5)	更新の予定	11, 060. 51	63 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
堺市	南区	堺市新檜尾台1丁全区	南区新檜尾台1丁1番1号外	再認可	一人協定 認	Н	3	1	31	Н 13	2 1	Н 13	2 1	Н 23	1 31	有(10)	更新の予定	88, 137. 31	333 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
堺市	南区	泉北桃山台団地	南区桃山台一丁21番37外	新規	\$\frac{1}{2}					Н 15	1 16	Н 15	1 16	Н 30	1 15	有 (15)	未定	13, 659. 78	47 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	南区	模塚台-F団地	南区槇塚台4丁3番6号~9号、11号~15	5 再認可	一人協定認	S	63	3	16	H 15	3 27	H 15	3 27	Н 20	3 26	有 (5)	更新の予定	2, 197. 05	9 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
堺市	南区	桃山台二丁西地区	一号 南区桃山台二丁二一番一外	再認可		S	63	8	9	Н 15		+	+	+ +	+ - +	有 (5)	更新の予定	9, 244. 42	49 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	以外 一人協定
堺市	南区	泉北御池台L-12団地	南区御池台2丁14番2の一部外92筆	新規	7 1887 2			_		Н 15	+	+		+ +	+ +	有 (15)	未定	64, 927. 00	393 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
堺市	南区	晴美台-B団地	南区晴美台1丁35番1ほか	新規						Н 15	+	Н 15	+ +	+ +	+ +	有 (5)	更新の予定	3, 365. 50	18 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定
堺市	南区	模塚台-G団地	南区槇塚台4丁3番20から44号	再認可	一人協定認	Н	1	6	23	Н 16	-	Н 16	+	+ +	+ +	有 (5)	更新の予定	5, 472. 05	25 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	以外 一人協定 以外
堺市	南区	晴美台-IV団地	南区晴美台1丁32番18他	再認可		Н	2	7	24	Н 16	+	Н 16		H 21	+ - +	有 (5)	更新の予定	1, 409. 07	7 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定
堺市	南区	城山台5丁団地	南区城山台5丁1-1	新規	7 1837 2 80		_			Н 16	-	Н 16	-	Н 26	+	有 (10)	未定	15, 562. 95	75 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	以外 一人協定
堺市	南区	リーシェス赤坂台	南区赤坂台4丁20-1、20-3、20-7、檜尾							Н 16	-	Н 16	-	+	+ +	有 (10)	未定	18, 988. 97	90 住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	7 1,557
堺市	南区	城山台4丁	3180-3、3180-5 南区城山台4丁2-24ほか	再認可	一人協定 認	Н	1	11	10	Н 16	+	Н 16	-	+	+	有 (5)	更新の予定	14, 955. 55	79 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
堺市	南区	晴美台-A・D団地	南区晴美台1丁32-1 ほか	再認可		Н	1	6	23	Н 16				+ - +	1	有 (5)	未定	10, 953. 68	54 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定
							1.4	7				<b> </b>							<u> </u>	A-		以外 一人協定
堺市	南区	グローバルコート庭代台 ジュネス泉ヶ丘地区	南区庭代台3丁8番1の外146筆	再認可	一人協定認	Н	14	1	1	H 17	+	H 17	-	+ +		有(10)	未定	27, 032. 22	147 住宅地としての良好な環境を保全	生	既成市街地	以外 一人協定
堺市 堺市	南区	模塚台-H団地	南区三原台二丁7番3・7番4 南区槙塚台4丁2番4号ほか	再認可	一人協定認	Н	2	11	7	Н 17	+	H 17	, 10	H 22	· · · · ·	有 (5)	未定 更新の予定	5, 208. 56 3, 349. 60	25 住宅地としての良好な環境を保全 16 住宅地としての良好な環境を保全	庄 A-	既成市街地	一人協定以外
堺市	南区	堺市茶山台三丁東地区	南区茶山台3丁25-1ほか	再認可	一人協定 切	С	56	0	26	Н 19	-	Н 19	-	H 24		有(5)	更新の予定			庄 A-	新市街地	一人協定
堺市	南区	堺市南区高倉台三丁南地区	南区高倉台3-7-1ほか	新規	以外	3	50	0	20	Н 19	-	Н 19		H 24	+ - +	有(5)	更新の予定	52, 548. 97 44, 668. 70	156 住宅地としての良好な環境を保全 174 住宅地としての良好な環境を保全	E A	既成市街地	以外 一人協定
堺市	北区	堺市百舌鳥梅町三丁第一地区 	北区百舌鳥梅町三丁18番地の1外	再認可	一人協定認	ш	4	0	7	Н 10	+	H 10	+ +	Н 15	11 4	有(5)	更新の予定	7, 477. 39	59 住宅地としての良好な環境を保全	庄 A-	既成市街地	以外 一人協定
堺市	北区	東三国ヶ丘地区	北区東三国ヶ丘町三丁2181-8	新規	シンプト	11	4	9	,						1 11		未定	6, 113. 99		住	新市街地	以外 一人協定
堺市	美原区	美原さつき野A地区	美原区さつき野西1丁目1番地他	再認可	一人協定 認	S	56	10	12	Н 13	10 12	Н 13	10 12	Н 23	10 11	有(10)	更新の予定	65, 626. 79	324 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
堺市	美原区	美原さつき野B地区	美原区さつき野西2丁目1番1他	再認可	一人協定 認	S	57	9	1	Н 14	8 20	Н 14	8 20	Н 24	8 19	有(10)	更新の予定	48, 558. 50	238 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
堺市	美原区	美原さつき野C地区	美原区さつき野東1丁目2番1他	再認可	一人協定 認	S	57	9	22	Н 15	9 12	Н 15	9 12	Н 25	9 11	有(10)	更新の予定	23, 912. 35	118 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
堺市	美原区	美原さつき野D地区	美原区さつき野東二丁目1番1他	再認可	一人協定 認	S	59	8	10	Н 16	8 10	Н 16	8 10	Н 26	8 9	有(10)	更新の予定	61, 996. 30	308 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
堺市	美原区	美原さつき野E地区	美原区さつき野東一丁目 12番1他	再認可	一人協定 認	S	59	11	30	Н 16	11 30	Н 16	11 30	Н 26	11 29	有(10)	更新の予定	16, 144. 60	93 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
堺市	美原区	美原さつき野F地区	美原区さつき野東三丁目1番1他	再認可	一人協定 認	S	60	3	1	Н 17	1 14	Н 17	1 14	Н 27	1 13	有(10)	更新の予定	79, 430. 32	400 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
堺市	美原区	美原さつき野H地区	美原区さつき野西2-16-1ほか	再認可	一人協定 認	S	61	6	2	Н 18	6 2	Н 18	6 2	Н 28	6 1	有(10)	更新の予定	21, 215. 91	104 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
堺市	美原区	美原さつき野 G 地区	美原区さつき野西3丁目1-1外	再認可	一人協定 認	S	61	6	2	Н 18	11 1	Н 18	11 1	Н 28	10 30	有(10)	更新の予定	47, 167. 29	228 住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

				都市計画	概要					建築	協定に定められた建築物	に関する基準			
地	方公共団体名	地区名	用途地域	建ペい率 建ペい率 (%) (%) (複数時に入力)	容積率 (%)	容積率(%) (複数時に入力)	用途	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	最低敷地面積 (㎡)	高さ(m) 階数	壁面位置 (m)	塀	設備	その他
堺市	南区	堺市城山台3丁西	1低専	50	100		*戸建専用住宅				10	*1以上	形状は環境に調 和		区画変更不可, 地盤面変更禁止, 現状擁壁維持, 植 樹帯保全
堺市	南区	三原台アレイハウス	1 中高	60	200		*専用住宅				*地上2階以下,10	*1以上			*1区画 1 住戸, 敷地の空地部は緑化に努める
堺市	南区	泉北御池台B一般分譲住宅	1 中高	60	200		専用住宅				地階を除き2階以下, 10, 軒高7以下	*1以上	周囲の環境に調 和したもので、 1.3以下		*1 区画 1 棟、区画変更不可,屋根にアンテナ設置不可, 敷の地空地部は緑化に努める,広告物は設置不可, 地盤面変更不可,擁壁現状,*広告物看板不可
堺市	南区	三原台タウンハウス	1 中高	60	200		*専用住宅				*地上2階以下,10以下	*1以上			*1区画1住戸,敷地の空地部は緑化に努める
堺市	南区	模塚台-I団地	1 低専	50	100		戸建専用住宅				地下を除く2階以下, 9・軒高7以下	*1以上			1区画1住戸, 区画変更不可, 地盤変更不可, 自動車 車庫の出入り口の制限, 緑化に努める, 植樹帯変更
堺市	南区	コートハウス槙塚台	1 中高	60	200		専用住宅				*2階以下, 10·軒8以下				*地盤面変更不可, 增築建替え条件有
堺市	南区	堺市新檜尾台1丁全区	1 低専	40	80		*戸建専用住宅			175	地階を除く2階以下,10				*1区画1棟,*地盤面変更不可
堺市	南区	泉北桃山台団地	1 中高	60	200		戸建専用住宅	100	50		*10·7(軒高)及び7軒高4, 地階を除く2階以下,*地 階を除く1階	*1以上, 1, 5以上	*透過性のあるも の		区画変更不可,*地盤高さ制限
堺市	南区	模塚台-F団地	1 低専	50	100		戸建専用住宅	*100	50		地下を除く2階以下, 10・軒高7以下	*道路1.5隣地1	-	-	区画変更不可, 地盤変更不可, *自動車車庫の条件, 緑化に努める
堺市	南区	桃山台二丁西地区	1 低専	40	80		戸建専用住宅				地階を除く2階以下, 9・軒高7以下				区画変更不可, 地盤変更不可, 緑化に努める, 植樹 帯変更不可
堺市	南区	泉北御池台L-12団地	1 申高	60	200		戸建専用住宅	*100	*50	150	地階を除く2階以下, 10・軒高7以下,北側斜線	道路1, 隣地0.5	生垣, パイプフェン ス, CB禁止		地盤変更不可, 工作物の制限
堺市	南区	晴美台-B団地	1 中高	60	200		専用住宅		60		地階を除く2階以下, 9・軒高7以下	*道路1.5隣地1			1住戸1区画, 地盤面変更不可, 自動車車庫の条件, 緑化に努める
堺市	南区	植塚台-G団地	1 低専	50	100		戸建専用住宅	*100	*50		地階を除く2階以下, 10・軒高7以下	*道路1.5隣地1			区画変更不可, 地盤変更不可, 緑化に努める, 植樹 帯変更不可, 自動車車庫の条件
堺市	南区	晴美台-IV団地	1 中高	60	200		*専用住宅				地階を除く2階以下, 9・軒高7以下	*道路1.5隣地1			区画変更不可, 地盤面変更不可, 自動車車庫の条件, 緑化に努める, 植樹帯変更不可
堺市	南区	城山台5丁団地	1 中高	60	200		戸建専用住宅	100	50	150	地階を除く2階以下, 10・軒高7, 北側斜線				*工作物不可
堺市	南区	リーシェス赤坂台	1 低専, 調整区域	50, 60		100, 200	戸建専用住宅	100	*50	150	地階を除く2階以下				*地盤面変更不可, 緑化に努める
堺市	南区	城山台4丁	1 低専	50	100		戸建専用住宅				地階を除く2階以下, 9・軒高7以下	* 1			区画変更不可, 地盤面変更不可, 自動車車庫の条件, 緑化に努める, *植樹帯用途変更不可
堺市	南区	晴美台-A・D団地	1 中高	60	200		*戸建専用住宅, 2住戸長屋			変更不可, ただし 一部170㎡以上で 分割可能	地階を除く2階以下, 9・軒高7	*道路1.5隣地1			地盤面変更不可,自動車車庫の条件,緑化に努める
堺市	南区	グローバルコート庭代台	1 低専	50	100		戸建専用住宅				地階を除く2階以下	*1	*透過性のあるも のCB不可		区画変更不可, 地盤面の変更不可, *人工地盤不可
堺市	南区	ジュネス泉ヶ丘地区	1 中高	60	200		戸建専用住宅			150	地階を除く2階以下, 10・軒高7, 北側斜線				住戸出入り口は開発区域内道路からに限る
堺市	南区	槙塚台-H団地	1低専	50	100		戸建専用住宅	80	40		地階を除く2階以下, 9・軒高7.0	*道路1.5隣地1			区画変更不可, 地盤面の変更不可, 自動車車庫の条件, 緑化に努める, 植樹帯変更不可
堺市	南区	堺市茶山台三丁東地区	1 低専	40	80		*戸建専用住宅			*178		*1.5			*1区画1棟,*4以上の広告塔看板不可
堺市	南区	堺市南区高倉台三丁南地区	1 低専	40	80		戸建専用住宅			*175以上		*1.5	1.3以下		*1区画 1 棟, 地盤面高さ変更禁止, 工作物禁止
堺市 堺市	北区	堺市百舌鳥梅町三丁第一地区	2 中高	60	200		古神在ウ			100	地階を除き3階以下,10	**0 5			
	北区	東三国ヶ丘地区	1 中高	60	200		戸建住宅			120	地階を除く2階以下,10	*0.5	*生垣,フェンス		緑道出入り口不可, 擁壁道路植樹帯0.65, 7マチュア無
堺市	美原区	美原さつき野 A 地区	1 低専	40	80		*1戸建専用住宅	80	40		地階を除く2階以下,10	*隣地1道路1.8,0.65の 植樹帯又はセミパブリックス ペース	*生垣, 717/ 1.5(基礎部コンクリー ト0.4以下) CB不 可		線20山バリ、縄壁屋時間側10.03, /17.1点 線27.7十不可,自販機不可,擁壁先端はね出し不可,来 地盤面変更不可,縁化に努める,自動車車庫の条 件,門扉1.5,看板制限,隣地側ベランダ設置条件
堺市	美原区	美原さつき野B地区	1 低専	40	80		*1戸建専用住宅	80	40		地階を除く2階以下,10	*隣地1道路1.8,0.65の 植樹帯又はセミパプリックス ペース	*生垣, フェンス 1.5(基礎部コンクリー ト0.4以下) CB不 可		緑道出入りロ不可, 擁壁道路植樹帯0.65, 7억ェ7無線アンテナ不可, 自販機不可, 擁壁天端はね出し不可, * 地盤面変更不可, 緑化に努める, 自動車車庫の条件, 門扉1.5, 看板制限, 隣地側ベランダ設置条件
堺市	美原区	美原さつき野 C 地区	1 低専	40	80		*1戸建専用住宅	80	40		地階を除く2階以下,10	*隣地1道路1.8,0.65の 植樹帯又はセミパプリックス ペース	*生垣, フェンス 1.5(基礎部コンクリー ト0.4以下) CB不 可		緑道出入り口不可, 擁壁道路植樹帯0.65, アマテュア無線アンテナ不可, 自販機不可, 擁壁天端はね出し不可, * 地盤面変更不可, 緑化に努める, 自動車車庫の条件, 門扉1.5, 看板制限, 隣地側ベランダ設置条件
堺市	美原区	美原さつき野D地区	1 低専	40	80		*1戸建専用住宅				地階を除く2階以下、	*隣地1道路1.8,0.65の 植樹帯又はせマパプリックス ペース	*生垣, フェンス 1.5(基礎部コンクリート0.4以下) CB不可, 門扉1.5以下		緑道出入り口不可,緑地帯区画形質変更不可,アヤチュ ア無線アンテナ不可,自販機不可,擁壁天端はね出し不 可,*地盤面変更不可,緑化に努める,自動車車庫の 条件,看板制限,隣地側ベランダ設置条件
堺市	美原区	美原さつき野E地区	1 低専	40	80		*1戸建専用住宅	80	40		地階を除く2階以下,10	*隣地1道路1.8,0.65の 植樹帯又はセミパプリックス ペース	*生垣, フェンス 1.5(基礎部コンクリート0.4以下) CB不可, 門扉1.5以下		緑道出入り口制限、緑地帯区画形質変更不可, 7ヴュ 7無線アンテナ不可, 自販機不可, 擁壁天端はね出し不 可, *地盤面変更不可, 緑化に努める, 自動車車庫の 条件, 看板制限, 隣地側ベランダ設置条件
堺市	美原区	美原さつき野F地区	1 低専	40	80		*1戸建専用住宅				地階を除く2階以下	*隣地1道路1.8,0.65の 植樹帯又はセミパブリックス ペース	*生垣, フェンス 1.5(基礎部コンクリー ト0.4以下) CB不 可,門扉1.5以下		*擁壁緑地帯区画形質変更不可, 擁壁天端はね出し 不可, *地盤面変更不可, 緑化に努める, 自動車車庫 の条件, 看板制限, 隣地側ベランダ設置条件
堺市	美原区	美原さつき野H地区	1低專	40	80		*1戸建専用住宅				地階を除く2階以下	*道路1.8,0.65の植樹帯 又はセミパブリックスペース	美観に配慮CBレ ンガ等不可,自動 車車庫の条件,隣 地柵構造同意,門 扉1.5以下		出入り口設置の制限,駐車場の制限,擁壁制限,地盤面変更不可,緑化に努める,ベランダ設置の制限,看板制限,アマオーゴ無線アンテナスで可,自販機不可
堺市	美原区	美原さつき野G地区	1低専	40	80		1戸建専用住宅				地階を除く2階以下	*隣地1道路1.8,0.65の 植樹帯又はセミパブリックス ペース	美観に配慮CBレ ンガ等不可,自動 車車庫の条件		出入り口設置の制限,区画形質変更不可,緑化に努める,擁壁制限

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

					当初の	(当初)認	可又は	公告年月	日	/#C+I	見)認可年		/±c+=\ /	\##BB	/ 年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	お 知明 の 士口	自動更新	が延長されている 期限終了後の対			日工人应目	1-2/6/17	田地建築課 H2 区分	10.0.0 Ta-j Jil
地方	公共団体名	地区名	所在地	新規/ 再認可	協定型(再認可		認可の場		1 _					☆告年月日		効期限の末日	規定の有無 - (延長年	応(更新の予定 ・ 未定)	面積(㎡)	区画	協定のねらい	住商	既成市街地	協定型
					の場合認/	´公    年		月	日	年	月	日	年	月日	年	月日	数)	717.27				エ	新市街地	_
神戸市	東灘区	六甲アイランドシティ向洋町6丁目3番地地区	向洋町6丁目	新規						Н	8 9	3	Н 8	9 3	Н 28	9 2	無		16, 524. 63	88	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	東灘区	観音荘地区	住吉山手3丁目	新規						Н	11 6	14	H 11	6 14	H 21	6 13	無	未定	4, 288. 01	18	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	東灘区	六甲アイランドCITY向洋町中1丁目2番地区	向洋町中1丁目2番の一部	再認可	一人協定 認	Н	4	3	17	Н :	14 4	30	Н 14	4 30	Н 24	4 29	有(10)		12, 435. 87	66	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	東灘区	御影43号線周辺地区	御影本町7丁目	新規						Н	14 5	7	H 14	5 7	H 24	5 6	無	未定	14, 992. 32	59	その他	工	既成市街地	一人協定以外
神戸市	東灘区	六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番	向洋町中1丁目	再認可	一人協定 認	Н	4	3	17	Н :	15 4	16	Н 15	4 16	Н 25	4 15	無	未定	7, 453. 24	39	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	東灘区	御影山手4丁目東南地区	御影山手4丁目	再認可	一人協定 認以外	Н	6	5	26	Н	16 5	26	Н 16	5 26	Н 26	5 25	無	未定	22, 068. 77	96	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
神戸市	東灘区	住吉東町2・4丁目	住吉東町2・4丁目	新規	8371					Н	17 6	16	Н 17	6 16	Н 27	6 15	無	未定	4, 305. 02	10	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
神戸市	東灘区	六甲アイランドCITY向洋町中5丁目4番地区	向洋町中5丁目4番の一部	再認可	一人協定 認	Н	4	3	17	Н	19 11	6	Н 19	11 6	Н 24	11 5	無	未定	6, 040. 13	30	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	須磨区	フォレストパーク北落合	北落合4丁目	新規						Н	14 11	1	H 14	11 1	Н 24	10 31	無	未定	3, 420. 23	19	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	須磨区	パークサイドタウン西落合	西落合5丁目	新規						Н	14 11	1	H 14	11 1	Н 24	10 31	無	未定	2, 637. 16	15	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	須磨区	ヒルクオーレ須磨山の手	菅の台7丁目	新規						Н :	14 11	21	H 14	11 21	Н 24	11 20	無	未定	13, 471. 29	84	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	須磨区	名谷すまいるたうん	北落合4丁目	新規						Н	17 1	21	Н 17	1 21	Н 27	1 20	無	未定	3, 545. 80	18	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市 神戸市	垂水区	サザンガーデン新多聞 パークサイドガーデン新多聞	本多聞 6 丁目 本多聞 4 丁目	新規						S (	63 8	17 10	S 63	8 17 1 10	H 20		無無		9, 837. 94 9, 337. 84		良好な住環境の維持 良好な住環境の維持	住住	新市街地 新市街地	一人協定
神戸市	垂水区	パークサイドガーデン新多聞第2地区	本多聞 4 丁目	新規	一人协定					H	2 11	20	H 2	11 20	H 22	11 19	無		6, 892. 75		良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	垂水区	青山台1丁目西部住宅地区	青山台1丁目	再認可	一人協定 認以外	S	53	12	22		12 1	27	H 12	1 27	H 22		無		21, 908. 20	124		住	新市街地	一人協定以外
神戸市	垂水区	小東台団地(A地区)地区	小東台868番	新規						-	17 10		H 17	+	H 27	+	無	未定	13, 155. 72	71		住	新市街地	一人協定
神戸市	垂水区	学園緑が丘(小東山6丁目)地区	小東山6丁目	再認可	一人協定 認	S	60	10	1	Н :	18 1	10	H 18	1 10	H 28	1 9	無		41, 281. 44	224	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	垂水区	舞多聞東3丁目(みついけプロジェクト)地区	多聞町字小東山	新規						H I	18 2	17	H 18	2 17	Н 28	2 16	無	未定	48, 123. 06	68	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	垂水区	学園緑が丘 (小東山5丁目)	小東山5丁目3番	再認可	一人協定 認	S	62	1	6	Н :	19 1	21	Н 19	1 22	Н 29	1 20	無	未定	27, 606. 61	146	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	垂水区	学園緑が丘(小東山5丁目) 南地区	小東山5丁目1番	再認可	一人協定 認	S	13	5	21	Н	19 1	21	Н 19	1 22	Н 29	1 20	無	未定	6, 332. 36	32	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	垂水区	舞多聞東2丁目地区	多聞町字小東山975番	新規						н	19 2	16	Н 19	2 16	Н 29	2 15	無	未定	16, 184. 84	81	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	垂水区	城が山1丁目	城が山1丁目1545番	新規							19 6			1 1		6 5		未定	1, 255. 20		住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	
神戸市	垂水区	小東台団地(B地区)地区	小東台868番	新規							19 11	6		11 6	H 29	11 5	無	未定	12, 200. 78	67	住宅地としての良好な環境を保全	生	新市街地	一人協定
神戸市	北区	惣山町	惣山町1丁目	新規						S E	58 3	31	S 58	3 31	Н 25	3 30	無		186, 650. 08	1024	1 良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	サニーヒル西鈴蘭台地区	鳴子1丁目	新規						S E	58 7	19	S 58	7 19	Н 25	7 18	無		57, 628. 70	236	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	北区	小松すずらん台地区	北五葉4丁目	新規						S {	58 9	27	S 58	9 27	Н 25	9 26	無		31, 908. 00	101	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第4地区	星和台6丁目	新規						S E	59 3	15	S 59	3 15	Н 26	3 14	無		94, 036. 89	391	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第5地区	星和台7丁目	新規						S (	50 2	19	S 60	2 19	Н 27	2 18	無		61, 460. 96	264	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	山の街百合が丘住宅地地区	緑町6丁目	新規						S (	50 9	7	S 60	9 7	Н 27	9 6	無		37, 514. 48	174	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	サニーヒル西鈴蘭台地区第2地区	鳴子2丁目	新規						S (	50 9	7	S 60	9 7	Н 25	7 18	無		19, 740. 97	86	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第6地区	星和台1丁目	新規						S 6	50 9	7	S 60	9 7	Н 27	9 6	無		44, 975. 94	185	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第2地区	星和台3・4丁目	再認可	一人協定 以外 認	S	50	7	21	S	51 3	22	S 61	3 22	Н 28	3 21	無		147, 853. 43	563	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第1地区	星和台1丁目	再認可	一人協定 認外	S	51	6	22	S 6	52 2	17	S 62	2 17	Н 29	2 16	無		87, 505. 17	391	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第7地区	星和台1丁目	新規						S 6	52 5	20	S 62	5 20	Н 29	5 19	無		117, 637. 96	530	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	北神星和台第1地区	京地1丁目	新規						S 6	52 5	28	S 62	5 28	Н 29	5 27	無		47, 112. 37	231	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
I		•	•				-	-	-								•	•	•	-	•			

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         須磨           神戸市         通路           神戸市         通路           神戸市         垂水		地区名	用途地域       1住居       1住居       準工       1低專       一低專       1中高	<b>建ぺい率</b> (%) 60 60 60 50	都市計画 建ペい率 (%) (複数時に入力)	容積率 (%) 200 80 200	容積率(%)	<b>用途</b> 専用住宅 専用住宅, 一部の兼用住宅, 医院併用住宅 専用住宅	容積率 (%)	建べい率 (%)		高さ(m) 階数	がに関する基準 壁面位置 (m)	<b>塀</b> 材料,色,高さ制 限	設備 その他  屋外アンテナ・屋根上の
神戸市         東灘           神戸市         須磨           神戸市         須磨           神戸市         須磨           神戸市         垂垂水           神戸市         垂垂水           神戸市         垂垂水           神戸市         垂水           神戸市         垂水           神戸市         垂水	( 灘区 ( 灘区 ( 灘区 ( ) (	大甲アイランドシティ向洋町6丁目3番地地区 観音荘地区 大甲アイランドCITY向洋町中1丁目2番地区 御影43号線周辺地区 六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番 御影山手4丁目東南地区 住吉東町2・4丁目	1 住居 1 低專 1 住居 準工 1 低專 一低專	60 40 60 60 60		(%) 200 80 200		専用住宅 専用住宅, 一部の兼用住宅, 医院併用住宅			(m²)			材料,色,高さ制	屋外アンテナ・屋根上の 大陽熱温水 悪・立体式駐 車場不可
神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         須磨           神戸市         垂水           神戸市         垂水	漢区 漢区 漢区 漢区 漢区	観音荘地区  六甲アイランドCITY向洋町中1丁目2番地区  御影43号線周辺地区  六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番  御影山手4丁目東南地区  住吉東町2・4丁目	1 低専 1 住居 準工 1 低専 一低専	40 60 60 60		80		専用住宅,一部の兼用住宅,医院併用住宅			170				ナ・屋根上の 太陽熱温水 器・立体式駐 車場不可
神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         東灘           神戸市         須磨           神戸市         垂水           神戸市         垂水	漢区 漢区 漢区 漢区 漢区	観音荘地区  六甲アイランドCITY向洋町中1丁目2番地区  御影43号線周辺地区  六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番  御影山手4丁目東南地区  住吉東町2・4丁目	1 低専 1 住居 準工 1 低専 一低専	40 60 60 60		80		専用住宅,一部の兼用住宅,医院併用住宅			170				「大陽熱温水 更不可,看板禁止,駐車場出入口制限,植栽・舗装器・立体式駐 財 本場不可 お
神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     垂水	( 灘区 ( 灘区 ( 灘区 ( ) (	六甲アイランドCITY向洋町中1丁目2番地区 御影43号線周辺地区 六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番 御影山手4丁目東南地区 住吉東町2・4丁目	1 住居 準工 1 低專 一低專	60 60		200					170				車場不可
神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     垂水	( 灘区 ( 灘区 ( 灘区 ( ) (	六甲アイランドCITY向洋町中1丁目2番地区 御影43号線周辺地区 六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番 御影山手4丁目東南地区 住吉東町2・4丁目	1 住居 準工 1 低專 一低專	60 60		200					170				毛仁則四 69 11.47 上 至 76
神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     垂水水       神戸市     垂水水       神戸市     垂水水       神戸市     垂水	(灘区 (灘区 (灘区	御影43号線周辺地区 六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番 御影山手4丁目東南地区 住吉東町2・4丁目	進工 1 低専 一低専	60				専用住宅					<del> </del>	+	看板制限, 緑化努力義務
神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     垂水水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水	(灘区 (灘区 (灘区	六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番 御影山手4丁目東南地区 住吉東町2・4丁目	1 低専	60		200									周辺の環境を 損なわないよ 地盤高さ変更不可
神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     垂水水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水	(灘区 (灘区 (灘区	六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番 御影山手4丁目東南地区 住吉東町2・4丁目	1 低専	60		200		麻雀・パチンコ等不可,風俗・テレクラ・暴力関係不							うなもの
神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     通水       神戸市     垂水	<b>万灘区</b>	御影山手4丁目東南地区 住吉東町2・4丁目	一低専					FI FI THE TOTAL TOTAL TOTAL SECTION OF THE PROPERTY OF THE PRO	-	-	-			_	
神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     垂水	· 難区	住吉東町2・4丁目		50		200		専用住宅						生垣1.8、石積み 1.6	及外アンテ ナ・立体式駐 車場不可 限、植栽・舗装材維持管理義務
神戸市     東灘       神戸市     東灘       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     垂水	· 難区	住吉東町2・4丁目		50		100		専用住宅又は医院併用住宅				2階			中·物个刊 PR,他 秋 · 翻 茶 付 雜 行 旨 理 莪 份
神戸市     東灘       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     垂水	茰灘区		1 中高	i l					200(共用部分算	î					機械式駐車場 地盤高さ変更不可,高さ10m以上のセットバック,
神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     垂水		六甲アイランドCITY向洋町中5丁目4番地区		60		200		住宅,共同住宅	入)	P	150	12, 4階			禁止 共同住宅の専有面積制限、緑化努力義務、看板制限
神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     垂水		六甲アイランドCITY向洋町中5丁目4番地区												石積み0.6, 垣及	屋外アンテ ・ 屋根上の 香板禁止, 駐車場出入口制限, 垣・柵制限, 植栽・
神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     銀幣       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水	磨区		1住	60		200		専用住宅						び柵1.6	高勝然温が 器・立体駐車 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記
神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     銀幣       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水	磨区												_		場不可 「TI 」
神戸市     須磨       神戸市     須磨       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水		フォレストパーク北落合	1 低専	40		80		専用住宅	-	-		-	-	-	- 医画力部下引, 地盆間で変叉不引, 単単山八日間 限, 緑化努力義務, 看板制限
神戸市     須磨       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水	磨区	パークサイドタウン西落合	1 低専	40		80		専用住宅	-	-		-	-	-	_ 区画分割不可, 地盤高さ変更不可, 車庫出入口制限, 緑化努力義務, 看板制限
神戸市     須磨       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水														道路及び緑道側	1
神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水	磨区	ヒルクオーレ須磨山の手	1 低専	40		80		専用住宅	-	-			東西道路まで2	には塀・フェン ス・門柱不可,	<ul><li>✓ 立体式・地下 区画分割不可, 地盤高さ変更不可, 緑化努力義務, 式駐車場不可 屋根・外壁色彩制限</li></ul>
神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水			let -t-											生垣	区画分割不可・車庫出入口制限・地盤面変更不
神戸市     垂水       神戸市     垂水       神戸市     垂水	述水区	名谷すまいるたうん サザンガーデン新多聞	一低専 1 低住	40 60		80 200		専用住宅 第1種住居専用地域と同等のもの	100	50		10			可・緑化努力義務・看板制限 第1種住居専用地域と同等の日影制限
神戸市 垂水	*水区 *水区	パークサイドガーデン新多聞 パークサイドガーデン新多聞第2地区	1 低住 1 低住	50 50		100 100		専用住宅 専用住宅							敷地の再分割不可 敷地の再分割不可
	水区	青山台1丁目西部住宅地区	1 低住	50	60	100	150	専用住宅, 医院兼用住宅, 一部の店舗兼用住宅				10, 2階			張り出し禁止
神戸市 垂水	水区	小東台団地(A地区)地区	1 申高	60		200		専用住宅,一部の兼用住宅	100	50 (角地)		10, 斜線	敷地境界線から1	生垣又はフェン ス1.8	区画分割不可, 地盤高さ変更不可, 駐車場出入口制限, 外構地場產品使用努力, 外構維持管理努力
	上水区	学園緑が丘(小東山6丁目)地区	1 低住	50		100		専用住宅	100	50		10, 2階	敷地境界線から1		第1種低層住居専用地域と同等の日影制限,区画・地盤高さ変更不可 立体式駐車場
神戸市 垂水	主水区	舞多聞東3丁目(みついけプロジェクト)地区	1 低専 1 住居	40	60	80	200	専用住宅, 兼用住宅				10	道路境界線から2 隣地境界線から1	生垣又は透視可 能なフェンス	ゴ 不可,自動販売 機不可,設備機 器制限 器制限
神戸市 垂水	主水区	学園緑が丘 (小東山5丁目)	1 低専	50		100		専用住宅, 一部の兼用住宅				2階	敷地境界線から1		地盤高さ変更不可,区画分割不可
神戸市 垂水	法水区	学園緑が丘 (小東山5丁目) 南地区	1 低専	50		100		専用住宅, 一部の兼用住宅				2階	敷地境界線から1		地盤高さ変更不可, 区画分割不可
神戸市 垂水	in v	舞多聞東2丁目地区	1 中高	60	50	200	100								立体式駐車場 了 不可,自動販売 地盤高さ変更不可,看板制限
			1 低専				100	**************************************				10.00%		能なフェンス	機不可、設備機器制限
神戸市     垂水       神戸市     垂水	<u> </u>	城が山1丁目 小束台団地 (B地区) 地区	1 住, 近商 1 中高	60 60		200 200		専用住宅, 一部の兼用住宅 専用住宅, 兼用住宅の一部	100	50 (角地)		10, 2階 10, 斜線	敷地境界線から1	生垣又はフェン ス1.8	区画分割不可, 地盤高さ変更不可, 駐車場出入口制 限, 外構地場産品使用努力, 外構維持管理努力
神戸市 北区	北区	惣山町	1低住,1中	40	60, 60	80	200, 200	専用住宅、兼用住宅の一部、診療所、一部区域については第2年は早専用地域で認めたりなる。				10, 斜線		7/1.0	区画変更
			住, 2住居		·			ては第2種住居専用地域で認められる用途も可					光ゆ塔用約サイド	+	1
神戸市 北区	北区	サニーヒル西鈴蘭台地区	1 低住, 準住 居, 1 中住	40	60, 60	80	200, 150	専用住宅,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の一部				2階	道路境界線及び 敷地境界線から1		区画変更, 地盤高さ変更制限
神戸市 北区	北区	小松すずらん台地区	1 低住	50		100		専用住宅,一部の兼用住宅,第1種住居専用地域と 同等のもの	80, 一部100	40, 一部50		10, 軒高7, 斜線			区画変更
神戸市 北区	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第4地区	1 低住	40		80		専用住宅,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の 一部				2階	敷地境界線から1		区画変更、地盤高さ変更制限
神戸市 北区	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第5地区	1 低住	40		80		専用住宅,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の 一部				2階	敷地境界線から1		区画変更, 地盤高さ変更制限
神戸市 北区	北区	山の街百合が丘住宅地地区	1 低住	50	60	100	200	専用住宅,兼用住宅の一部,診療所							区画変更
神戸市 北区	北区	サニーヒル西鈴蘭台地区第2地区	1 低住	40		80		専用住宅,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の 一部				2階	道路境界線及び 隣地境界線から1		区画変更、地盤高さ変更制限
神戸市 北区	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第6地区	1 低住 準住居	40	60	80	200	専用住宅,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の 一部				2階	敷地境界線から1		区画変更、地盤高さ変更制限
神戸市 北区	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第2地区	1 低住 2 住居	40	60	80	200	専用住宅,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の 一部	80	40 (角地)		2階, 斜線	敷地境界線から1		区画変更, 地盤高さ変更制限
神戸市 北区	II.E	日生鈴蘭台ニュータウン第1地区	1 低住	40		80		専用住宅,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の 一部				2階	道路境界線又は 隣地境界線から1		区画変更、地盤高さ変更制限
神戸市 北区	北区		1 低住	50	40, 60	100	80, 200	専用住宅,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の	100					+	区画変更, 地盤高さ変更不可, 看板制限, 第1種住
神戸市 北区	北区 北区	日生鈴蘭台ニュータウン第7地区	1 中住	1	* *	1	,	一部	100	50		2階,斜線	道路境界線及び 隣地境界線から1		

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

																		Sについては、自動更新 「延長されている	9175 1117540 685		国土交通省住9	宅局市街	5地建築課 H2	20.3.31時点
地方公	<b>共団体名</b>	地区名	所在地	新規/再認可	当初の 協定型 (再認可 の場合 認/公	(再認可	又は公会	•)		(新規)	認可年月日		)公告年月	B B	(新規)有効	期限の末日	自動更新 規定の有無 (延長年 数)	期限終了後の対 応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)	区画数	協定のねらい	住商工	区分 既成市街地 新市街地	協定型
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区(その1)	中里町1丁目	新規		'		,,		S 63			3 6	14	Н 20	6 13	無		5, 246. 34	31	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区(その2)	中里町1丁目	新規						S 63	8 6	S	3 8	6	Н 20	8 7	無		11, 245. 74	65	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	北区	北神星和台第2地区	京地2丁目	新規						S 63	10 6	S	3 10	6	Н 20	10 5	無		69, 322. 50	374	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	北区	神戸北町日の峰4丁目A地区	日の峰4丁目	新規						S 63	11 4	S	3 11	4	Н 20	11 3	無		43, 326. 84	223	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区(その3)	中里町1丁目	新規						S 63	11 5	S	3 11	5	Н 20	11 4	無		22, 734. 75	140	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸北町日の峰1丁目A地区	日の峰1丁目	新規						Н 1	4 21	Н	1 4	21	Н 21	4 20	有 (10)		38, 350. 55	196	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸北町桂木3丁目A地区	桂木3丁目	新規						Н 1	4 27	Н	1 4	27	Н 21	4 26	有 (10)		51, 490. 63	256	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	北神星和台第3地区	西山1丁目	新規						Н 1	12 19	Н	1 12	19	Н 21	12 18	有 (10)		56, 023. 64	299	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	神戸北町桂木3丁目B地区	桂木3丁目	新規						Н 2	6 1	Н	2 6	1	Н 22	5 31	有(10)		34, 581. 96	176	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸北町桂木2丁目B地区	桂木2丁目	新規						Н 2	11 22	Н	2 11	22	Н 22	11 21	有 (10)		32, 903. 09	168	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸北区大原1丁目地区	大原1丁目	新規						Н 3	1 25	Н	3 1	25	Н 23	1 24	有(10)		33, 810. 25	154	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸北町大原2丁目地区	大原2丁目	新規						Н 3	1 25	Н	3 1	25	Н 23	1 24	有 (10)		33, 923. 56	156	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸北町大原3丁目地区	大原3丁目	再認可	一人協定 以外 認	Н	3	8	28	Н 3	1 25	Н	3 1	25	Н 23	1 24	有 (10)		58, 001. 28	272	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区 (その5)	中里町2丁目	新規						Н 3	7 1	Н	3 7	1	Н 23	6 30	無		42, 451. 49	233	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸北町桂木2丁目C地区	桂木2丁目	新規						Н 3	11 18	Н	3 11	18	Н 23	11 17	有(10)		8, 099. 28	31	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸北町桂木2丁目A地区	桂木2丁目	新規						Н 4	1 14	Н	4 1	14	Н 24	1 13	有 (10)		41, 788. 17	207	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第8地区	星和台2丁目	新規						Н 4	3 6	Н	4 3	6	H 24	3 5	有 (10)		31, 626. 33	145	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	神戸北町日の峰1丁目B地区	日の峰1丁目	新規						Н 4	3 7	Н	4 3	7	Н 24	3 6	有 (10)		3, 758. 53	20	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	神戸北町桂木1丁目A地区	桂木1丁目	新規						Н 5	11 4	Н	5 11	4	Н 25	11 3	有 (10)		7, 380. 49	44	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	北神星和台第4地区	星和台6丁目	新規						Н 6	1 12	Н	5 1	12	Н 26	1 11	無		66, 776. 81	304	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	北神星和台第5地区	菖蒲が丘1丁目ほか	新規						Н 6	2 28	Н	5 2	28	Н 26	2 27	無		59, 158. 28	280	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	北神星和台第6地区	菖蒲が丘1丁目	再認可	一人協定 認	Н	7	11	8	Н 7	11 8	Н	7 11	8	Н 27	11 7	無		3, 301. 27	17	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	筑紫ヶ丘A地区	筑紫ヶ丘1丁目	再認可	一人協定 認	S	51	12	25	Н 7	11 8	Н	7 11	8	Н 27	11 7	無		132, 000. 33	700	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	北区	筑紫が丘B地区	筑紫が丘3丁目	再認可	一人協定 認以外 認	S	62	10	2	Н 9	12 8	Н	9 12	8	Н 29	12 7	無		250, 256. 10	1279	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	北区	花山駅前幸陽台地区	幸陽町2丁目	再認可	一人協定 認以外	S	51	12	25	Н 10	6 18	Н	0 6	18	Н 20	6 17	無		74, 725. 93	395	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第1地区	鹿の子台南6丁目	新規						Н 10	9 7	Н	0 9	7	Н 20	12 20	無		15, 035. 50	75	住宅地としての環境を高度に維持増進す る	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	北神星和台第7地区	西山2丁目	新規						Н 10	12 9	Н	0 12	9	Н 26	1 11	無		3, 673. 62	19	計画的開発による良好な住環境を維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	北神星和台第8地区	昌蒲が丘3丁目	新規						Н 10	12 9	Н	0 12	9	Н 30	12 8	無		10, 649. 71	60	計画的開発による良好な住環境を維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	六甲からと台第1地区	唐櫃台4丁目	再認可	一人協定 認以外	S	53	9	1	H 11	2 5	Н	1 2	5	Н 21	2 4	無		17, 760. 55	91	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	松が枝町地区	松が枝町1~3丁目	新規						Н 11	4 7	Н	1 4	7	Н 21	4 6	無	更新の予定	116, 546. 73	545	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区(その六)	中里町1丁目	新規						Н 11	12 8	Н	1 12	8	Н 21	12 7	有 (10)	未定	4, 562. 10	32	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	六甲からと台第2地区	唐櫃台4丁目	再認可	一人協定 認以外	S	55	3	13	Н 12	3 13	Н	2 3	13	Н 22	3 12	無		44, 047. 19	223	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	唐櫃台住宅地地区	唐櫃台1丁目	再認可	一人協定 以外 認	S	50	3	11	Н 12	5 26	Н	2 5	26	Н 22	5 25	無		48, 268. 00	304	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

				都	市計画概要		MIC ECONOMICES AND CONTRACTOR OF THE PROPERTY	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<u> </u>	建築	協定に定められた建築物	に関する基準		四工又题目任七岁中因地建未休 1120.0.31时点
地	3方公共団体名	地区名	用途地域		(%) 容積率	容積率 (%)	用途	容積率 (%)	建ペい率 (%)	最低敷地面積 (㎡)	高さ(m) 階数	壁面位置	塀	設備 その他
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区(その1)	1 低住	50	100		共同住宅・下宿・寄宿舎は不可, 住宅					道路境界線から1	生垣又はフェンス	区画変更,建築物色彩・意匠調和,門・塀色彩・意 匠調和,張り出し禁止,緑化努力・維持管理義務, 門扉構造制限,看板制限
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区(その2)	1 低住	50	100		共同住宅・下宿・寄宿舎は不可,住宅					道路境界線から1	生垣又はフェンス	区画変更, 建築物色彩・意匠調和, 門・塀色彩・意 匠調和, 張り出し禁止, 緑化努力・維持管理義務, 門扉構造制限, 看板制限
神戸市	北区	北神星和台第2地区	1 低住	40	80		専用住宅,診療所兼用住宅,診療所,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の一部				10, 軒高7, 斜線	道路境界線から1		区画変更, 地盤高さ変更不可
神戸市	北区	神戸北町日の峰4丁目A地区	1 低住	50	100		寄宿舎及び下宿は不可、専用住宅、一部の兼用住宅					隣地境界線から1	C B 不可, 生垣又 は生垣併用	ナ不可 限,張り出し禁止,緑化努力義務,看板禁止
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区 (その3)	1 低住	50	100		共同住宅・下宿・寄宿舎は不可,住宅					道路境界線から1	生垣又はフェンス	区画変更、建築物色彩・意匠調和, 門・塀色彩・意 匠調和, 張り出し禁止, 緑化努力・維持管理義務, 門扉構造制限, 看板制限
神戸市	北区	神戸北町日の峰1丁目A地区	1 低住	50	100		寄宿舎及び下宿は不可, 専用住宅, 一部の兼用住宅					隣地境界線から1	C B 不可, 生垣又 は生垣併用	マレビアンテ 地盤高さ変更制限, 門扉構造制限, 駐車場出入口制 サ不可 限, 張り出し禁止, 緑化努力義務, 看板禁止
神戸市	北区	神戸北町桂木3丁目A地区	1 低住	50	100		寄宿舎及び下宿は不可, 専用住宅, 一部の兼用住宅					隣地境界線から1	C B 不可, 生垣又 は生垣併用	マテレビアンテ 地盤高さ変更制限,門扉構造制限,駐車場出入口制限,張り出し禁止,緑化努力義務,看板禁止
神戸市	北区	北神星和台第3地区	1 低住	40	80		専用住宅, 一部の兼用住宅				10, 軒高7	道路境界線から1 隣地境界線から1		区画変更, 地盤高さ変更不可
神戸市	北区	神戸北町桂木3丁目B地区	1 低住	50	100		寄宿舎及び下宿は不可,専用住宅,一部の兼用住宅					隣地境界線から1	CB不可, 生垣又 は生垣併用	ゲース デレビアンテ 地盤高さ変更制限,門扉構造制限,駐車場出入口制度,張り出し禁止,緑化努力義務,看板禁止
神戸市	北区	神戸北町桂木2丁目B地区	1 低住	50	100		寄宿舎及び下宿は不可,専用住宅,一部の兼用住宅					隣地境界線から1	C B 不可, 生垣又 は生垣併用	【 テレビアンテ 地盤高さ変更制限,門扉構造制限,駐車場出入口制
神戸市	北区	神戸北区大原1丁目地区	1 低住	40	80		専用住宅, 一部の兼用住宅					隣地境界線から1	CB不可,生垣又 は生垣併用	( テレビアンテ 地盤高さ変更制限, 門扉構造制限, 駐車場出入口制 け不可 限, 張り出し禁止, 縁化努力義務, 看板禁止
神戸市	北区	神戸北町大原2丁目地区	1 低住	40	80		寄宿舎及び下宿は不可,専用住宅,一部の兼用住宅					隣地境界線から1	C B 不可, 生垣又 は生垣併用	マテレビアンテ 地盤高さ変更制限, 門扉構造制限, 駐車場出入口制 では、張り出し禁止, 緑化努力義務, 看板禁止
神戸市	北区	神戸北町大原3丁目地区	1 低住	40	80		寄宿舎及び下宿は不可,専用住宅,一部の兼用住宅					隣地境界線から1	C B 不可, 生垣又 は生垣併用	グ テレビアンテ 地盤高さ変更制限, 門扉構造制限, 駐車場出入口制 サ不可 限, 張り出し禁止, 緑化努力義務, 看板禁止
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区 (その5)	1 低住	50	100		共同住宅・下宿・寄宿舎は不可,住宅					道路境界線から1	生垣又はフェンス	区画変更,建築物色彩・意匠調和,門・塀色彩・意 匠調和,張り出し禁止,緑化努力・維持管理義務, 門扉構造制限,看板制限
神戸市	北区	神戸北町桂木2丁目C地区	1 低住	50	100		専用住宅, 一部の兼用住宅				2階	道路境界線から2.5 隣地境界線から1	C B 不可, 生垣又 は生垣併用	7 テレビアンテ 医画分割不可,地盤高さ変更制限,門扉構造制限, 駐車場出入口制限,区画変更,張り出し禁止,緑化 努力義務. 看板禁止
神戸市	北区	神戸北町桂木2丁目A地区	1 低住	50	100		寄宿舎及び下宿は不可,専用住宅,一部の兼用住宅					隣地境界線から1	C B 不可, 生垣又 は生垣併用	(テレビアンテ 地盤高ご変更制限, 門扉構造制限, 駐車場出入口制 ナ不可 限, 張り出し禁止, 緑化努力義務, 看板禁止
神戸市	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第8地区	1 低住	50 40	100	80	専用住宅					道路境界線から1 隣地境界線から1		地盤高さ変更不可, 看板制限, 区画分割不可
神戸市	北区	神戸北町日の峰1丁目B地区	1 低住	50	100		寄宿舎及び下宿は不可,専用住宅,一部の兼用住宅					隣地境界線から1	C B 不可, 生垣又 は生垣併用	マ テレビアンテ 地盤高さ変更制限,門屏構造制限,駐車場出入口制 限,張り出し禁止,緑化努力義務,看板禁止
神戸市	北区	神戸北町桂木1丁目A地区	1 低住	40	80		専用住宅, 一部の兼用住宅					隣地境界線から1, 擁壁 は道路境界線から0.6	C B 不可, 生垣又 は生垣併用	(テレビアンテ 地盤高さ変更制限,門扉構造制限,張り出し禁止, ナ不可 総化努力義務,看板禁止
神戸市	北区	北神星和台第4地区	1 低住	40	80		専用住宅,診療所兼用住宅,診療所,公益上必要な建築物の一部	<u>*</u>		150	3階, 10, 軒高7	道路境界線及び 隣地境界線から1		区画分割制限, 地盤高さ変更不可
神戸市	北区	北神星和台第5地区	1 低住	40 60	80	200	専用住宅, 診療所兼用住宅, 診療所, 公益上必要な建築物の一部	80	40	150	3階, 10, 軒高7	道路境界線及び 隣地境界線から1		区画分割制限, 地盤高さ変更不可
神戸市	北区	北神星和台第6地区	1 低住	40	80		専用住宅,診療所兼用住宅,診療所,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の一部			150	3階, 10, 軒高7	道路境界線及び 隣地境界線から1		区画分割制限, 地盤高さ変更不可
神戸市	北区	筑紫ヶ丘A地区	1 低住	50	100		住宅,診療所兼用住宅,店舗又は事務所兼用住宅	複数区画を1の 敷地とみなして 建築した場合8	てみなして建		2階, 軒高6. 5以下の場合 屋根裏部屋設置可			区画分割不可, 張り出し禁止
神戸市	北区	筑紫が丘 B 地区	1 低住	50	100		住宅,診療所兼用住宅,店舗又は事務所兼用住宅	複数区画を10 敷地とみなして 建築した場合8	てみなして建		2階, 軒高6.5以下の場合 屋根裏部屋設置可			区画分割不可,張り出し禁止
神戸市	北区	花山駅前幸陽台地区	1 低住	50 40	100	80	住宅, 医院兼用住宅, 店舗その他兼用住宅				2階			区画変更
神戸市	北区	ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第1地区	2住居	60	200		専用住宅,兼用住宅	100	50		3階	敷地境界線から1	CB不可, 生垣・ ネットフェンス 等	1低専かつ第1種高度地区と同等の制限, 地盤高さ変更不可, 張り出し禁止, 看板制限
神戸市	北区	北神星和台第7地区	1 低住	40	80		専用住宅			150	3階, 10, 軒高7	道路境界線又は 隣地境界線まで1	CB造禁止	区画分割制限, 地盤高さ変更不可, 営業用の物置不可, 看板禁止
神戸市	北区	北神星和台第8地区	1 中住	60	200		専用住宅	80	40	150	3階, 10, 軒高7, 斜線	道路境界線又は 隣地境界線まで1	CB造禁止	区画分割制限, 地盤高さ変更不可, 営業用の物置不可, 看板禁止
神戸市	北区	六甲からと台第1地区	1 低住 1 住居	40 60	80	200	専用住宅				9, 軒高7	敷地境界線から1	高さ1.8以下かつ 金網フェンス・ 生垣等	区画分割不可, 地盤高さ変更制限, 張り出し禁止
神戸市	北区	松が枝町地区	1 低専	50	100		専用住宅,一部の兼用住宅,社宅及び3名以下の下宿,診療所	1		150		隣地境界線から0.5		地盤高さ変更不可, 張り出し禁止, 緑化努力義務, 集会施設不可
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区 (その六)	1 低専	50	100		共同住宅・下宿又は寄宿舎は不可,住宅					道路境界線から1	生垣及び通風を 考慮したフェン ス類	区画変更制限, 建築物・工作物周辺調和, 緑化努力 義務, 張り出し禁止, 門扉構造制限, 看板制限
神戸市	北区	六甲からと台第2地区	1 低住 1 住居	40 60	80	200	専用住宅,一部区域については兼用住宅も可				9, 軒高7	敷地境界線から1	高さ1.8以下かつ 金網フェンス・ 生垣等	区画分割不可, 地盤高さ変更制限, 張り出し禁止
神戸市	北区	唐櫃台住宅地地区	1 低住 2 住居	50 60	100	200	住宅				2階			

\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

封	方公共団体名	地区名	所在地	新規/	当初の協定型		当初) 認可又は (再認可の均		Ħ	(新規	見)認可4	年月日	(亲	f規)公	告年月	日 (	新規)有	効期限	の末日	自動更新 規定の有無	期限終了後の対応(更新の予定	面積(㎡)	区画数	協定のねらい	住	区分 既成市街地	協定型
				再認可	(再認可 の場合	認/公	年	月	B	年	J.	<b>B</b>	年		月	日 :	年	月	H	(延長年 数)	~ 未定)				商	新市街地	
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区(その4)	中里町1丁目	再認可	一人協定 以外	認	Н 2	7	28	Н	12 7	28	Н	12	7	28	Н 22	7	27	無		4, 664. 45	16	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	北神星和台第9地区	京地3丁目、4丁目	新規						Н	12 8	3 24	Н	12	8	24	Н 32	8	23	無	更新認可	83, 696. 10	427	住宅地としての環境を高度に維持増進	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸北町日の峰4丁目B地区	日の峰4丁目	再認可	一人協定以外	認	Н 3	12	26	Н	13 8	31	Н	13	8	31	Н 23	8	31	有 (10)		16, 065. 16	33	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	北区	ガーデンハウス鹿の子台ハープの里第2地区	鹿の子台南町6丁目	新規						Н	13 9	7	Н	13	9	7	Н 22	12	20	無	更新の予定	8, 330. 08	42	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	北区	ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第3地区	鹿の子台南町6丁目	新規						Н	13 9	7	Н	13	9	7	Н 22	12	20	無	更新の予定	4, 125. 05	21	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	ブルータウン鈴蘭台住宅地	君影町6丁目	再認可	一人協定 以外	認	S 51	9	1	Н	13 9	18	Н	13	9	18	Н 23	9	17	無		6, 517. 36	38	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	神戸北町日の峰3丁目地区	日の峰3丁目	新規						Н	14 3	3 26	Н	14	3	26	Н 24	3	25	無	未定	92, 775. 90	479	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	北区	小松すずらん台第2	北五葉4丁目	新規						Н	16 1	. 8	Н	16	1	8	Н 26	1	7	無	未定	1, 767. 08	11	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	松の宮団地	鈴蘭台西町6丁目	再認可	一人協定 以外					Н	16 3	31	Н	16	3	31	Н 26	3	30	無	未定	24, 242. 67	111	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	北区	北神星和台第10地区	西山1丁目	新規						Н	16 7	9	Н	16	7	9	Н 26	7	8	無	未定	3, 809. 45	20	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	ひよどり台南町2丁目A地区	ひよどり台南町2丁目	新規						Н	16 7	9	Н	16	7	9	Н 26	7	8	無	未定	9, 758. 68	70	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	ひよどり台南町2丁目B地区	ひよどり台南町2丁目	新規						Н	17 1	1 29	Н	17	11	29	Н 27	11	. 28	無	未定	10, 407. 99	66	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	神戸北町桂木4丁目地区	桂木4丁目	新規						Н	18 5	5 1	Н	18	5	1	Н 28	4	30	無	未定	36, 911. 09	217	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	ひよどり台南町2丁目C地区	ひよどり台南町2丁目	新規						Н	18 9	11	Н	18	9	11	Н 28	9	10	無	未定	7, 954. 86	48	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	北神星和台第11地区	西山 1 丁目	新規						Н	18 12	2 7	Н	18	12	7	Н 36	7	8	無	未定	491. 22	2	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第9地区	星和台1丁目	再認可	一人協定	認	Н 9	2	17	Н	19 3	14	Н	19	3	14	Н 29	3	13	無	未定	6, 690. 65	22	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	北区	ひよどり台南町3丁目A地区	ひよどり台南町3丁目	新規						Н	19 4	4	Н	19	4	4	Н 29	4	3	無	未定	14, 393. 50	95	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	鹿の子台北町3丁目地区	鹿の子台北町3丁目	新規						Н	19 5	5 8	Н	19	5	8	Н 29	5	7	無	未定	5, 558. 66	26	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	北区	シンパシーこうべきたまち地区	大原2丁目	新規						Н	19 7	11	Н	19	7	11	Н 29	7	10	無	未定	16, 912. 57	94	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	中央区	神戸ハーバーランド地区	東川崎町1丁目	再認可	一人協定以外	認	Н 3	12	24	Н	13 12	2 24	Н	13	12	24	Н 23	12	23	無		131, 760. 37	22	都市環境及び空間形成の維持保全	商	既成市街地	一人協定以外
神戸市	西区	赤羽グリーンタウン西地区	伊川谷町潤和	新規						S	62 6	30	S	62	6	30	Н 29	6	29	無		18, 387. 50	108	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	西区	ガーデンハウス西神春日台第2	春日台9丁目	新規						S	62 12	2 17	S	62	12	17	Н 29	12	16	無		18, 383. 26	90	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	西神(46)団地地区	竹の台3丁目	新規						Н	1 6	13	Н	1	6	13	Н 21	6	12	有 (5)		6, 262. 72	26	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	学園東町2丁目5番地区	学園東町2丁目	新規						Н	2 4	27	Н	2	4	27	Н 21	4	26	有 (1)		11, 280. 00	71	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	月が丘(4)団地地区	月が丘5丁目	新規						Н	3 10	0 2	Н	3	10	2	Н 23	10	1	有 (10)		12, 458. 52	56	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	樫野台6丁目地区	樫野台6丁目	新規						Н	10 7	16	Н	10	7	16	Н 20	7	15	無		44, 966. 23	203	住宅地としての環境を高度に維持増進する	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	西区	西神南(10)団地地区	井吹台東町6丁目	新規						Н	11 7	7	Н	11	7	7	H 21	7	6	無	未定	9, 133. 05	56	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

					都市計画	画概要					建築·	協定に定められた建築物	かに関する基準		
地	方公共団体名	地区名	用途地域	建ぺい率(%)	建ペい率(%) (複数時に入力)	容積率 (%)	容積率(%) (複数時に入力)	用途	容積率 (%)	建ペい率 (%)	最低敷地面積 (㎡)	高さ(m) 階数	壁面位置 (m)	塀	設備 その他
神戸市	北区	神戸南鈴蘭台住宅地区 (その4)	1 低住	50		100		共同住宅・下宿又は寄宿舎は不可,住宅					道路境界線から1	生垣及び通風を 考慮したフェン ス類	区画変更制限,建築物·工作物周辺調和,緑化努力 義務,張り出し禁止,門扉構造制限,看板制限
神戸市	北区	北神星和台第9地区	1低	40	1住(60)	80	1住(200)	専用住宅,診療所兼用住宅,診療所,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の一部	80	40	150	3階, 10, 軒高7, 斜線	道路境界線又は 隣地境界線まで1	1.2を超える場合 は生垣,パイプ フェンス等,CB不 可	区画分割制限, 地盤高さ変更制限, 営業用の物置不可, 看板禁止
神戸市	北区	神戸北町日の峰4丁目B地区	1 低住	50		100		専用住宅, 一部の兼用住宅					戸建専用住宅 I 地区に おいては隣地境界線から1,戸建専用住宅 II 地 区においては路境界 線から2 降地境界線から 1.5, 擁壁は官民境界線 から0.6(I II 共通)	CB不可, 生垣又 は生垣併用	テレビアンテ 地盤高さ変更制限,門扉構造制限,駐車場出入口制 ナ不可 限,張り出し禁止,緑化努力義務,看板禁止
神戸市	北区	ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第2地区	2住居	60		200		専用住宅,兼用住宅	100	50		3階	敷地境界線から1	CB不可, 生垣・ ネットフェンス 等	1低専かつ第1種高度地区と同等の制限, 地盤高さ変更不可, 張り出し禁止, 看板制限
神戸市	北区	ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第3地区	2住居	60		200		専用住宅,兼用住宅	100	50		3階	敷地境界線から1	CB不可, 生垣・ ネットフェンス 等	1低専かつ第1種高度地区と同等の制限, 地盤高さ変更不可, 張り出し禁止, 看板制限
神戸市	北区	ブルータウン鈴蘭台住宅地	1 低住	50		100		専用住宅,診療所,兼用住宅の一部							区画分割不可, 地盤面変更制限
神戸市	北区	神戸北町日の峰3丁目地区	1 低専	50		100		寄宿舎及び下宿不可,専用住宅,一部の兼用住宅					隣地境界線から1	C B 不可, 生垣又 は生垣併用	テレビアンテ 地盤高さ変更不可,門扉構造制限,車庫等出入口制 R, 張り出し禁止,緑化努力義務,看板制限
神戸市	北区	小松すずらん台第2	1 低専	50		100		専用住宅,兼用住宅の一部				10, 軒高7			
神戸市	北区	松の宮団地	1 低専	50		100		専用住宅, 医院兼用住宅				2階, 9, 軒高7	北側の敷地境界線から 1		区画分割不可
神戸市	北区	北神星和台第10地区	一低専	40		80		専用住宅、診療所兼用住宅、診療所、兼用住宅の一部、公益上必要な建築物の一部			150	3階, 10, 軒高7	道路境界線及び 隣地境界線から1	1.2を超える場合 は生垣,パイプ フェンス等,CB不 可	区画分割制限, 地盤高さ変更不可, 営業用の物置不可, 看板禁止
神戸市	北区	ひよどり台南町2丁目A地区	一低専	50		100		専用住宅						生垣又は透過性 のあるフェンス	二段式ガレー ジ位置制限 ジ位置制限 ・ ジ位置制限 ・ 対義務
神戸市	北区	ひよどり台南町2丁目B地区	1 低専	50		100		専用住宅						生垣又は透過性 のあるフェンス	二段式ガレー ジ位置制限 ジ位置制限 ・ ジ位置制限 ・ 対義務
神戸市	北区	神戸北町桂木4丁目地区	1 低専	50		100		寄宿舎及び下宿不可,専用住宅,一部の兼用住宅					隣地境界線から1	CB不可, 生垣又は 生垣併用	テレビアンテ ナ不可 地盤高さ変更制限, 門扉構造制限, 車庫等出入口制 限, 張り出し禁止, 緑化努力義務, 看板制限
神戸市	北区	ひよどり台南町2丁目C地区	1 低専	50		100		専用住宅						生垣又は透過性 のあるフェンス	二段式ガレー ジ位置制限 ・ ジ位置制限 ・ ジ位置制限 ・ ジを で の 発売を の 発売を の 発売を の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の
神戸市	北区	北神星和台第11地区	1 低専	40		80		専用住宅,診療所兼用住宅,診療所,兼用住宅の一 部,公益上必要な建築物の一部			150	3階, 10, 軒高7	道路境界線及び 隣地境界線から1	1.2を超える場合 は生垣,パイプ フェンス等,CB不 可	区画分割制限, 地盤高さ変更不可, 営業用の物置不可, 看板禁止
神戸市	北区	日生鈴蘭台ニュータウン第9地区	1 低専	40		80		専用住宅,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の 一部				2階	道路境界線及び 隣地境界線から1		地盤高さ変更制限, 区画分割制限
神戸市	北区	ひよどり台南町3丁目A地区	1 低専	50		100		専用住宅						生垣又は透過性 のあるフェンス	二段式ガレー ジ位置制限 ジ位置制限 フ義務, 看板制限
神戸市	北区	鹿の子台北町3丁目地区	1 中高	60		200		専用住宅, 兼用住宅	80	40		10, 斜線	道路境界線及び 隣地境界線から1		駐車場出入口制限,地盤面変更禁止,緑化努力義務,看板制限
神戸市	北区	シンパシーこうべきたまち地区	1 低専	40		80		専用住宅,一部の兼用住宅					隣地境界線から0.7		テレビアンテ 地盤高さ変更制限,門扉構造制限,張り出し禁止, ナ不可 緑化努力義務,看板制限
神戸市	中央区	神戸ハーバーランド地区	商業,準工	80	60	600	700, 800, 200	文化・商業・業務等「新しい都市拠点」にふさわ しい用途			1000	周辺の環境及び 景観と調和に配慮			設備は主建築 物及び周辺環 調和に配慮,屋上部分はスカイライン及び上空か 境との調和に 配慮,夜間照明 に配慮,夜間照明 に配慮、変し、歩車分離 第カ、歩車分離
神戸市	西区	赤羽グリーンタウン西地区	1 中住	60		200		第一種住居専用地域と同等				10			
神戸市	西区	ガーデンハウス西神春日台第2	1 低住	50		100		専用住宅					道路境界線及び 隣地境界線から1		建築物・門等の色彩・形態調和, 区画分割不可
神戸市	西区	西神 (46) 団地地区	1 低住	50		100		専用住宅				2階			区画分割不可, 地盤高 ご変更不可, 一部区域建築 物・工作物不可, 外壁等色彩調和, 植栽・建築物・ 工作物維持管理義務 テレビアンテ 区画分割不可, 植栽・建築物・工作物維持管理義
神戸市	西区	学園東町2丁目5番地区	1 低住	50		100		専用住宅						1.5以内の生垣	ナ・無線アン 務、地路高さ変更不可、緑化努力義務, 門扉構造制 テナ塔不可 限、看板禁止, 車庫制限
神戸市	西区	月が丘 (4) 団地地区	1 低住	60		200		第一種住居専用地域と同等	80	40		10, 斜線	敷地境界線から1		外壁等色彩調和, 建築物・工作物維持管理義務
神戸市	西区	樫野台6丁目地区	1 低住	40		80		専用住宅・一部の兼用住宅							区画変更不可, 地盤高さ変更不可, 看板制限, 車庫 出入口制限
神戸市	西区	西神南(10)団地地区	1 低専	50		100		共同住宅・寄宿舎又は下宿・一部の兼用住宅不可		1	150				

\*有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

				新規/	当初の 協定型	(	当初)認可又		日	(新	規)認可	可年月日		(新規)	公告年	月日	(新規	現)有効	期限の	末日	自動更新規定の有無	期限終了後の対					区分	
地	<b>:方公共団体名</b>	地区名	所在地	再認可		認/公	(再認可)		日	年		月日	3 年	<u> </u>	月	日	年		月	B	(延長年数)	応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)	区画数	協定のねらい	商	既成市街地 新市街地	協定型
										•									.,,									
神戸市	西区	ルネッサンスタウン西神南地区	井吹台西町4丁目	新規						Н	11	12 8	8 H	11	1 12	8	Н	21	12	7	無	未定	12, 092. 10	60	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	西神(18)団地地区	春日台2丁目	新規						Н	11	12 8	8 H	11	1 12	8	Н	21	12	7	無	未定	6, 625. 70	46	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市神戸市	西区西区	西神南(11)団地地区 西神南(12)団地地区	井吹台東町6丁目 井吹台東町6丁目	新規 新規						Н		7 2 7 2		12 12		25 25	H H		7	24	無無	更新認可 更新認可	9, 693. 32 9, 232. 37		住宅地としての環境を高度に維持増進 住宅地としての環境を高度に維持増進	住住	新市街地 新市街地	一人協定
神戸市	西区	ハイライフ竹の台(2)地区	竹の台2丁目	新規						Н	13	3 2		13		5	Н	23	3	26	無	更新認可	6, 651. 49		住宅地としての環境を高度に維持増進	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	西区	秋葉台地区	秋葉台1~3丁目	再認可	一人協定 以外	認	Н	3 12	26	Н	13	12 2	26 H	13	3 12	26	Н	23	12	25	無		188, 157. 11	861	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	西区	ベルーデュ・神戸学園都市	学園西町4丁目	新規						Н	14	9 2	25 Н	14	1 9	25	Н	24	9	24	無	未定	16, 906. 53	89	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	グリーンコリドール西神中央	竹の台5丁目	新規						Н	14	11 1	1 H	14	1 11	1	Н	24	10	31	無	未定	8, 746. 05	49	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	西神南(13)団地地区	井吹台東町6丁目	新規						Н	14	12 1	.0 Н	14	1 12	10	Н	24	12	9	無	未定	6, 321. 11	40	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	西神ニュータウン・ヴェールヴィル西神地区	美賀多台8丁目	再認可	一人協定 以外	認	Н	8 1	26	Н	15	1 2	26 H	15	5 1	26	Н	25	1	25	無		11, 400. 36	56	良好な住環境の維持	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	西区	カルチェリベルテ学園都市一戸建住宅街区一	学園東町3丁目	新規						Н	15	6 1	.2 Н	15	5 6	12	Н	25	6	11	無	未定	2, 572. 63	15	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	樫野台2丁目(東部)	樫野台2丁目	新規						Н	15	12 1	.9 Н	15	5 12	19	Н	25	12	18	無	未定	17, 986. 00	84	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	西区	ア・ラブリ西神中央 (A地区)	春日台5丁目	新規						Н	15	12 1	.9 Н	15	5 12	19	Н	25	12	18	無	未定	7, 282. 13	40	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	ア・ラヴリ西神中央 (B地区)	春日台5丁目	新規						Н	16	5 2	86 H	16	5 5	26	Н	26	5	25	無	未定	14, 409. 35	83	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	パナホームシティ西神南	井吹台北町2丁目	新規						Н	16	5 2	26 H	16	5 5	26	Н	26	5	25	無	未定	9, 160. 73	50	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	アカデミア タウン D.C.	学園東町3丁目	新規						Н	17	2 2	2 Н	17	7 2	2	Н	27	2	1	無	未定	12, 525. 73	60	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	ヴィルクレア西神南	井吹台北町2丁目	新規						Н	17	4 2	22 H	17	7 4	22	Н	27	4	21	無	未定	10, 607. 07	65	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	パナホームシティ西神南Ⅱ	井吹台北町1丁目	新規						Н	17	4 2	22 H	17	7 4	22	Н	27	4	21	無	未定	8, 880. 95	50	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	マグノリア西神南	井吹台北町1丁目	新規						Н	17	8 8	8 H	17		8	Н	27	8	7	無	未定	6, 782. 38	39	住宅地としての良好な環境を保全	住	7/11/17/27/2	一人協定
神戸市神戸市	西区 西区	フォリア西神南 春日台1丁目地区	- 植谷町池谷字大谷 春日台1丁目	新規 再認可	一人協定	認	Н	7 10	5	Н	11	10 5	0 11	17	_	+	Н	27 27	10	4	無無	未定	23, 534. 53 40, 200. 39	135	住宅地としての良好な環境を保全 住宅地としての良好な環境を保全	住住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	ハーモニータウン西神南地区	井吹台東町5丁目	再認可	以外           一人協定           以外	認	Н	7 10	17	Н	17	10 1	.7 Н	17	7 10	17	Н	27	10	16	無	未定	8, 201. 92		住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	西区	竹の台4丁目地区	竹の台4丁目	再認可	一人協定以外	認	Н	7 8	8	Н	17	10 1	.8 H	17	7 10	18	Н	27	10	17	無	未定	44, 085. 04	206	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	西区	竹の台5丁目地区	竹の台5丁目	再認可	一人協定以外	認	Н	8 2	27	Н	18	2 2	7 H	18	3 2	27	Н	28	2	26	無	未定	44, 628. 59	213	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	西区	プラウドシーズン神戸・西神南	井吹台北町2丁目	新規						Н	18	6 1	.4 H	18	8 6	14	Н	28	6	13	無	未定	10, 376. 10	67	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	井吹台北町3丁目A地区	櫨谷町池谷字大谷	新規						Н	18	6 1	.4 H	18	8 6	14	Н	28	6	13	無	未定	17, 242. 55	108	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
神戸市	西区	竹の台2丁目地区	竹の台2丁目	再認可	一人協定 以外	認	Н	8 9	13	Н	18	9 1	.3 Н	18	9	13	Н	28	9	12	無	未定	28, 918. 07	135	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	西区	ルナ西神南	井吹台東町5丁目	新規						Н	18	11 2	20 H	18	3 11	20	Н	28	11	19	無	未定	38, 434. 65	201	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
神戸市	西区	パナホームシティ西神南Ⅲ	井吹台北町4丁目	新規						Н	19	6 6	6 H	19	9 6	6	Н	29	6	5	無	未定	21, 180. 41	120	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
神戸市	西区	ルナ西神中央地区	樫野台2丁目	新規						Н	19	11 6	6 H	19	9 11	6	Н	29	11	5	無	未定	16, 546. 55	82	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定 以外
広島市	東区	牛田台住宅地	広島市東区牛田東四丁目		一人協定	認	Н 1	1 12	8	Н	11	12 8	8 H	11	1 12	_		21	12	8	無		5, 372. 60	32	住宅地としての環境を高度に維持増進する	住	新市街地	一人協定
広島市	西区	井口台パークタウン	井口台一丁目,二丁目,三丁目,四丁目		一人協定 以外 一人協定	認		6	16	S	57	6 1		57	_	16	-	14	6	16	有		234, 426. 00		住宅地としての環境を高度に維持増進	住	新市街地	一人協定 以外
広島市	西区	井口台パークタウン <b>Ⅱ</b> ガーデンハウス鈴が峰	井口台三丁目 鈴が峰町		以外	認		58 5 58 8	30	S	58 58	5 3	80 S	58 58		30		15 5	5	30	有有		6, 500. 10 18, 137. 31		住宅地としての環境を高度に維持増進 住宅地としての環境を高度に維持増進	住住	新市街地	一人協定 以外 一人協定
広島市	西区	阿瀬波団地	井口四丁目		一人協定以外	認	<del>                                     </del>	58 12	26	S		12 2	26 S	58			- "	15	12	26	有		58, 532. 60		住宅地としての環境を高度に維持増進	住	新市街地	一人協定以外
広島市	西区	鈴が峰団地西	鈴が峰町		一人協定以外	認	Н	5 8	25	Н	5	8 2	25 H	5	8	25	Н	15	8	25	有		10, 161. 76		住宅地としての環境を高度に維持増進	住	既成市街地	一人按学
広島市	安佐南区	ニューハイツ高取	高取南一丁目		一人協定以外	認	S {	58 10	6	S	58	10 6	6 S	58	3 10	6	Н	5	10	6	有		23, 285. 65	76	住宅地としての環境を高度に維持増進	住	新市街地	一人協定以外
広島市	安佐南区	毘沙門台タウンハウス	毘沙門台三丁目		一人協定	認		51 2	6		61	2 6		61		6		8	2	6	有		1, 244. 77	7	住宅地としての環境を高度に維持増進	住	121-1-1-1-G	一人協定
広島市	安佐南区	中講パークフロント低層住宅地区	大塚西四丁目		以外	認	-	6 12	14	H		12 1		6	_	-	-	21	12	14	有		16, 124, 73		住宅地としての環境を高度に維持増進	住	新市街地	一人協定 以外 一人協定
広島市	安佐南区	中講パークフロント商業地区	大塚西四丁目		以外	認	-	1 7	16	Н	11	7 1	.6 H	11	-	16	+	26	7	16	有	1	45, 279. 40	8	都市環境を高度に維持増進	商	新市街地	一人協定 以外
広島市	安佐南区	グリーンタウン伴中央	沼田町大字伴字鳴平		一人協定		-	3 6	1	Н	13	6 1	1 H	13	_	1		23	6	27	無	未定	19, 746. 00		住宅地としての環境を高度に維持増進	住	新市街地	一人協定
広島市	安佐北区	翠光台タウンハウス	口田四丁目,五丁目		一人協定			58 3	14	S	58	3 1		+		14		5	3	14	有		2, 817. 25		住宅地としての環境を高度に維持増進	任	新市街地	一人協定
広島市	安佐北区	桐陽台	三入東一丁目		一人協定 以外	認	S 5	6	21	S	58	6 2	21 S	58	6	21	Н	5	6	21	有		193, 330. 80	574	住環境を高度に維持増進	台商	新市街地	一人協定

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

					都市計画	i無亜		体に 定められた内容については各特定行政庁にて用原	を作品のでリンこと	•	<b>建筑</b>	協定に定められた建築物	に関する其淮			国工父週省任宅局市街地建築課 H20.3.31時点
地	?方公共団体名	地区名	用途地域	建ぺい率 (%)	建ペい率(%)	容積率 (%)	容積率(%)	用途	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	最低敷地面積 (㎡)	高さ(m) 階数	世面位置 (m)	塀	設備	その他
				(707	(BESCHIE / ////	(707	(現場以内・「こうべり」)		(707	(707	(III)	PHAX	(III)	and the tree property as a		
神戸市	西区	ルネッサンスタウン西神南地区	1 低専	40		80								敷地境界から1 以内においては コンクリートブ ロック造又はコ ンクリート造を 禁止		勾配屋根,外壁等色彩調和,植栽維持管理義務
神戸市	西区	西神(18)団地地区	1 低専	50		100		専用住宅、一部の兼用住宅					敷地境界線から1			区画分割不可, 地盤高さ変更制限, 看板制限, 外壁 等色彩調和
神戸市神戸市	西区 西区	西神南(11)団地地区 西神南(12)団地地区	1低	50 50		100 100		共同住宅・寄宿舎又は下宿・一部の兼用住宅不可 共同住宅・寄宿舎又は下宿・一部の兼用住宅不可			150 150					
神戸市	西区	ハイライフ竹の台(2)地区	1低	50		100		専用住宅、一部の兼用住宅			100		締結時を維持			区画変更不可, 地盤高さ変更不可, 看板制限
神戸市	西区	秋葉台地区	1 低住 1 住居	40	60	80	200	専用住宅,診療所,兼用住宅の一部,公益上必要な建築物の一部			150	2階	道路境界線又は 敷地境界線から1		二段式ガレー ジ位置制限	区画分割不可, 地盤高さ変更不可、建築物色彩・ 形態調和, 看板制限
神戸市	西区	ベルーデュ・神戸学園都市	1 低専	40		80		専用住宅						生垣又は透過性 のあるフェンス		区画変更不可, 地盤高さ変更不可, 門扉構造制限, 駐車場出入口制限, 道路境界線より1以内を緑化エ リアとする, 緑化努力義務, 樹種制限, 看板禁止
神戸市	西区	グリーンコリドール西神中央	1 低専	50		100		専用住宅, 診療所兼用住宅, 一部の兼用住宅							二段式ガレー ジ位置制限	区画分割不可, 地盤高さ変更不可, 車庫出入口制限, 緑化努力義務, 看板制限
神戸市	西区	西神南(13)団地地区	1 低専	50		100		共同住宅・寄宿舎・下宿・一部の兼用住宅不可			150				4444	
神戸市	西区	西神ニュータウン・ヴェールヴィル西神地区	1 低住	40		80		専用住宅				2階			立体式・地下 式駐車場不可, アンテナ制限	区画分割不可, 門扉構造制限, 地盤高さ変更不可, 張り出し禁止, 看板禁止, 駐車場・人の出入口制限
神戸市	西区	カルチェリペルテ学園都市一戸建住宅街区一	2住	60		200		専用住宅,一部の兼用住宅	80	40	170			生垣又は1.5以下 の透視可能な フェンス		建築物・工作物・植栽維持管理義務, 地盤高さ変 更不可、外壁等色彩制限, 門扉構造制限
神戸市	西区	樫野台2丁目(東部)	1 低専	40		80		専用住宅, 一部の兼用住宅							二段式ガレー ジ位置制限	区画変更不可, 地盤高さ変更不可, 看板制限
神戸市	西区	ア・ラブリ西神中央 (A地区)	1 低専	40		80		専用住宅,一部の兼用住宅						生垣又は透過性 のあるフェンス	立体式・地下 式駐車場不可, アンテナ制限	区画分割不可, 地盤高さ変更制限, 門扉構造制限, 駐車場・人の出入口制限, 外壁等色彩調和, 植栽維 持管理義務, 看板制限
神戸市	西区	ア・ラヴリ西神中央 (B地区)	一低専	40		80		専用住宅、一部の兼用住宅						生垣又は透過性 のあるフェンス		区画分割不可, 地盤高さ変更制限, 門扉構造制限, 駐車場・人の出入口制限, 外壁等色彩調和, 植栽維 持管理義務, 看板制限
神戸市	西区	パナホームシティ西神南	一低専	40		80		専用住宅, 地区計画上の用途								車庫・人の出入口制限, 地盤面変更不可, 緑化努力 義務, 看板制限
神戸市	西区	アカデミア タウン D. C.	二住居	60		200		専用住宅, 一部の兼用住宅	50	100	170	2階, 10	敷地境界線及び 道路境界線から1	生垣又は1.5以下 の透視可能な フェンス		地盤高さ変更不可, 駐車場・人の出入口制限, 工作 物維持管理義務
神戸市	西区	ヴィルクレア西神南	1 低専	50		100		専用住宅, 一部の兼用住宅			150		道路境界線から1	生垣又は1.2以下 の透視可能な フェンス	二段式ガレー ジ位置制限	地盤高さ変更不可, 建築物・工作物・植栽維持管理義務, 外壁等色彩制限, 門扉構造制限
神戸市	西区	パナホームシティ西神南Ⅱ	1 低専	40		80		専用住宅, 地区計画上の用途								車庫・人の出入口制限, 地盤面変更不可, 緑化努力 義務, 看板制限
神戸市神戸市	西区西区	マグノリア西神南 フォリア西神南	1 低専	40		80 80		専用住宅, 一部の兼用住宅 専用住宅, 一部の兼用住宅, 住宅・宅地販売用の販					敷地境界線から1	生垣又はネット	二段式ガレー	車庫出入口制限, 地盤高さ変更不可, 看板制限 区画変更不可, 地盤高さ変更不可, 車庫出入口制
神戸市	西区	春日台1丁目地区	1低専	40		80		売事務所等 専用住宅, 診療所兼用住宅, 兼用住宅の一部, 公益上					カスメビッセットル水ル・ジェ	フェンス等	ジ位置制限	区画変更不可, 地盤高さ変更不可, 看板制限, 車庫
神戸市	西区	ハーモニータウン西神南地区	1低専	40		80		必要な建築物の一部 専用住宅,一部区域については兼用住宅も可				2階, 軒高7		ら1以内には設置	式駐車場不可,	出入口制限 緑化努力義務,建築物等周辺調和,区画変更不可, 門扉構造制限,地盤高之変更不可,張り出し禁止,
神戸市	西区	竹の台4丁目地区	1 低専	40		80		専用住宅, 診療所兼用住宅, 一部の兼用住宅						不可	アンアア不可	看板・自動販売機不可,車庫出入口制限 区画分割不可,地盤高さ変更不可,看板制限,緑化
神戸市	西区	竹の台5丁目地区	1 低専	40	50	80	100	専用住宅, 診療所兼用住宅, 一部の兼用住宅							二段式ガレー ジ位置制限	努力義務 区画分割不可,車庫出入口制限,地盤面変更不可, 緑化努力義務. 看板制限
神戸市	西区	プラウドシーズン神戸・西神南	1 低専	50		100		専用住宅, 一部の兼用住宅					敷地境界線から1		ク位目的政	区画分割不可,建築物・工作物・植栽維持管理義務,外壁等色彩調和,緑化努力義務
神戸市	西区	井吹台北町 3 丁目A地区	1 低専	50		100		専用住宅, 一部の兼用住宅			150		道路境界線から1			地盤高さ変更不可,建築物・工作物・植栽維持管 理義務,看板制限
神戸市	西区	竹の台2丁目地区	1 低専	40	50	80	100	専用住宅, 一部の兼用住宅								区画分割不可, 地盤高さ変更制限, 看板制限
神戸市	西区	ルナ西神南	1 低専	40		80		専用住宅, 一部の兼用住宅			170	2階				建築物・工作物・植栽維持管理義務,外壁等色彩 周辺調和,看板制限
神戸市	西区	パナホームシティ西神南Ⅲ	1 低専	40		80		専用住宅, 地区計画上の用途								車庫・人の出入口制限, 地盤面変更不可, 緑化努力 義務. 看板制限
神戸市	西区	ルナ西神中央地区	1 低専	40		80		専用住宅, 一部の兼用住宅			170	2階				建築物・工作物・植栽維持管理義務, 外壁等色彩 調和, 看板制限
広島市	東区	牛田台住宅地	1 中高	60		200						最高10				陸屋根の禁止
広島市	西区	井口台パークタウン	1 低専 1中高, 2住	50, 60	50, 60	100, 200	100, 200						隣0.75	1.8,CB6段		はね出し床板の禁止
広島市	西区	井口台パークタウンⅡ	1 低専	50		100							隣0.75	1.8,CB6段		はね出し床版の禁止
広島市	西区	ガーデンハウス鈴が峰	1 仲高	40	50, 60	200	100 200	住宅					隣1 隣0. 75	生垣, 1.5		協定時の建築物以外を規制
広島市	西区	阿瀬波団地 鈴が峰団地西	1 低専, 1住	50, 60 50	50, 00	100, 200	100, 200	一戸建て(住宅,兼用住宅),学校,診療所など				最高10,3階	) 	1. 8, B6段 1. 2	1	はね出し床版の禁止はね出し床版の禁止
広島市	安佐南区	デル・神団地四 ニューハイツ高取	1 低専	50		100		一戸建て(専用, 医院併用住宅, 店舗併用住宅)			分割の禁止	2階	隣0. 75	生垣, 1.5		はね出し床版の禁止
広島市	安佐南区	型沙門台タウンハウス	1低專	50		100		/ 在く (守/11,			カロマクネル	214	p/40. 10	生垣,1.5		協定時の建築物以外を規制
広島市	安佐南区	中講パークフロント低層住宅地区	1住	60		200		一戸建て(専用住宅,兼用住宅)			200	3階, 軒9	道1.75,隣1	生垣,網		垂直擁壁
広島市	安佐南区	中講パークフロント商業地区	2住, 近商	60, 80	60, 80	300		1階部分は非住宅			300			d. I - Ade		
広島市	安佐南区	グリーンタウン伴中央	1住	60		200		住宅,兼用住宅,共同住宅,幼稚園,集会所,保育所,診療所,派出所,公衆電話所			165	最高10, 軒7,3F	道1, 隣地1	生垣,石積み0.6, フェンス1.2		
広島市	安佐北区	翠光台タウンハウス	1低専, 2低 専, 1住, 近商	50, 60, 80	50, 60, 80	100, 200, 300	100, 200, 300							生垣, 0.8		協定時の建築物以外を規制
広島市	安佐北区	桐陽台	都計外					一戸建て(専用住宅)	100, 300	60, 80	分割の禁止	最高10, 軒7, 2階	隣1	1.8,網,B8段		はね出し床版の禁止

\*有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

				新規/	当初の 協定型	(≟	当初)認可又は公領			(新規)認	忍可年月	月日	(新	規) 公告:	年月日	(新	規)有效	期限の	京日	自動更新規定の有無	期限終了後の対				区分	
地	方公共団体名	地区名	所在地		(再認可 の場合	認/公	(再認可の場合 年	月 日	年		月	日	年		月日	3 年		月	日	(延長年 数)	応(更新の予定 ~ 未定)	面積(㎡)	区画数	協定のねらい	住 既成市街地 商 新市街地	協定型
広島市	安佐北区	桐陽台第Ⅱ	三入東二丁目		一人協定	認	S 60	12 4	S	60	12	4	S	60	12	4 H	5	6	21	有		142, 892. 37	504	住環境を高度に維持増進	住 新市街地	一人協定
広島市	安佐北区	桐陽台第Ⅲ	三入東二丁目		一人協定	認	H 1	6 30	Н	1	6	30	Н	1	6 3	0 Н	5	6	21	有		37, 290. 00	不明	住環境を高度に維持増進	住 新市街地	一人協定
広島市	安佐北区	宮野谷	安佐町大字宮野字谷		一人協定 以外	認	Н 1	12 1	Н	1	12	1	Н	1	12	1 H	11	12	1	有		12, 024. 30	不明	農住地としての環境を守る	住 既成市街地	一人協定 以外
広島市	安佐北区	あさひが丘グリーンタウン	安佐町大字あさひが丘		一人協定以外	認	Н 2	1 19	Н	2	1	19	Н	2	1 1	9 H	32	1	19	無	未定	6, 033. 91	45	住宅地としての環境を高度に維持増進	住 新市街地	一人協定以外
広島市	安佐北区	桐陽台第IV	三入東二丁目		一人協定	認	Н 3	4 23			-	23	Н	3		3 Н	5	6	21	有		87, 785. 15	不明	住環境を高度に維持増進	住 新市街地	一人協定
広島市	安佐北区 安佐北区	桐陽台第V 可部勝木台住民団地	三入東一丁目 		一人協定	認認	H 5 H 5	8 13 10 12		5 5	8 10	13 12	H H		8 1 10 1	3 H 2 H	15 25		13 12	有有		4, 160. 35 174, 140. 76			住 新市街地	一人協定 一人協定
広島市	安佐北区	小河原団地	小河原町		一人協定 以外	認	Н 9	10 27	Н	9	10	27	Н	9 :	10 2	7 H	19	10	27	有		2, 467. 09	18	住宅地としての環境を高度に維持増進	住 新市街地	一人協定 以外
広島市	安芸区	安芸ケ丘団地	中野東一丁目		一人協定	認	S 61	1 24	S	61	1	24	S	61	1 2	4 H	18	1	24	有		19, 473, 47	94	住宅地としての環境を高度に維持増進	住 新市街地	一人協定
広島市	佐伯区	彩が丘団地	河内南一丁目,二丁目		一人協定以外	認	Н 2	8 24	Н	2	8	24	Н	2	8 2	4 H	12	8	24	有 (10)	未定	343, 255. 00	1320	住宅地としての環境を高度に維持増進	住 新市街地	一人協定 以外
広島市	佐伯区	ドリームハイツ	五日市町大字下河内		一人協定以外	認	Н 9	3 3	Н	9	3	3	Н	9	3	3 Н	19	3	3	有 (10)	未定	15, 898. 57	65	住宅地としての環境を高度に維持増進	住 新市街地	一人協定 以外
広島市	佐伯区	フローラルアベニュー海老園	佐伯区海老園三丁目	新規	一人協定				Н	19	9	20	Н	19	9 2	0 Н	29	9	20	有		8105. 15		住宅地としての環境を高度に維持増進	住 既成市街地	一人協定
北九州市	若松区	青葉台ぼんえるふ	青葉台東1丁目	新規					Н	6	2	21	Н	6	2 2	1 H	16	2	20	有 (10)		38, 558. 00	106	低層住宅に係わる良好な環境を維持・増進	住 新市街地	一人協定 以外
北九州市	小倉北区	古船場町壁面線指定街区	古船場町138-1,152-3	新規					Н	1	10	2	Н	1 :	10	5 Н	11	10	4	有 (10)		97.00	2	歩道状に整備する	商 既成市街地	一人協定以外
北九州市	小倉南区	西鉄曽根ニュータウン弥生が丘	貫弥生が丘	新規					Н	1	11	2	Н	1 1	11	7 Н	11	11	6	有 (10)		34, 531, 00	153	住宅地としての環境を高度に維持増進す	住 新市街地	一人協定
北九州市	小倉南区	ユーフォリアヒルズ舞ヶ丘A	舞ヶ丘2丁目	新規					Н	2	11	29	Н	2 1	12	3				11 (10)		39, 643. 00	173		住 新市街地	一人協定
北九州市	小倉南区 小倉南区	ユーフォリアヒルズ舞ヶ丘B ユーフォリアヒルズ舞ヶ丘C	舞ヶ丘2丁目 舞ヶ丘3丁目	新規						3			H	3 :	3 1							26, 848. 00 66, 128, 00			住 新市街地	一人協定
北九州市	小倉南区	西鉄曽根ニュータウン弥生が丘第2	貫弥生ヶ丘1,2丁目	新規					Н	4	6	26	Н	4	6 2	6 H	21	11	6	有(10)		44, 911. 00	226	住宅地の環境の高度維持	住 新市街地	一人協定
北九州市	<u>小倉南区</u> 小倉南区	ユーフォリアヒルズ舞ヶ丘D ユーフォリアヒルズ舞ヶ丘E	舞ヶ丘4丁目 舞ヶ丘5丁目	新規新規						4 5	10 5	18	H H		10 1 6							49, 573. 00 31, 661. 00			住 新市街地	一人協定 一人協定
北九州市	小倉南区	西鉄曽根ニュータウン弥生が丘第3	弥生が丘一丁目	新規					Н	9	8	29	Н	9	8 2	9 H	19	8	28	有 (10)		7, 834. 68	34	住宅地としての良好な住環境を高度に維 持増准すること	住 新市街地	一人協定
北九州市	八幡東区	高見三条	高見1丁目700-1他9筆	新規					Н	10	12	3	Н	10	12	3 H	20	12	2	有(10)		29, 808. 80	92	低層戸建団地としての良好な住環境を高 度に維持、増進することを目的とする	住 既成市街地	一人協定以外
北九州市北九州市	八幡西区 八幡西区	ヒルズ古屋敷 ライフタウン上の原	東鳴水1,4,5丁目上の原2丁目	新規																有 (10) 有 (10)					住 新市街地 住 新市街地	一人協定 一人協定
北九州市	八幡西区	木屋瀬新地町	木屋瀬2丁目485-11他27筆	新規					Н	10	6	23	Н	10	6 2	3 H	20	6	22	無	更新の予定	3, 883. 81	12	歴史的街並みの維持保全を目的とする	住 既成市街地	一人協定以外
北九州市	八幡西区	木屋瀬改盛町地区	木屋瀬町4丁目746-1他18筆	新規					Н	11	10	2	Н	11	10 :	2 H	21	10	1	無	更新の予定	5742. 81	20	歴史的街並みの維持保全	住 既成市街地	一人協定以外
北九州市	八幡西区	木屋瀬・旧本陣、祇園町地区	木屋瀬三丁目238-1他50筆	新規					Н	14	4	25	Н	14	4 2	5 H	24	4	25	無	未定	19, 010. 27	56	歴史的な街並み等の保全・継承	商 既成市街地	一人協定 以外
北九州市	八幡西区	木屋瀬感田町地区	木屋瀬四丁目708-1他38筆	新規					Н	15	3	20	Н	15	3 2	Ю Н	25	3	20	無	未定	10, 070. 40	43	歴史的な街並み等の保全・継承	住 既成市街地	一人協定 以外
福岡市	東区	リーフタウン下原台	下原5丁目	新規					Н	10	11	12	Н	10	11 1	2 H	20	11	11	有 (5)	更新の予定	20, 604. 75	100	良好な住環境の維持保全	住 新市街地	一人協定
福岡市	東区	青葉5丁目	青葉5丁目544番110ほか	再認可	一人協定	認	S 63	7 19	Н	11	2	8	Н	11	2	В Н	21	2	7	有 (10)	更新の予定	79, 169. 35	363	良好な住環境の維持保全	住 既成市街地	一人協定 以外
福岡市	東区	香椎山手通り住宅団地	香椎台1丁目1460番127ほか	新規					Н	13	9	13	Н	13	9 1	3 H	23	9	12	無	未定	131, 981. 05	632	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
福岡市	東区	松崎台	松崎四丁目448番ほか	新規					Н	16	8	19	Н	16	8 1	9 H	26	8	18	無	更新の予定	15, 879. 17	71	その他	商 既成市街地	一人協定 以外
福岡市	東区	うみなか	西戸崎二丁目124番10ほか	新規					Н	16	10	7	Н	16	10	7 Н	26	10	6	無	更新の予定	22, 128. 94	117	住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定 以外
福岡市	東区	松香台一丁目4組	松香台一丁目292番1ほか	新規					Н	17	1	31	Н	17	1 3	1 H	27	1	30	有 (10)	更新の予定	4, 231. 20	34	住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	一人協定 以外
福岡市	東区	照葉まちづくり (戸建住宅御島地区)	香椎照葉一丁目24番28ほか	新規					Н	17	8	29	Н	17	8 2	9 H	27	12	28	有 (10)	更新の予定	23, 732. 73		住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
福岡市福岡市	東区東区	照葉まちづくり(集合住宅御島地区) 照葉まちづくり(集合住宅中央公園南地区)	香椎照葉一丁目24番24番103ほか 香椎照葉一丁目24番4ほか	新規 新規				-		17 18	_	29 27	H H	11	_	9 H	27 28	12 11	28 26	有 (10) 有 (10)	更新の予定 更新の予定	19, 750. 98 20, 314. 59			住 新市街地 住 新市街地	一人協定 一人協定
福岡市	東区	名島2丁目1区(船頭町)	名島二丁目2208番6ほか	新規					Н		2		Н			9 H	29	2	18	有 (10)	更新の予定	5, 541. 64		住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	一人協定以外
福岡市	東区	照葉まちづくり (戸建住宅香住ヶ丘中央地区)	香椎照葉二丁目24番31ほか	新規					Н	20	2	28	Н	20	+	8 H	30	2	27	有 (10)	更新の予定	31, 101. 94		住宅地としての良好な環境を保全	住 新市街地	一人協定
福岡市	東区	香住ヶ丘1丁目	香住ヶ丘一丁目10番18ほか	再認可	一人協定	認	S 61	12 21	Н	20	3	2	Н	20	3	2 H	30	3	1	有 (10)	更新の予定	29, 176. 15	120	住宅地としての良好な環境を保全	住 既成市街地	一人協定以外
<u> </u>		•	•						•	•			-								•				•	

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

					都市計画	概要		PIC ZEOGNOCEPIETE 20. CISCI IN ZELI MATTE CEP.	X 112 17		建築	協定に定められた建築物	に関する基準		国工义是自任七利申因地建未休 1120.3.3 1时点
地才	5公共団体名	地区名	用涂地域	建ぺい率	建ペい率 (%)	容積率	容積率(%)		容積率	建ぺい率	最低敷地面積	高さ(m)	壁面位置		
-67.	ZXEFT		713.22-5-54	(%)	(複数時に入力)	(%)	(複数時に入力)	用途	(%)	(%)	(m²)	階数	(m)	塀	設備その他
				(70)	(122)	(,0)	(100)		(707	(707	(11)	rea.	\ <i>y</i>		
広島市	安佐北区	桐陽台第Ⅱ	都計外					一戸建て (専用住宅)	100, 300	60, 80	分割の禁止	最高10, 軒7, 2階	隣1	1.8,網,B8段	はね出し床版の禁止
広島市	安佐北区	桐陽台第Ⅲ	都計外					一戸建て (専用住宅)	100	60	分割の禁止	最高10, 軒7, 2階	隣1	1. 8, 網, B8段	はね出し床版の禁止
広島市	安佐北区	宮野谷	都計外					風俗, 旅館, ホテル営業類の禁止	100		20 11 12 21 11	ACIN 120, 111, 214	DT-2	21.0, 11.1, 2012	ISTORY OF THE STATE OF THE STAT
-															
広島市	安佐北区	あさひが丘グリーンタウン	都計外					専用住宅	400	50	A dal or ++ .l	E tractic and	2454	4 0 WE DOUB	協定時の建築物以外を規制
広島市	安佐北区 安佐北区	桐陽台第IV 桐陽台第V	都計外 都計外					<ul><li>一戸建て(専用住宅)</li><li>一戸建て(専用住宅)</li></ul>	100 100	60 60	分割の禁止 分割の禁止	最高10, 軒7, 2階 最高10, 軒7, 2階		1. 8, 網, B8段 1. 8, 網, B8段	はね出し床版の禁止はね出し床版の禁止
広島市	安佐北区	可部勝木台住民団地	1低専	50		100		専用住宅, 兼用住宅, 巡査派出所など	100	50	分割の禁止	最高10, 軒7, 道1.25, 北	道1, 隣1	生垣1.5,網1.2	
広島市	安佐北区	小河原団地	1住	60		200		一戸建て (住居専用)		60	分割の禁止	最高10,軒7,2階	隣0.7	1.2	個別浄化槽を 設置すること
広島市	安芸区	安芸ケ丘団地	1住	60		200		一戸建ての住宅、併用住宅				最高10,2階	隣0.75	1.5	はね出し床版の禁止
広島市	佐伯区	彩が丘団地	1 低専, 1 中高, 近商	50, 60, 80	50, 60, 80	100, 200	100, 200	住居専用,兼用住宅	50, 80	100, 200	165	最高10, 道1. 25, 道1. 5, 北	道0.5,道1,隣0.5,隣1	生垣,網,1.5,CB6	はね出し床版の禁止
広島市	佐伯区	ドリームハイツ	調整区域	70		400		専用住宅,兼用住宅	100	50	132	最高10		1. 5, CB1. 2, 生垣,	はね出し床版の禁止
広島市	佐伯区	フローラルアベニュー海老園	2中高	60		200		一戸建て(専用住宅,兼用住宅)	100	60	分割の禁止	最高10, 軒7, 2階, 道路	隣1.0	網 生垣, フェンス	
-								- 厂建 ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	100	00	刀削の景山	1. 25, 北1. 25			
北九州市	若松区	青葉台ぼんえるふ	1 住専	40		60		•				10, 7	2~3.5, 1.5~4	•	CATV 駐車場,建物形態,意匠,地盤高変更禁止,緑化
北九州市	小倉北区	古船場町壁面線指定街区	商業	80		400									
北九州市	小倉南区	西鉄曽根ニュータウン弥生が丘	無指定	70		400		•	60	40	200	10	2, 1		
北九州市	小倉南区	ユーフォリアヒルズ舞ヶ丘A	無指定	70		400		•	60	40	180	10, 7	1	•	住宅専用地区,住宅地区
北九州市	小倉南区 小倉南区	ユーフォリアヒルズ舞ヶ丘B ユーフォリアヒルズ舞ヶ丘C	無指定無指定	70 70		400 400		•	60, 200	40, 60	180 180	10, 7 10, 15, 7, 18	1 1	•	住宅専用地区,住宅地区 住宅専用地区,住宅地区,利便地区
北九州市	小倉南区 小倉南区	西鉄曽根ニュータウン弥生が丘第2 ユーフォリアヒルズ舞ヶ丘D	無指定 無指定	70 70		400 400			60 60	40 40	200 200	10 10, 7	1, 2		住宅専用地区, 住宅地区
北九州市	小倉南区	ユーフォリアヒルズ舞ヶ丘E	無指定	70		400		•	60	40	200	10, 7	1		住宅専用地区,住宅地区
北九州市	小倉南区	西鉄曽根ニュータウン弥生が丘第3	調整区域					一戸建専用住宅とする	60	40	200	10	1 • 2		
															室外器等設備機器は外部か
			1 低住		第1種低層住居専 用地域(40)・		第1種低層住居専用地 域(60)・第1種中								ら見えにくい
北九州市	八幡東区	高見三条	1 中住	40, 60	第1種中高層住居	60, 200	高層住居専用地域 (2		60	40		2 階	1. 5 · 2	1 m以上後退	位置に、アン 屋根の形態、広告物の設置原則禁止 テナは設置し
					専用地域(60)		0 0)								ない、門柱・ 門塀に照明
															门妍仁思明
北九州市	八幡西区	ヒルズ古屋敷	2住専	60		200			80	50	200		1.5,2		建物形態, 意匠, 車庫, 地盤高変更禁止
北九州市	八幡西区	ライフタウン上の原	2 住専	40		60					200			•	建物形態, 意匠, 車庫, 地盤高変更禁止
															道路等公共の
					第1種住居地域		第1種住居地域(20							歴史的風致を著	場から見える。 部分に露出し
北九州市	八幡西区	木屋瀬新地町	1 住居 近商	60, 80	(60)・近隣商	200	<ol> <li>・近隣商業地域</li> </ol>					2 階		しく損なわない	
			江阳		業地域 (80)		(200)							こと	囲の街並み景
															観に調和したものとする
															/ -
															道路等公共の
															場から見える
														門・塀・垣根は 歴史的風致を著	4V. TUE
北九州市	八幡西区	木屋瀬改盛町地区	1 住居	60		200						原則2階建て以下		しく損なわない	「 得ない場合は  周囲の街並み景観に調和したもの  周囲の街並み
														ものとする。	景観に調和し
															た目隠しをする。
4k+ 1/1/=	八帳冊豆	<b>七島鄉、山大時、如園町地</b> 屋	`C.#	90		900			_			95	_	歴史的風致を損	道路から見え   周囲の街並み景観に調和したもの
北九州市	八幡西区	木屋瀬・旧本陣、祇園町地区	近商	80		200			_	_	_	2F	_	なわないもの	ない場所 「一世の何业の京観に調和したもの
														歴史的風致を損	道路から見え、田田の生光で見知に拥むしなよの
北九州市	八幡西区	木屋瀬感田町地区	1 住	60		200			-	-	-	2F	-	なわないもの	型解がられた おい場所 周囲の街並み景観に調和したもの
福岡市	串口	11-7/10/下百-4	1 /丘市	40		60		<b>東田住宅</b>		+	175				+ +
	東区	リーフタウン下原台	1 低専	40				専用住宅	1	+	175				<del>                                     </del>
福岡市	東区	青葉5丁目	1低専	40		60		専用住宅・併用住宅			200			原則生垣	1区画1戸
福岡市	東区	香椎山手通り住宅団地	1低専	40 60		100		専用住宅,共同住宅は(37㎡かつ居室2)/戸以上		+		10	1		地盤の高低差は変更しない
福岡市	東区	松崎台	1 中高	90		100		専用住宅, 兼用住宅	1	+		10	1	a	
福岡市	東区	うみなか	1 住	60		200		専用住宅,兼用住宅,診療所,公益上必要な施設				10, 2F	0.5	生坦又はフェンス	/ 屋根の上のアンテ +禁止
福岡市	東区	松香台一丁目4組	1 中高	60		100		専用住宅, 40㎡/戸以上の共同住宅・長屋		+				生垣又は金網	<del>                                     </del>
JEE Jmi 1 [1	<b>米</b> △	120日日 1日4世	1 中向	00		100		マ/川にて, tVIII/ / ・以上の共同は七・女座	1	+				エセスは宝襴	<del>                                     </del>
福岡市	東区	照葉まちづくり (戸建住宅御島地区)	2 中高, 2 住	60		217	200, 300	専用住宅				10, 2F	2(道路),1(隣地)	60cm後退, 1. 2m以	
														l,	
福岡市福岡市	東区東区	照葉まちづくり(集合住宅御島地区) 照葉まちづくり(集合住宅中央公園南地区)	2 中高, 2 住 2 中高, 2 住			225 220	200, 300 200, 300	共同住宅 共同住宅						緑化等	後付禁止     広告物禁止       後付禁止     広告物禁止
福岡市	東区	名島2丁目1区(船頭町)	1住, 準住	60		200		55㎡/戸未満の共同住宅等以外				10. 5, 3F			共同住宅建設時の配慮
										1				60cm後退, 1.2m以	1 屋根の上の設
福岡市	東区	照葉まちづくり (戸建住宅香住ヶ丘中央地区)	2 中高	60		200		専用住宅				10, 2F	2(道路),1(隣地)	下 下	从 屋根の上の設 置禁止 区画変更禁止, 地盤高変更禁止, 広告物禁止
福岡市	東区	香住ヶ丘1丁目	1 中高	60		100		専用住宅,兼用住宅		1		10	1	生垣、ネットフェンス	敷地分割禁止
tim lead 1/14	/KE	P P / ** * 1 P	T 1.161			100		47.0 E 6) ARANGE 6	1			10		, T/1/4/A	W-07 117KT

\*有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

地方:	公共団体名	地区名	所在地	新規/	協定型		可又は公司の場合		B	(新規	見)認可	年月日	(新規)	公告年月日	(兼	新規) 有効	期限の末日	自動更新 規定の有無	期限終了後の対応(更新の予定	面積(㎡)	区画数	協定のねらい	住	区分 既成市街地	協定型
				再認可	(再認可 の場合 認/公	/公 年		月日		年	月日		年 月 日		3 年	Ŧ.	月日	(延長年 数)	~ 未定)				商工	新市街地	
福岡市	東区	香椎照葉 3 丁目東地区	香椎照葉三丁目23番12ほか	新規						Н	20 :	3 24	Н 20	3 2	4 H	H 30	3 23	有 (10)	更新の予定	58, 309. 23	3	その他	その他	新市街地	一人協定以外
福岡市	博多区	けやき台博多南地区	浦田二丁目186番4ほか	新規						Н	4	3 25	Н 4	3 30	0 Н	H 24	3 29	有(5) H19自動更新	未定	26, 408. 09	108	住宅地としての環境の維持増進	住	新市街地	一人協定
福岡市	博多区	大浜地区	下呉服町7番216ほか,大博町ほか	新規						Н	14	3 28	Н 14	3 28	8 H	H 24	3 27	有 (10)	未定	17, 087. 93	48	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
福岡市	博多区	金の隈みらい27	金の隈三丁目272番20ほか	新規						Н	18	8 21	Н 18	8 2	1 H	H 28	8 20	有 (10)	更新の予定	5, 361. 90	27	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
福岡市	博多区	空港前	空港前三丁目1番13ほか,空港前四丁 目123番6ほか,空港前五丁目51番1ほか	再認可	一人協定 以外 認	Н	8	7	4	Н	18 1	10 19	Н 18	10 19	9 Н	H 28	10 18	有 (10)	更新の予定	23, 451. 61	116	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
福岡市	中央区	赤坂三丁目・桜坂三丁目	赤坂三丁目54番ほか	新規						Н	9 8	8 21	Н 9	8 2	1 H	Н 29	8 20	無 H19自動更新		23, 405. 00	39	良好な住環境の維持保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	中央区	平尾3丁目・4丁目・平丘町・平尾浄水町・山荘通	平尾三丁目352番ほか, 平尾四丁目, 平 丘町, 平尾浄水町, 山荘通ほか	新規						Н	12 1	11 20	Н 12	11 20	0 Н	Н 22	11 19	有(5)	未定	40, 295. 45	125	良好な環境の維持増進	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	中央区	平尾4丁目	平尾4丁目271番ほか	新規						Н	15	7 14	Н 15	7 1	4 H	Н 25	7 13	無	更新の予定	21, 630. 29	61	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
福岡市	中央区	西中洲地区	西中洲2号3番ほか	新規						Н	16	5 27	Н 16	5 2	7 Н	Н 26	5 26	有 (10)	更新の予定	16, 825. 03	92	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	中央区	笹丘2丁目	笹丘二丁目207番2ほか	新規						Н	17	7 21	Н 17	7 2	1 H	H 22	7 20	無	更新の予定	9, 578. 21	49	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	中央区	平尾浄水町山荘通3丁目	平尾浄水町7番ほか, 山荘通三丁目70 番ほか	新規						Н	17 1	12 26	Н 17	12 20	6 Н	H 27	12 25	無	更新の予定	16, 769. 56	53	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	中央区	シーサイドももち・地行浜1丁目住宅地区	地行浜一丁目29番16ほか	新規						Н	18	3 30	Н 18	3 30	0 Н	H 28	3 29	有 (10)	更新の予定	10, 912. 74	45	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	中央区	笹丘2丁目4、5,6番	笹丘二丁目309番ほか	新規						Н	18 9	9 14	Н 18	9 1	4 H	H 28	9 13	有 (10)	更新の予定	8, 212. 71	27	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	中央区	地行一丁目	中央区地行一丁目1番1ほか	新規						Н	19 ;	3 29	Н 19	3 29	9 H	Н 29	3 28	有 (10)	更新の予定	29, 520. 93	138	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	南区	スカイタウン寺塚	寺塚2-14-14	再認可	一人協定 認	S	56	5	1	Н	4	3 25	Н		Н	H 24	3 29	有(5) H19白動更新	未定	9, 378. 97		住宅地としての環境の維持増進	住	新市街地	一人協定以外
福岡市	南区	レイクタウン屋形原	鶴田一丁目311番1ほか	再認可	一人協定 認	S	58	11	8	Н	6 1	12 1	Н 6	12 1	Н	Н 26	11 30	有 (10) H16自動更新	未定	15, 213. 00	90	住宅地としての良好な居住環境を維持増 進する目的	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	南区	グリーンタウン老司	老司五丁目	再認可	一人協定 認以外	S	52	11	10	Н	12	3 2	Н 12	3 2	2 Н	Н 22	3 1	有(10)	未定	5, 785. 99	73	維持増進	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	南区	平和1丁目27番、28番、30番	平和1丁目406番ほか	新規						Н	16	1 15	Н 16	1 1	5 Н	Н 26	1 14	無	更新の予定	11, 719. 19	37	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定以外
福岡市	南区	レークヒルズ野多目	野多目三丁目204番10ほか	新規						Н	17	6 16	Н 17	6 10	6 H	H 27	8 28	無	更新の予定	6, 821. 23	20	住宅地としての良好な環境を保全	住	新市街地	一人協定
福岡市	南区	アーサーパークヴィレッジやよい坂	柏原一丁目311番12ほか	再認可	一人協定 認	Н	8	5	20	Н	18	8 21	Н 18	8 2	1 H	H 28	8 20	有 (10)	更新の予定	9, 721. 87	52	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
福岡市	南区	高宮2丁目2区	高宮二丁目180番ほか	新規						Н	19	8 9	Н 19	8 9	Н	Н 29	8 8	有 (10)	更新の予定	7, 885. 57	33	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定 以外
福岡市	西区	西の丘	西の丘二丁目13番ほか	新規						Н	10 1	12 3	Н 10	12 3	В	H 20	12 2	有 (10)	更新の予定	170, 057. 02	739	良好な住環境の維持保全	住	新市街地	一人協定以外
福岡市	西区	西鉄ながら野団地	石丸3丁目276番1ほか	再認可	一人協定 認	S	52	7	12	Н	10 1	12 28	Н 10	12 28	8 H	H 20	12 27	無	更新の予定	53, 831. 15	219	良好な住環境の維持保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	西区	西福岡マリナタウン	愛宕浜一丁目2番1ほか, 愛宕浜四丁 目ほか	再認可	一人協定 認	Н	1	2	20	Н	12 1	12 28	Н 12	12 28	8 H	H 22	12 27	有(10)	未定	139, 880. 74	667	良好な居住環境の維持増進	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	西区	泉一丁目(泉けやき)	泉一丁目2番2ほか	新規						Н	16 1	10 4	Н 16	10 4	Н	Н 26	10 3	無	更新の予定	44, 743. 67	203	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	西区	今宿町谷	今宿町字前田109番5ほか	新規						Н	17	3 17	Н 17	3 1	7 Н	H 27	3 16	有 (10)	更新の予定	5, 365. 75	17	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	西区	泉2丁目(けやき東)	泉二丁目5番1ほか	新規						Н	17 ;	3 24	Н 17	3 24	4 H	H 27	3 23	無	更新の予定	25, 519. 08	103	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	西区	小戸三丁目	小戸三丁目1791番2ほか	再認可	一人協定 認以外	Н	8	3	7	Н	18	3 30	Н 18	3 30	0 Н	Н 28	3 29	有 (10)	更新の予定	70, 524. 83	305	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	西区	泉東	泉二丁目989番1ほか,泉三丁目812番	1 新規						Н	18	3 30	Н 18	3 30	0 Н	Н 28	3 29	有 (5)	更新の予定	65, 864. 92	249	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	城南区	東油山城南ハイツ	東油山一丁目22番1ほか	再認可	一人協定 認	S	61	12	27	Н	16	9 9	Н 16	9 9	Э Н	Н 26	9 8	無	更新の予定	22, 055. 55	95	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	城南区	田島1丁目3区	城南区田島一丁目118番ほか	新規						Н	17	5 30	Н 17	5 30	0 Н	Н 27	5 29	有 (10)	更新の予定	22, 111. 48	129	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	城南区	松山二丁目南西部	松山二丁目98番11ほか	新規						Н	17 1	12 8	Н 17	12 8	В	H 27	12 7	有 (10)	更新の予定	6, 841. 67	33	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	城南区	松山 2 丁目中西部地区	城南区松山二丁目467番89ほか	新規						Н	19	1 29	Н 19	1 29	9 H	Н 29	1 28	有 (10)	更新の予定	6, 417. 57	22	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	城南区	茶山2丁目2区 (B地区)	茶山二丁目3番ほか	新規						Н	20 :	3 17	Н 20	3 1	7 Н	Н 30	3 16	有 (7)	更新の予定	13, 517. 16	40	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	早良区	飯倉二丁目 4 区地区	飯倉二丁目505番6ほか	再認可	一人協定 認以外	Н	1	7	6	Н	11	9 2	Н 11	9 2	2 Н	H 21	9 1	無	未定	12, 314. 09	54	良好な住環境の維持保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	早良区	シーサイドももち・百道浜4丁目A住宅地区	百道浜四丁目901番121ほか	再認可		Н	1	5	8	Н	13 1	11 8	Н 13	11 8	В	Н 23	11 7	無	未定	19, 722. 51	73	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
福岡市	早良区	シーサイドももち・百道浜4丁目B住宅地区	百道浜四丁目902番108ほか	再認可	一人協定 認	Н	3	5	13	Н	13 1	11 8	Н 13	11 8	В Н	H 23	11 7	無	未定	39, 165. 56	130	住宅地としての良好な環境を保全	住	既成市街地	一人協定以外
<u> </u>		1	L	1	ı L								<u> </u>	1 1			1	1	1	1		1	-1 -1		8A/F

# \*\*「建築協定に定められた建築物に関する基準」については、主な概要であるため、具体に 定められた内容については各特定行政庁にて再度確認を行うこと。

					都市計画			神に ためがからです音に フジ・CISC 特定自成力にでき		建築	協定に定められた建築		四工又题自任七月申闰地建未休 1120.3.31时点			
地:	方公共団体名	地区名	用途地域	建ぺい率	建ぺい率 (%)	容積率	容積率(%)	82	容積率	建ぺい率	最低敷地面積	高さ(m)	壁面位置	т.	=n. /#±	7.0%
				(%)	(複数時に入力)	(%)	(複数時に入力)	用途	(%)	(%)	(m²)	階数	(m)	塀	設備	その他
福岡市	東区	香椎照葉3丁目東地区	2住	60		300								生垣,植栽	後付禁止	景観への配慮、緑化
福岡市	博多区	けやき台博多南地区	1 住専	50		80		専用住宅					道路1.0 ほか	生垣等		建物棟数 区画変更      地盤変更 緑化
福岡市	博多区	大浜地区	商業	80		436	400, 500, 600						1			
福岡市	博多区	金の隈みらい27	1 住	60		200		専用住宅	150			10	1	生垣, 竹垣等		区画割, 地盤高, 広告物, 色彩, 植栽
福岡市	博多区	空港前	1住	60		200		ホテル, カラオケボックス, (30㎡かつ居室2) /戸未満の 共同住宅等以外				12, 3F		生垣等		区画割
福岡市	中央区	赤坂三丁目・桜坂三丁目	1 住	60		200						10m, 3F				風俗営業及び旅館を禁止
福岡市	中央区	平尾3丁目・4丁目・平丘町・平尾浄水町・山荘通	1 中高	60		150						12, 3F				敷地地盤の高低差を著しく変更しない
福岡市	中央区	平尾4丁目	1 中高	60		150		共同住宅は(45㎡かつ居室2)/戸以上				12				
福岡市	中央区	西中洲地区	商業	80		400		風俗, ぱちんこ屋, ゲームセンター以外								
福岡市	中央区	笹丘2丁目	2住	60		200		45㎡/戸未満の共同住宅以外				10, 3F				緑化
福岡市	中央区	平尾浄水町山荘通3丁目	1 中高	60		150		45㎡/戸未満の共同住宅以外				12				地盤高変更時の承認要
福岡市	中央区	シーサイドももち・地行浜1丁目住宅地区	1住,2住	60		200		戸建専用住宅	80	50		10, 2F	2.5~1.6 (道路) 3~1.4 (隣地)		屋外設置禁止	と 区画割り変更禁止, 地盤高変更禁止, 勾配屋根
福岡市	中央区	笹丘2丁目4、5,6番	1 低専	50		80		専用住宅					0 1.1 (DTSE)			
福岡市	中央区	地行一丁目	1住, 2住, 商業	62	60, 80	220	200, 400	35㎡/戸未満の共同住宅以外				12, 3F				
福岡市	南区	スカイタウン寺塚	1 低住	50		80		専用住宅								増築の禁止
福岡市	南区	レイクタウン屋形原	1住専	40		60		専用住宅・併用住宅								増築の禁止
福岡市	南区	グリーンタウン老司	1 住専	40		60		専用住宅								
福岡市	南区	平和1丁目27番、28番、30番	1 低専	50		80		専用住宅,兼用住宅								
福岡市	南区	レークヒルズ野多目	一中高	60		200		専用住宅				10, 2F		生垣, ネットフェンス, 透過性のある塀等	r	敷地分割禁止, 地盤高変更禁止, 広告物禁止
福岡市	南区	アーサーパークヴィレッジやよい坂	1 低専	40		60		専用住宅				10		プロック0.6		屋根勾配, 色彩, 植栽
福岡市	南区	高宮2丁目2区	1 中高	60		150		40㎡/戸未満の共同住宅等以外				10, 3F				
福岡市	西区	西の丘	1 低住	50		80		専用住宅・併用住宅・診療所				3階·10m以下	1 m	門は0.5m後退		
福岡市	西区	西鉄ながら野団地	1 中高, 1 住	60		151	150, 200	専用住宅・併用住宅				12m以下				
福岡市	西区	西福岡マリナタウン	1 住専, 2 住	50	50, 60	82	80, 200	専用住宅・兼用住宅				10	1			1区画1戸
福岡市	西区	泉一丁目(泉けやき)	1 低専	40		60		35㎡/戸未満の共同住宅以外								
福岡市	西区	今宿町谷	準工	60		200		専用住宅,兼用住宅,長屋				3F				
福岡市	西区	泉2丁目(けやき東)	1 低専	40		60		35㎡/戸未満の共同住宅以外								
福岡市	西区	小戸三丁目	1住,2住	60		200		共同住宅は(33㎡かつ居室2)/戸以上								
福岡市	西区	泉東	1 低専	40		60		35㎡/戸未満の共同住宅以外								
福岡市	城南区	東油山城南ハイツ	1 低専	50		80		専用住宅, 診療所, 公益上必要な建築物					1.5(道路),1(隣地)			1区画1戸
福岡市	城南区	田島1丁目3区	1 中高, 2 住	60		172	150, 200	風俗, カラオケボックス以外				10, 3F				地盤高変更時の承認要,集合住宅の外構配慮,敷地 境界緑化
福岡市	城南区	松山二丁目南西部	1 中高, 2 住, 近商	61	60, 60, 80	130	100, 200, 200	戸建専用住宅								地盤高変更時の承認要
福岡市	城南区	松山 2 丁目中西部地区	1 中高	60		100		専用住宅				10				
福岡市	城南区	茶山2丁目2区 (B地区)	1 低専 1 中高	51	50, 60	83	80, 100	専用住宅				10, 2F				
福岡市	早良区	飯倉二丁目4区地区	1 中高, 準住	60		164	150, 200	共同住宅・長屋は (30㎡かつ居室2) /戸以上				12				
福岡市	早良区	シーサイドももち・百道浜4丁目A住宅地区	1 中高, 1 住	60		160	150, 200	専用住宅	80	50		10, 2F	1.2~3			1区画1戸,区画割の変更しない
福岡市	早良区	シーサイドももち・百道浜4丁目B住宅地区	1 中高, 1 住	60		167	150, 200	専用住宅	80	50		10, 2F	1.5~3			1区画1戸,区画割の変更しない